



第4期

# 加西市地域福祉計画

令和8年度～令和12年度



みんなの暮らしをみんなで支える

共生と協創のまち かさい

～あたたかな暮らしを未来につなげるまちづくり～

令和8年3月

加西市



# はじめに

---

近年、全国的に少子高齢化や核家族化が急速に進行し、人口減少、社会とのつながりの希薄化等、日々の暮らしを取り巻く生活課題はますます複雑化、多様化しています。

本市におきましても、高齢化率が35%を上回り、今後も上昇が見込まれる中、地域での住民同士のつながりが薄れ、地域活動の担い手不足による地域力の低下を懸念しているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やその後の物価高騰の影響等により、社会的孤立や孤独が深刻化している中、社会環境の変化に伴う課題解決に向けた取組がますます重要になると考えております。

加西市では、この度、第3期計画の取組の評価を行うとともに、国や県の動向や福祉ニーズを踏まえ、新たに令和8年度からの5年間を計画期間とする「第4期加西市地域福祉計画」を策定しました。この計画は、本市の地域福祉施策を取り巻く現状と課題を明確にし、市における保健・福祉分野の全体的な方向性を示すものです。

本計画の基本理念は、第3期計画を踏襲し「みんなの暮らしをみんなで支える 共生と協創のまちかさい ～あたたかな暮らしを未来につなげるまちづくり～」として、近年の福祉を象徴する「共生」の概念に、「協創」の概念を加え、加西市に関わるすべての人（市民のみならず関係する人や企業等）を巻き込んで地域福祉を進めていく想いを表現しています。

地域福祉の推進にあたっては、行政、市民、関係団体等、多様な主体が連携・協働して取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画を策定するにあたりまして、熱心にご審議いただきました加西市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆さま、関係機関、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和8年3月

加西市長 高橋 晴彦



## 内容

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画策定にあたって踏まえるべき事項 .....	2
3 計画の役割と位置づけ .....	5
4 計画の期間 .....	7
5 計画の策定体制 .....	8
第2章 計画の基本的な考え方 .....	9
1 基本理念 .....	9
2 基本方針 .....	11
3 施策の体系 .....	12
4 協創のまちづくりについて .....	13
5 地域福祉と「持続可能な開発目標」(SDGs) .....	14
6 階層別の地域の在り方(福祉圏域)の整理 .....	15
第3章 施策の展開 .....	16
基本方針1 互いにつながり支えあう人づくり .....	16
基本方針2 “まち”の力を生かした住民主体のまちづくり .....	22
基本方針3 誰ひとりとして取り残さない包括的な“まち”や地域をつくる .....	28
基本方針4 暮らしの安心と安全の仕組みをつくる .....	40
第4章 実効性のある計画にするための方策 .....	43
1 計画の推進体制と役割 .....	43
2 進捗管理の考え方 .....	45
資料編 .....	46
1 統計からみる加西市の現状 .....	46
2 アンケート調査からみる加西市の現状 .....	57
3 関係団体・関係機関への調査からみる加西市の現状 .....	70
4 第3期計画の進捗と評価 .....	72
5 加西市の現状について(まとめ) .....	75
6 加西市地域福祉計画策定委員会 委員等名簿 .....	78
7 加西市地域福祉計画策定委員会 設置要綱 .....	79
8 用語解説 .....	80



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

わが国では、令和2年に発生し世界的パンデミックを起こした新型コロナウイルス感染症により、人々の日常生活や経済生活に様々な変化が起きました。

感染拡大防止のために人と人との交流機会が激減したことにより、孤独・孤立の問題が深刻化し、地域における見守りなど従来の互助機能の低下も顕著となりました。

それ以外にも、不登校、老障介護、8050 問題、こどもの貧困、ヤングケアラーなど、従来の縦割り支援では対応が困難な制度の狭間の課題や複合的課題が顕在化しました。

そのような状況の中、令和2年には「改正社会福祉法」が施行され、従来の制度・分野ごとの縦割りを超えて、相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に推進するための「重層的支援体制整備事業」が創設され、翌年、内閣府に孤独・孤立対策担当室が立ち上げられました。

それ以降も、令和5年には「こども基本法」、令和6年には「孤独・孤立対策推進法」「女性支援新法」「認知症基本法」が施行されるなど、自ら助けを求めることが難しい人を含め、あらゆる人の人権や権利を守るための法律の整備が進められています。

本市においては、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、令和2年に「第3期加西市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実を図るとともに、地域住民や福祉関係団体等の主体的な取組の支援を進めてきました。

このたび、「第3期加西市地域福祉計画」の計画期間が令和7年度をもって満了となることから、現状の福祉ニーズや関連法令の改正点を踏まえ、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「第4期加西市地域福祉計画」を策定します。

## 2 計画策定にあたって踏まえるべき事項

### (1) 地域福祉の基本的な考え方

#### ① 「地域福祉」の考え方

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが複雑化・複合化しています。

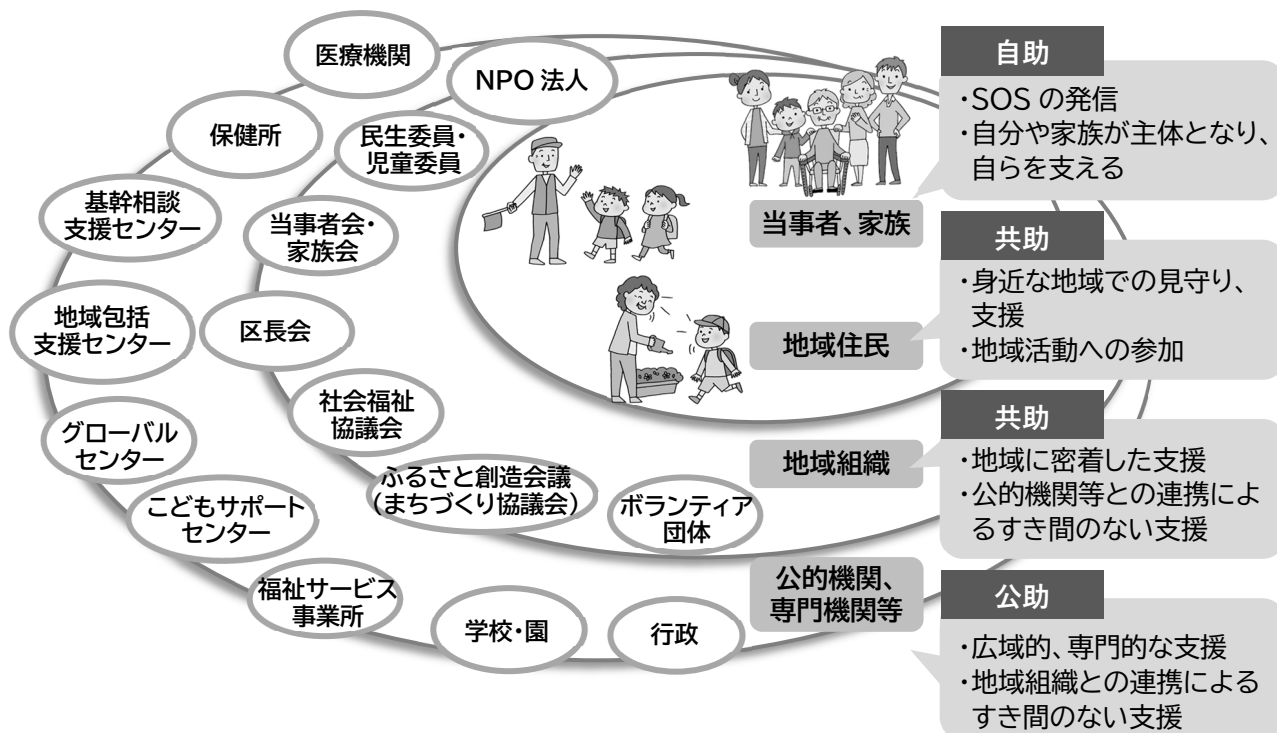
そのような状況の中、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

このように、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応し「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、市民・区長会・ふるさと創造会議(まちづくり協議会)・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、助け合い・支え合いの取組を互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』となります。

#### ② 「自助」「共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、市民・区長会・ふるさと創造会議(まちづくり協議会)・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」「共助」「公助」の視点が重要となります。

#### ▼地域福祉のイメージ



## (2) 法律等の動向について

本計画は、以下のような法の動向を踏まえ策定されます。

### ① 「改正社会福祉法」の施行

この10年間で、社会福祉の基礎法である社会福祉法は複数回改正され、特に平成28年、平成29年、令和2年に大きな転機となる改正がありました。

平成28年の改正では、社会福祉法人に対し地域社会における公益的な取組の実施や地域福祉の推進が責務として明確化されました。兵庫県では市町ごとに社会福祉法人のネットワーク化が進み、加西市では社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット加西)が設立され、行政や社会福祉協議会と連携し地域課題に取り組んでいます。

平成29年の改正は、孤立の進行や生活課題の複雑化を背景に、福祉専門職と地域社会が協働する「地域共生社会」の実現をめざしたものでした。その具体化として、令和2年の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」を一体的に行うことが求められています。

今後は、行政・福祉専門機関による包括的支援、社会福祉法人の地域福祉活動、住民主体のまちづくりが重なり合い、地域住民の生活向上につながることを期待されます。

### ② 「こども基本法」の施行

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行されました。

同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としており、本計画でもその理念等を踏まえた計画策定が求められます。

### ③ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行

認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する、活力ある社会の実現を目的として、令和6年1月に施行されました。本計画でもその理念等を踏まえた計画策定が求められます。

### ④ 「孤独・孤立対策推進法」の施行

コロナ禍で深刻化・顕在化した孤独・孤立への対策を強化するため、令和6年4月に施行されました。

同法の中で「地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、国及び地方公共団体との連携を図りつつ、区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と示されており、本計画でもその趣旨を踏まえた計画策定が求められます。

孤独・孤立を抱えながら「相談できる人がいない(相談する方法がわからない)」「近所づきあいがいい」といった状況で、事態が深刻化することも多いことから、まちの中で見守り、気づき、必要な支援につなげることが重要となります。

#### ⑤ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」の施行

困難な問題を抱える女性への支援については、従来売春防止法(昭和31年制定)に基づき、「売春をなすおそれのある女子」に対する保護更生等を目的として、補導処分や相談対応等が行われてきました。

一方で、近年の女性をめぐる課題は、被虐待経験や障がいによる生きづらさ、性暴力被害や生活困窮など複雑化・多様化・複合化しており、このような多様な問題を抱える女性に対する「支援」を中心に据えた新しい法律の必要性が指摘されるようになりました。

こうした声を受けて、「女性の福祉」や「人権の尊重・擁護」を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現をめざして、令和6年4月に女性支援新法が施行されました。

---

## 3 計画の役割と位置づけ

---

### (1) 本計画について

本計画は社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」となります。

また、本計画の策定にあたっては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、また「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく「再犯防止推進計画」について、一体的に策定します。

### (2) 計画の役割

#### ①地域福祉計画

「地域福祉計画」は、加西市における「地域の助け合い活動による福祉(地域福祉)」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目標とします。

#### ②成年後見制度利用促進基本計画

判断能力に不安のある高齢者や、知的障がい・精神障がいのある人など、誰もが住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

#### ③再犯防止推進計画

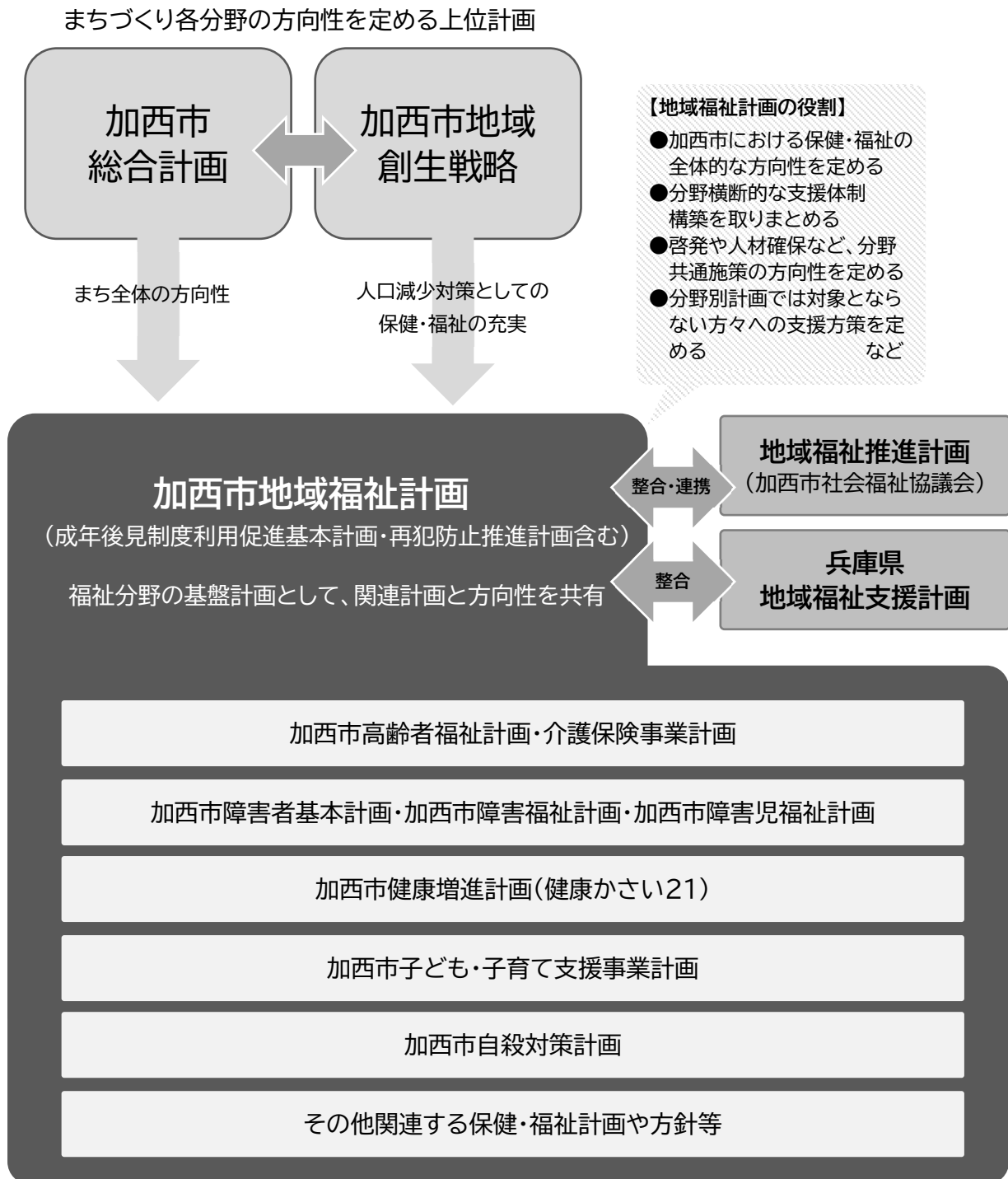
再犯に至る人には、出所後、社会とのつながりが希薄なため孤立無援となり、結果として生活困窮に陥り犯行に至る人や、判断能力が十分でない人、福祉的支援が必要な人もいます。

犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、立ち直りを支え再び受け入れることができる社会にするため、理解促進に向けた広報・啓発や、出所者への相談・生活再建支援等、再犯防止に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

### (3) 計画の位置づけ

「加西市地域福祉計画」は、市の最上位計画である「加西市総合計画」の保健・福祉分野における計画として位置づけられます。また、各福祉分野計画の基盤となる計画であり、市における保健・福祉分野の全体的な方向性を定めるものです。

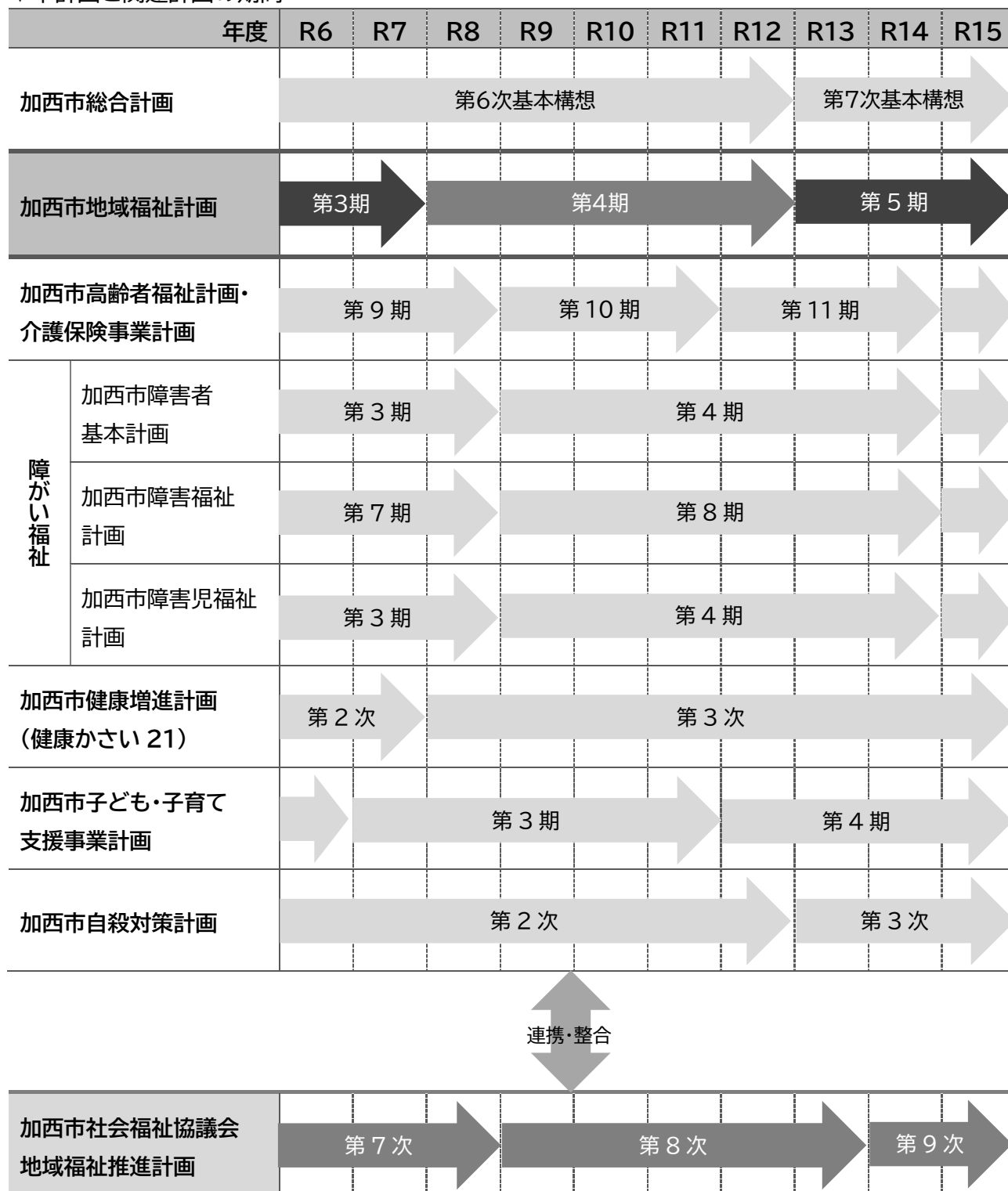
#### ▼計画の位置づけ



## 4 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、社会情勢の変化や市民ニーズの変化に対応するため、3年後に中間評価をするとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

### ▼本計画と関連計画の期間



---

## 5 計画の策定体制

---

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

### (1) 市民アンケート調査の実施

<b>調査目的</b>	計画の策定にあたり、市民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握することを目的とする
<b>調査期間</b>	令和6年12月10日(火)～12月27日(金)
<b>調査対象</b>	加西市在住の18歳以上の男女2,000名
<b>回収状況</b>	742件(回収率:37.1%)

### (2) 関係団体・関係機関への調査

<b>調査目的</b>	計画の策定にあたり、関係団体の計画への意見や地域活動状況等を把握することを目的とする
<b>調査期間</b>	令和7年4月23日(水)～5月20日(火)
<b>調査対象</b>	市内で活動する86の地域活動団体
<b>回収状況</b>	70件(回収率:81.4%)

### (3) パブリックコメントの実施

<b>実施目的</b>	計画策定にあたり、意見聴取のために市内公共施設や市のホームページにおいて計画案を公表し、市民の意見を広く聴取することを目的とする
<b>実施期間</b>	令和8年1月26日(月)～令和8年2月19日(木)
<b>実施対象</b>	市内に在住、在勤または通学する個人及び団体

### (4) 加西市地域福祉計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、市民代表者等で構成される「加西市地域福祉計画策定委員会」を開催し、計画について意見をいただきました。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

▼本計画の基本理念について

#### 基本理念

### みんなの暮らしをみんなで支える 共生と協創のまち かさい

～あたたかな暮らしを未来につなげるまちづくり～

第3期計画では、基本理念を「みんなの暮らしをみんなで支える共生と協創のまち かさい ～あたたかな暮らしを未来につなげるまちづくり～」とし、お互いをサポートし合う関係づくりを進め、誰もが安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてきました。

中でも、増加傾向にある後期高齢者が安心して生活できるよう、地域と連携した防災体制の強化(高齢者等の避難行動要支援者の名簿登録及び個別避難計画の策定等)を進めるとともに、「北はりま成年後見支援センター」を中核とした権利擁護を進めてきました。

しかしながら、各種調査結果では、ダブルケア、ヤングケアラー、老障介護、8050 問題、虐待問題等、課題の複雑化・複合化が進んでいる現状が見受けられるとともに、問題を抱えている多くの方が孤立していたり、(安否等の)様子が心配な方が地域に少なからず存在している現状がうかがえます。

一方で、地域活動や各団体の活動は、コロナ禍での行動制限や交流機会の減少をきっかけとして、以前のような活動再開へは途半ばの状況です。地域活動への参加者も減少傾向が続いており、活動の存続に関して危機感を抱く声が多く挙げられています。

このような状況の中、本計画では、これまでの取組の成果を踏まえつつ、近年の社会動向に対応できる地域福祉を推進することが求められます。

誰もが生きやすい多様性と包摂性に富んだまちづくりが求められるとともに、安全に安心して暮らすことのできるまちづくりに向けて、本市で増加傾向にある外国人住民や、市外に居住しながら本市や住民等と何らかの関わりを持ち、加西市に想いを寄せる「関係市民」の方を含め、それぞれが自分にできる声かけや見守り、まちづくりに主体的に関わる「協創のまちづくり」が重要となります。

本計画では、安全で安心な地域社会の実現に向けた全市的な方針である「加西市協創のまちづくり条例」で示された理念も踏まえ、第3期より引き続き、「みんなの暮らしをみんなで支える共生と協創のまち かさい ～あたたかな暮らしを未来につなげるまちづくり～」を基本理念とします。

### 《基本理念の解説》

「加西市協創のまちづくり条例」では、関係市民の定義として、「市外に住所又は拠点を有し、加西市や住民等と何らかの関わりを持ち、加西市に想いを寄せる者又は団体をいう。」と定義するとともに、その役割として「協創のまちづくりを推進するため、自らの持つ知識、経験等を活かし、地域の課題解決、地域の魅力の創造及び発信並びに交流に協力するものとする。」と示しています。

上記の考え方を踏まえたうえで、近年の福祉を象徴する「共生」の概念に、市内外問わず、加西市に関わるすべての人を巻き込んでまちづくりを進めていく「協創」の概念を加え、今まで以上に広い範囲が一丸となって地域福祉を進めていくという思いから、『みんなの暮らしをみんなで支える』という表現を使用しています。

また、副題の『あたたかな暮らしを未来につなげるまちづくり』については、加西市の地域福祉の中核である「あったかシステム」をさらに継承・発展させるために、各町や自治区の役割や支援についても言及し、次の世代も暮らしやすい加西市にしていくという思いを込めています。

---

## 2 基本方針

---

### (1) 互いにつながり支えあう人づくり

ダブルケア、ヤングケアラー、老障介護、8050問題、虐待問題等、複雑化・複合化が進む福祉課題に対し、本市独自の「あったかシステム」を生かし、社会福祉法人等との連携や、地域の見守りや声かけを通じて、必要な人を適切に支援につなぐ取組を進めます。

そのため、日ごろからの声かけをはじめとして、市民一人ひとりが互いに認めあい、つながりあう意識の更なる醸成を図るとともに、関係団体や関係機関と連携した福祉に関する学習機会の充実、多様な自助・互助活動の維持・発展に向けた取組を進めます。

### (2) “まち”の力を生かした住民主体のまちづくり

孤独・孤立の深刻化や福祉課題の複雑化・複合化が進む中、幸せな生活を“まち”全体で推進していく観点からも、子どもや子育て家庭、障がいのある人や高齢者、外国人住民を含め、誰もが地域の中でつながりを持ち、孤立することなく生活できることが重要です。福祉のまちづくりに市民の力を最大限生かすことができるよう、民生委員・児童委員の活動やボランティア活動の維持や充実に向けた支援に取り組むとともに、外国人住民への情報発信や意思疎通、交流機会の充実等に取り組めます。

### (3) 誰ひとりとして取り残さない包括的な“まち”や地域をつくる

住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、事業所等と連携した福祉サービスの提供・充実を図るとともに、外出・移動支援に取り組めます。

また、課題や困りごとを個人や家族で抱え込まず、適切に助けを求めることができるよう、相談しやすい環境や仕組みづくりを進めるとともに、「北はりま成年後見支援センター」との連携のもと、身寄りのない高齢者等を含めて、意思決定等の支援が必要な方に対する権利擁護の充実を図ります。

### (4) 暮らしの安心と安全の仕組みをつくる

防災体制の強化に向けて、自治会等と連携した訓練の実施や、町単位の地区防災計画の策定、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組むとともに、防犯体制の強化に向けて、教育・保育機関や福祉事業所、民生委員・児童委員等と連携した啓発・見守り・相談活動に取り組めます。

### 3 施策の体系

#### 基本理念

みんなの暮らしをみんなで支える  
共生と協創のまち かさい

～あたたかな暮らしを未来につなげるまちづくり～

基本方針	基本施策
基本方針 1 互いにつながり 支えあう人づくり	(1) 福祉意識の向上 (2) 福祉学習の推進 (3) まちづくり、福祉人材の発掘 (4) 当事者・当事者活動組織への支援 (5) 多様な団体の参加の推進 (6) 社会福祉法人における地域貢献活動の推進
基本方針 2 “まち”の力を 生かした住民主体 のまちづくり	(1) 地域交流の促進 (2) 住民参画による支えあい活動の推進 (3) ボランティア活動に対する支援 (4) 安心して子どもを生み育てられるまちづくり
基本方針 3 誰ひとりとして取 り残さない包括的 な“まち”や地域を つくる	(1) 包括的な相談体制の充実 (2) 分かりやすい情報提供の充実 (3) 福祉サービス充実に向けた利用者・住民の参画の促進 (4) 必要な支援につなぐ仕組みづくり (5) 権利擁護の推進 (6) 外出・移動支援の充実
基本方針 4 暮らしの安心と 安全の仕組みを つくる	(1) 災害時や緊急時の支援体制の充実 (2) 交通安全対策・防犯活動の推進

## 4 協創のまちづくりについて

本市ではこれまで、平成 25 年に制定した「加西市ふるさと創造条例」に基づき、地域住民の主体的な参画と協働によるまちづくりを推進してきました。地域においても、地域主体のまちづくりを行う「ふるさと創造会議(まちづくり協議会)」が市内全 10 地区で立ち上がり、それぞれの地区の特性を生かした多様な取組が進められています。

しかし、少子高齢化を背景として地域課題の多様化・複雑化が進む一方で、地域活動を担う人材不足の問題もあり、地域コミュニティ活動は危機的状況に追い込まれています。

そこで本市では、上記の問題を、市内外問わず加西市に関わるすべての方々の参画によって解決するべく、令和元年度に「加西市協創のまちづくり条例」を制定しました。

「加西市協創のまちづくり条例」では、多彩な経験や知識を地域に呼び込み、協働の輪を拡げていくことを目的に、これまでの「参画と協働」によるまちづくりを踏襲しつつ、外部の人材やノウハウを誘引するため「情報発信」を強化し、関係市民を含めたまちづくりに関わる多くの仲間とともに、地域課題の解決や主になる人材育成、そして新たなまちの魅力の創出を図ります。

本計画においても、「加西市協創のまちづくり条例」における推進方針を踏まえ、あらゆる分野や世代によって創られる地域福祉の実現をめざすものとします。

### ▼「加西市協創のまちづくり条例」推進方針

#### 住民の主体的な参画と協働

住民自らが主体的にまちづくりについて考え参画し、まちづくりに関わる多くの人や団体と役割分担のもと、楽しみややりがいを共有しながら、進めていきます。



#### 関係市民との連携・協力

住民や事業所だけでなく、新たなまちづくりの担い手として、市外に居住し、加西市に想いを寄せる多様な価値観を有する多くの人々(関係市民)の参加や協力、連携を得ながら進めていきます。



#### 情報の発信と交流

地域の魅力向上には、関係市民を含めまちづくりに関わる多くの人々が様々な媒体を活用して、地域の魅力を情報発信していくことが重要で、このことにより、地域への関心を高め、市内外の人との交流を創出します。



#### 新たな地域の魅力発掘・創造

関係市民をはじめ、まちに関わる者や団体同士が連携・協力し、まちづくりへの楽しさ・やりがい等を共有しながら、地域課題の解決はもとより、情報発信や交流を通じて、地域の新たな魅力の発掘・創造に取り組めます。



## 5 地域福祉と「持続可能な開発目標」(SDGs)

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、平成27年に国連において採択された、すべての国がその実現に向けてめざすべき目標のことです。「誰ひとりとして取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

本市は令和4年度に SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の3側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、「SDGs 未来都市」に選定されています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

### ▼福祉分野における取組と SDGs の対応



ひとり親家庭をはじめとした、経済的に困窮している世帯への支援の実施



食育や食生活改善指導など、適切に栄養を摂取するための支援の実施



母子の健康維持のための医療・福祉体制の整備及び公平な利用促進



教育を通じた自助意識や福祉への関心の醸成



平等な社会参画のための支援と多文化共生社会実現のための支援の実施



防災・防犯・交通安全対策を通じた安全な地域づくりの推進



差別の解消や虐待の防止などを通じた、すべての人への人権の保障

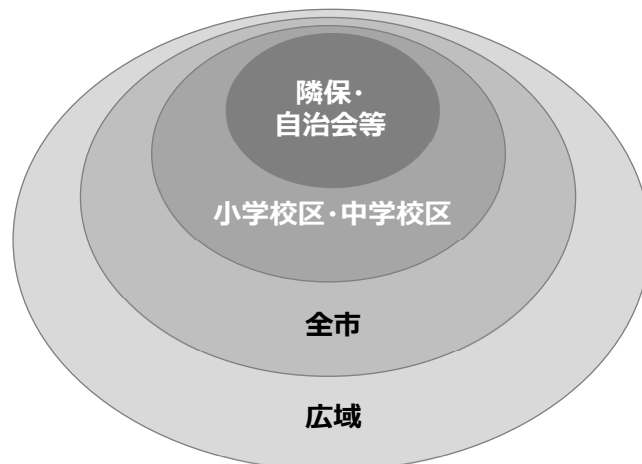


行政・地域・関係機関等の連携を通じた包括的な支援体制の構築

## 6 階層別の地域の在り方（福祉圏域）の整理

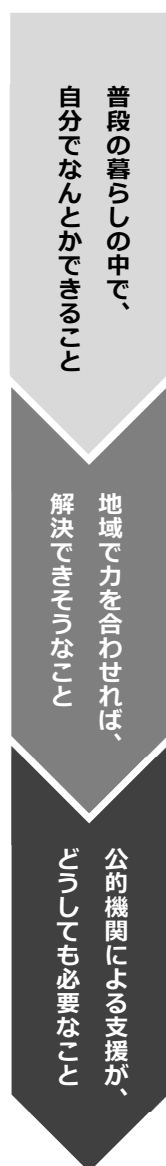
地域福祉の効果的な推進のためには、市全体を想定した専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供から自治会等の住民による見守り活動等といった、市全体エリアの大きな圏域から、自治会等住民に身近な圏域まで、各圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要です。

本市における福祉の圏域は、以下の通りに整理されます。



重層的な圏域の構成イメージ

### ▼加西市における福祉圏域



範囲	単位と役割
隣保	地域における最も身近な単位。近隣同士での声かけや見守りなどが期待される 《主体：隣保、あつたか班 など》
各町	隣保の集まりによって構成される、字による単位。地域の課題を集約して問題の解決にあたることが期待される 《主体：自治会、区長会、いきいき委員会、民生委員・児童委員協議会 など》
小学校区	合併前の旧町村を単位として構成される 11 圏域。各団体と連携し、支え合い活動を進めていくことが期待される 《主体：はつらつ委員会、ふるさと創造会議（まちづくり協議会）、小学校 など》
中学校区	複数の小学校区が集まってできる 4 圏域。地域と行政の協働により、多様化・複雑化した課題に対応することが期待される 《主体：地域包括支援センター、中学校 など》
全市	行政がサービスを提供できる圏域。地域レベルでの解決が難しい、専門的な課題への対応が求められる 《主体：市役所、社会福祉協議会、社会福祉法人、商工会議所 など》
広域	大規模または高度に専門的なサービスを提供する圏域。市単独での実施が難しい、または効率的な事業実施のための連携が期待される 《主体：北播磨県民局、北播磨医療圏、兵庫県 など》

## 第3章 施策の展開

### 基本方針1 互いにつながり支えあう人づくり

#### (1) 福祉意識の向上

一人ひとりの人権を尊重し互いに支え合う仕組みづくりの大切さを啓発するとともに、虐待を見逃さない地域づくりや、障がいや認知症への理解を深めるための情報について、広報紙をはじめ、ホームページやSNS等の多様な媒体を活用した広報・啓発を進めます。

##### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 広報紙やホームページなど、市や社会福祉協議会等が発信する情報に関心を持ち、身近な人と共有しましょう。
- 認知症や障がい等についての理解を深めるとともに、認知症の方や障がい者の尊厳を守りましょう。

##### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 団体は、地域で取り組んでほしいことや、知ってほしいことについて、様々な媒体を使い情報を発信しましょう。
- 事業所は、地域との交流活動等を推進し、福祉意識の向上を図りましょう。
- 事業所は、障害者差別解消法の理念の実現に向け、事業所内の合理的配慮の推進に努めましょう。

#### (1) - 1 啓発・広報活動の充実

##### ▶加西市が取り組むこと

広報やホームページ等を活用した福祉意識の啓発	市民一人ひとりの福祉意識の醸成に向けて、広報、ホームページ等を活用して、地域福祉の重要性や地域の福祉課題について、様々なツールを使い啓発を行います。また、障がい者週間や児童虐待防止月間、手話言語の国際デー等に合わせた啓発活動に取り組みます。
虐待防止や権利擁護に係る啓発活動の推進	高齢者や障がい者、子ども等あらゆる人の権利擁護や虐待防止に向け、広報紙やホームページ、SNS 等を用いた啓発活動を推進します。また、それぞれの虐待の相談・通告窓口の周知を推進します。
障がいや認知症への理解の促進	障害者差別解消法を踏まえ、合理的配慮の提供など、社会的障壁の除去に向けた啓発活動に取り組むとともに、認知症基本法を踏まえ、認知症への理解や見守り活動の促進に向けた啓発活動に取り組みます。

## (2) 福祉学習の推進

地域福祉の輪を広げるため、子どもの頃から福祉について学ぶ機会を提供するとともに、市民一人ひとりが福祉のネットワークをつくる一員として関心を高めることができるよう、多様な体験・学習機会を提供します。

### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 一人ひとりが福祉に関心を持ち、福祉やボランティア、人権等をテーマとした講演会や学習会に参加しましょう。
- 自分の家族やまちの子どもが福祉の心を学ぶことができるよう、見守りや声かけを含め、自分にできる協力をしましょう。

### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 学校等と連携し、福祉に関する学習機会や、ふれあいの機会の充実を図りましょう。
- 福祉に関する研修や講座への協力を努めましょう。

## (2) - 1 意識醸成のための学習機会の提供

### ▶加西市が取り組むこと

福祉を学ぶ場の提供	出前講座等を活用し、福祉サービスや制度についてわかりやすく説明するなど、情報提供の充実を図ります。
共生社会を学ぶ機会の提供	学校教育や社会教育等、様々な機会を通じ、年齢、性別、障がい、国籍、文化等の違いに関わらず、誰もが一人の人間として生きていける共生社会の考え方や仕組みを学ぶ機会を提供します。講演会等を企画する際は、若い世代も参加しやすい手法も併せて検討します。
ユニバーサルデザインのまちづくり	ハード・ソフト両面からユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、公共施設の整備とともに、横断的な課題に対処する仕組みや保健・医療・福祉機能が連携したケアシステムの構築に取り組みます。また、働く意欲のある女性や高齢者、障がい者の雇用・就業の機会拡大を促進するとともに、文化芸術活動やスポーツ等を通じた多様な人との交流機会の提供、情報アクセシビリティの推進等に取り組みます。あわせて、増加傾向にある外国人住民とのコミュニケーションの促進に向けた「やさしい日本語」教室を開催します。
合理的配慮の普及	様々な機会を活用し、障がいや合理的配慮への理解を深めるための周知を行い、障がいを理由とした差別や障がい者の生きづらさの解消を図ります。また、障がい者団体への意見聴取等に基づき、公共施設や市の事業の見直しを行います。
パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を通じて、誰もが自分らしく生きることができる共生社会の実現をめざします。

## (2) - 2 学校における福祉教育の推進

### ▶加西市が取り組むこと

福祉体験学習の実施	子どもの頃から福祉に関心をもつことができるよう、総合的な学習の時間や地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」等を活用し、福祉体験を実施します。また、グローバル化に応じた「やさしい日本語講座」の開催や、後期高齢者の増加に応じた「認知症サポーター養成講座」の開催など、今日的な課題に応じた学習機会の提供を図ります。
福祉体験イベントの支援	児童・生徒が福祉の心を学ぶことができるよう、学校での福祉学習や社協まつり等の場を活用した福祉体験イベントを支援します。
地域と連携した学校運営の推進	コミュニティ・スクールの充実を図り、社会に開かれた教育課程の実現をめざして、地域とともにある学校づくりを推進します。地域学校協働活動と連携しながら、学校と地域・家庭との交流拡大に努めます。

## (3) まちづくり、福祉人材の発掘

地域における支え合い活動の維持・充実に向けて、地域活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。また、福祉的支援を継続して提供できる体制を維持することを目的に、専門的支援に携わる人材の確保と育成に取り組みます。

### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 地域で行う福祉活動や地域行事に参加・協力しましょう。
- 生活支援サポーターや認知症サポーターの活動を知り、自分にできる協力をしましょう。

### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 地域で活動している団体同士で、交流や情報交換ができる機会を確保しましょう。
- 福祉事業所は、研修受講の推進等により、支援の質の向上を図りましょう。

## (3) - 1 地域福祉を支える人材の確保と育成

### ▶加西市が取り組むこと

ボランティア養成講座の開催	地域のニーズに合った養成講座を開催するとともに、参加しやすい環境づくりや、新たな参加者の確保につながる講座の企画・検討に努め、参加促進を図ります。
福祉人材の資質向上	地域福祉を担う人材の資質向上に向け、福祉専門職や福祉関連サービスの関係者、ボランティア等に対する研修機会の確保に努めます。

### (3) - 2 専門的支援に携わる人材の確保と育成

#### ▶加西市が取り組むこと

生活支援サポーター養成講座	援助を必要としている高齢者に掃除や買い物の代行、話し相手、通院の付き添い等の暮らしの手助けを行う「生活支援サポーター」を養成する講座を開催し、人材育成に取り組むとともに、ステップアップとしての生活支援サポーターフォローアップ研修を開催します。
認知症サポーター養成講座	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに向け、認知症を正しく理解し、認知症の人をサポートする「認知症サポーター」を養成する講座を開催し、人材育成に取り組めます。また、取組の拡大に向けて市内事業所や学校と連携した講座の開催を検討します。

### (4) 当事者・当事者活動組織への支援

障がいのある人や高齢者の多様な社会参加の機会の充実に向け、文化・芸術活動やボランティア、地域活動等に誰もが参加しやすい環境の整備に努めます。また、就労を通じて生きがいをもって生活できるよう、就労継続支援事業所等やシルバー人材センターと連携し、働く場の確保・提供に努めます。

#### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 文化・芸術活動やボランティア、地域活動等に関し、障がいのある人や高齢者を含め、誰もが参加しやすい方法について考えてみましょう。
- 様々な活動に誘い合って参加しましょう。
- 障がいや認知症等への正しい理解に努めるとともに、認知症カフェ等の取組について知りましょう。

#### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 就労継続支援事業所やシルバー人材センターと連携して、居場所づくりや社会参加の促進について取り組めることを考えてみましょう。
- 地域のサロンや、シルバー人材センターの活動について、会員間等での情報共有を図りましょう。

### (4) - 1 社会参加の促進

#### ▶加西市が取り組むこと

障がい者の社会参加の促進	障がい者の集いの場や地域住民と交流する機会を創出するとともに、障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業所等が主体となって実施する交流事業を支援することで、障がい者の社会参加を促進します。 ハローワークや兵庫障害者職業センター等の関係機関との連携を密にし、雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行います。 また、基幹相談支援センターに就労支援専門員を配置し、就労支援や就職後の職場定着を図るための相談・援助体制の充実に努めます。
--------------	---

高齢者の社会参加の促進	高齢者の生きがいづくりに向け、サロン活動等の交流の場や学習機会の提供に努めるとともに、シルバー人材センターや商工会議所、ふるさとハローワーク等との連携のもと、就労による高齢者の社会参加の促進を図ります。
認知症カフェの運営	認知症の人とその家族が気軽に立ち寄り、悩みを共有し合いながら、専門職に相談もできる認知症カフェの運営を支援します。

## (5) 多様な団体の参加の推進

誰もが住み慣れたまちで生き生きと暮らし続けられるよう、ふれあいきいきサロン等の健康増進や交流促進につながる取組を進めます。

### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- まちで行われる居場所づくりや健康づくりの活動について知り、他の人にも伝えましょう。

### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 活動について、多くの人に知ってもらえるよう、情報発信に努めましょう。
- 誰もが活動に参加しやすい方法等について、意見や知恵を出し合いましょう。
- 業務・活動を通して、見守り活動等、福祉活動に取り組みましょう。

## (5) - 1 当事者・当事者組織活動への支援

### ▶加西市が取り組むこと

健康づくり活動の推進	市民に対し、日頃から健康づくり活動等に声をかけ合い、誘い合って参加する事を促します。また、若い世代を含めた健康づくりに無関心な方々に対して、運動ポイント事業の普及に取り組みます。
栄養知識の普及	食生活改善推進委員(いずみ会)と連携しながら、子育て世代を中心に料理教室や食育教室を実施するほか、適切な食生活の普及啓発や健康教育を幅広い世代へ行うなど、市民の食に関する意識や知識の向上に努めます。
民間企業等の福祉活動の推進	民間企業・事業所との連携による見守り活動等を推進します。

## (6) 社会福祉法人における地域貢献活動の推進

行政と社会福祉協議会は社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット加西)との連携・協力のもと、「あったかシステム」の推進及び機能強化に取り組みます。

### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- まちの行事や社会福祉協議会より発行される「社協だより」等に目を通し、社会福祉協議会の取組や、あったか班・いきいき委員会の活動、社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット加西)の活動について知りましょう。
- 「あったか介護相談員」の活動について知り、自分にできる協力をしましょう。

### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 市内の他の団体との連携や、情報共有を図りましょう。
- 社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット加西)やあったかシステムに参画・協力し、地域の課題の解決に向け、公益的に取り組みましょう。

## (6) -1 社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット加西)等との連携による取組の推進

### ▶加西市が取り組むこと

地域貢献事業の促進	福祉イベント等における総合相談窓口の開設を行います。学生を対象としたフィールドワークや福祉事業所へのインターンシップを通して、福祉人材の確保を進めます。各地区で実施されている高齢者の移動支援について、事業所による車両の提供や運転ボランティアの派遣について検討を行います。
あったか介護相談員の確保・育成	介護保険施設等への訪問や行事への参加により、介護サービスの利用者の目線でサービス利用者の話を聞き、サービス利用者の不満・不安に気づき、きめ細やかに対応することで、本来、事業所と対等の立場である利用者が、サービス改善の途を探るための問題提起・提案等を行う手助けを行う「あったか介護相談員」の確保と育成に取り組みます。
あったかシステムへの参画の促進	市と社会福祉協議会が中心となって取り組んでいる「あったかシステム」について、広く、社会福祉法人に参画を促す取組を進めます。

## 基本方針2 “まち”の力を生かした住民主体のまちづくり

### (1) 地域交流の促進

増加傾向にある外国人住民が安心して生活できる多文化共生の地域づくりを進めます。

また、地域の中で多様な交流が生まれるよう、図書館や公民館、地域交流センター、グローバルセンター等を活用して、様々な人が集い交流する場づくりを進めるとともに、市民が主体となって行う認知症カフェ等の運営支援を進めます。

#### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- まちの人と声をかけあい、ふれあい・いきいきサロン等の交流の場や、健康づくりに参加しましょう。
- 子どもから高齢者まで、世代を超えてふれあえるよう、地域のイベントや伝統行事に参加しましょう。
- 増加傾向にある外国人住民への差別心を持たず、互いの尊厳を守り、異なる文化(多文化)への理解に努めましょう。

#### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 社会福祉協議会は、各種団体と連携し、多様な交流機会の確保と充実を図りましょう。
- ボランティアウィークや健康福祉まつり、福祉フェスタや社協まつり等の機会を活用し、市民との交流を深めるなど、福祉意識の高揚につながる取組を進めましょう。
- 年齢、性別、障がい、国籍、文化等の違いに関わらず、誰もが尊重される共生社会の実現に向け、従業員や会員等への人権教育や啓発を進めるとともに、外国人住民との交流機会の確保を図りましょう。

### (1) - 1 交流の促進

#### ▶加西市が取り組むこと

福祉イベントの開催	市民が福祉を身近に感じる機会として「健康福祉まつり」「みんなの福祉フェスタ」を開催し、障がいのある人との交流等を通じて、住民の福祉意識の醸成を図ります。
多世代間による交流促進	子どもから高齢者まで、地域で生活する様々な世代が参加し交流できる機会の確保・提供を図ります。
サロン活動の充実に向けての支援	地域の活動へ参加しやすい環境をつくり、誰もがその地域で様々な関わりを持ちながら暮らし続けられるよう居場所づくりを進めます。また、ふれあい・いきいきサロン等の活動について、男女を問わずより多くの方に参加いただけるよう、ニーズを踏まえた活動支援を進めます。

## (1) -2 外国人住民と共生した地域づくり

### ▶加西市が取り組むこと

多文化共生事業	NPO 法人加西市国際交流協会と連携し、外国人住民の日常生活での悩みや仕事の相談に応じるとともに、市役所での手続きや入国関係の手続き等に関する支援を行います。また、加西市グローバルセンターを中核として外国人住民との交流活動の推進を図ります。
外国人住民への情報発信や意思疎通支援	広報紙の多言語デジタル配信を行い、外国人住民の生活に必要な情報の伝達を図ります。また、要望に応じて教育現場等へ通訳を派遣するほか、市役所窓口で、タブレット端末等を活用した相談業務等に応じるとともに、正確な意思疎通が特に重要となる医療現場に関して、市立加西病院において、医療通訳(FACIL)システムを導入し、安心して受診(診察)できる体制づくりに取り組みます。
市内在住外国人への学習支援の推進	在住外国人のための学習支援として、NPO 法人加西市国際交流協会やボランティア団体等と連携した日本語学習の機会の充実に取り組みます。

## (2) 住民参画による支えあい活動の推進

今後増加すると予想されるひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者が、できる限り住み慣れた環境で自分らしく尊厳と希望をもって暮らし続けることができるよう、地域における見守りや、支えあい活動の充実を図ります。

また、民生委員・児童委員や各種相談員などが住民の身近な相談相手になるよう、活動の支援や周知に取り組むとともに、生活支援サポーター等の多様な福祉人材の発掘・育成に努めます。

### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 社会福祉協議会が実施している「生活支援サポーター」の活動に積極的に参加しましょう。
- 上記のサポーターに既に登録されている方は、フォローアップ研修の受講を検討しましょう。
- 民生委員・児童委員やサポーターの活動を知り、活動の趣旨を理解し、自分にできる協力をしましょう。
- 地域で行う福祉活動や地域行事に参加・協力しましょう。
- 区長や民生委員・児童委員等と連携を図り、町内で援助を必要としている方々に手助けや見守り活動を行いましょ。

### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 社会福祉協議会は、生活支援サポーターや認知症サポーターの養成講座の開催に努めましょう。
- 地域で活動している団体同士で、交流や情報交換ができる機会を確保しましょう。
- 福祉事業所は、研修受講の推進等により支援の質の向上を図りましょう。

## (2) - 1 住民相互の連携による取組の推進

### ▶加西市が取り組むこと

小地域福祉活動の推進	「あったか友愛訪問活動」を主体とする小地域福祉活動により助け合いのまちづくりを進めます。小地域の取組紹介や活動団体間の交流の促進等、社会福祉協議会の地域福祉担当者との連携を強化し、小地域福祉活動の更なる推進を図ります。
生活支援サポートセンターの機能充実	家事等の援助を必要とする人と援助をしたい人が会員となって、ボランティアを通して助け合う機関である「生活支援サポートセンター」の機能充実に向けて、事業の周知に努めます。また、誰もが住みやすいまちづくりに向け、区長会やふるさと創造会議(まちづくり協議会)と連携し、自治会の機能強化とまちの互助機能の向上に努めます。
高齢者等 SOS ネットワーク	認知症高齢者等の行方不明が発生した場合において、警察に行方不明届を出した家族等の申請により、協力者の携帯電話等に、行方不明者の特徴等の情報をメール送信することで、行方不明者の早期発見と保護を図ります。また、行方不明になる可能性のある方に対し「GPS 等端末機」の利活用を促進することで早期解決を図ります。
「あったかシステム」の活用	あったか友愛訪問活動を主体とする小地域福祉活動(あったか班、いきいき委員会、はつらつ委員会)により、助け合いのまちづくりを進めます。また、活動者の確保に向けて市民の関心が高い「防災」視点での活動・参加を促すなど、実態に応じた支援に取り組みます。
あったか班(あったか友愛訪問活動)	活動の基本となる小集団(隣保)のあったか班長が、隣保内での見守りの必要な高齢者等の声かけや見守りを行うことで安否確認を行います。
いきいき委員会	各町を基本単位として、あったか推進のつどい等による事業を実施し、高齢者の見守り、生きがいづくりを行うとともに、班長から得た情報や問題を持ち寄り、問題解決に向けて町内で対応策を検討します。また、活動の継続に向けた担い手確保に取り組みます。
ふるさと創造会議との連携	各自治会内の健康・福祉における問題や課題解決に向けて取組を推進します。
「あったかシステム」の周知	「あったか友愛推進大会」等の研修会を毎年実施し(市全域・各地区開催を交互に実施)、住民に対し、地域での見守り・支え合いの大切さを周知します。また、はつらつ委員会・いきいき委員会の研修会やサロン等において、近隣での見守り・声かけの重要性を周知するとともに、先進的な活動事例を紹介します。

## (2) - 2 民生委員・児童委員活動の推進

### ▶加西市が取り組むこと

民生委員・児童委員活動の周知の推進	広報やホームページを通じて、民生委員・児童委員の活動の周知に取り組めます。
民生委員・児童委員活動への支援	必要な知識を習得するための研修活動への支援や、活動のための情報提供など、民生委員・児童委員活動に対する支援を行います。また、民生委員・児童委員の役割や活動内容について周知・啓発を行います。
福祉人材の発掘・確保	自治会や民生委員・児童委員、民生・児童協力委員との連携のもと、生活支援サポーター等の多様な福祉人材の発掘に努めます。また、子育て世代も含めた多様な世代に地域福祉活動に参加・活躍してもらえよう、様々な機会を活用し、働きかけを行うとともに、社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット加西)等との連携のもと、福祉人材の育成や活躍の場の提供に努めます。
ボランティア養成講座の開催	生活支援サポーターや認知症サポーターなど、地域のニーズに応じた養成講座を開催するとともに、参加しやすい環境づくりや、新たな参加者の確保につながる講座の企画・検討に努め、参加促進を図ります。

## (3) ボランティア活動に対する支援

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの機能強化への支援に取り組み、市民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備を図ります。

ボランティア意識の高揚に向けて、広報やホームページを通じた情報発信や啓発活動に取り組めます。

### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 市や社会福祉協議会が実施するボランティア養成講座への参加に努めましょう。
- ボランティアに関心を持ち、自分にできるボランティアに参加しましょう。

### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- ボランティアウィークや健康福祉まつり、福祉フェスタや社協まつり等の機会を活用し、住民との交流を深めるなど、福祉意識の高揚につながる取組を進めましょう。
- 高齢者に対しボランティアセンターやシルバー人材センターを PR し、利活用の促進や高齢者の生きがいづくりに寄与しましょう。

### (3) - 1 ボランティアセンター強化への支援

#### ▶加西市が取り組むこと

ボランティアセンターの機能強化に向けての支援	地域福祉の推進役としてボランティアに関する相談や情報提供を行う「加西市ボランティア・市民活動センター」に専任職員を配置し機能強化を図れるよう、支援します。
ボランティア相談等の実施の支援	ボランティアセンターが、ボランティア活動をしてみたい方や活動中の方に対し、活動に関する情報提供やボランティア相談に取り組めるよう支援します。
社会資源の活用による地域の拠点づくり	地域づくり活動を支援するため、公民館等の地域住民に身近な施設をはじめ、学校の空き教室等、地域の様々な資源を活用した拠点づくりを進めるとともに、地域交流や住民が集える場としての活用に努めます。また、地域の拠点づくりへの支援として、各種制度の改正や新設を検討します。

### (4) 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

ボランティア等と連携した子育て家庭の孤立防止や居場所づくりに取り組むとともに、学校とまちの連携による防犯・交通安全対策に取り組み、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めます。

#### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- まちの子ども、子育て家庭に目を向け、孤立していたり、悩みを抱えこんでいる人がいないか気にかけてみましょう。登下校時の子どもの様子など、見守り活動に取り組みましょう。
- 児童虐待の早期発見と関係機関への通報に努めましょう。
- 子どもから高齢者まで、世代を超えてふれあえるよう、まちのイベントや伝統行事に参加しましょう。

#### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 自治会は、子ども会活動や地域の伝統行事を含め、多様な交流機会の維持、充実を図りましょう。
- 日中に営業・開所する事業所等は、こども 110 番の家への登録に努めましょう。

### (4) - 1 交流や相談の機会の充実と安全対策の推進

#### ▶加西市が取り組むこと

子育てに関するボランティア活動への支援	子どもの学習支援を実施するほか、こども食堂等、子どもに関するボランティア活動を推進する団体について、活動内容の周知や支援を行います。
コミュニティ・スクールの推進	本市では、学校・家庭・地域が連携して「どんな子どもたちを育てたいか」「どんな学校にしたいか」という目標やビジョンを共有し、地域全体で子どもの成長を支える基盤をつくるため、令和5年度より市内全小・中・特別支援学校にコミュニティ・スクールを導入しています。学校運営協議会(かさいコミスク)を中心に、家庭・地域とともに学校の様々な課題の解決に向けた協働による活動を推進します。

「つどいの広場」や「子育て広場」の利活用の推進	未就園児の保護者に、親子のふれあい、親同士の交流、育児の不安や悩みを相談する場として「つどいの広場」を開催するとともに、市内のこども園と連携して「子育てひろば(園庭開放)」を開催し、子育て家庭の交流機会の充実を図ります。
こどもサポートセンター(こども家庭センター)における相談支援の推進	妊娠期から18歳に至るまでの様々な子育て相談を一体的に受け止め、それぞれの子どもや家庭に適した支援の調整を行います。
要保護児童対策地域協議会との連携	関係機関と地域社会がネットワークを組んで、すべての子どもが健全に育成されるよう児童虐待防止に係る取組や、養育支援が必要な世帯への支援事業を推進します。
交通安全対策の推進	交通安全の推進に向けて教育・保育施設と連携した交通安全教育に取り組むとともに、小学生の登下校時において、こども見守り隊等の地域のボランティアと連携した見守りや、青色防犯パトロール活動に取り組めます。
防犯体制の強化	地域住民や事業所の協力を得ながら、「こども 110 番の家」への登録と子どもの見守り活動を推進するとともに、「こども 110 番の車(本市公用車)」の活用を推進し、安全・安心に過ごせる環境づくりを推進します。

## 基本方針3 誰ひとりとして取り残さない包括的な“まち”や地域をつくる

### (1) 包括的な相談体制の充実

相談支援に関わる各種支援センターなどの専門機関の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、不安や悩みを抱える人の様々なニーズに適切に対応できる機能の強化を図ります。

#### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 生活上の悩みは個人や家族で抱え込まず、相談機関を利用しましょう。
- 隣近所で困っている人がいないか気にかけてみましょう。困っている人がいたら、市や社会福祉協議会等の相談窓口を紹介しましょう。

#### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 関係機関・団体との情報共有や連携を進め、地域課題の解決やサービスの質の向上に努めましょう。
- 高齢、障がい等の分野で実施されている各ネットワーク会議に積極的に参加しましょう。
- 関係機関と連携し、地域で困りごとを抱える人等の把握に努めるとともに、福祉のネットワークの向上に努めましょう。

### (1) - 1 総合的な相談体制の構築

#### ▶加西市が取り組むこと

問題の早期把握と早期支援、切れ目のない支援体制の構築	地域で困りごとを抱える人の早期把握・早期支援に向け、関係部署との連携体制を構築するとともに、地域の見守り活動との連携を強化します。また、長期的な支援が必要な場合において、専門機関や関連機関との連携のもと、切れ目ない支援に取り組みます。
相談窓口の充実	市役所の各窓口や地域交流センター、健康福祉会館、グローバルセンター等において、住民の日常生活上の悩みや生活困窮、ひきこもり、虐待、多文化共生等の様々な相談に相談員が応じ、保健・福祉・介護に関する複合的な課題に対応します。また、同性の相談員の配置等、相談しやすい場づくりの検討を進めます。
相談員の資質向上	研修受講等の推進により、総合相談窓口の担当者の資質向上を図り、複雑化・複合化している相談に適切に対応できる体制を整備します。
地域包括支援センターにおける相談支援の推進	介護や福祉に関する地域の総合的な窓口である「加西市地域包括支援センター」において、介護保険サービスや高齢者支援に関する問い合わせに 대응するとともに、介護に関する悩みや高齢者虐待、認知症など、高齢者に関する様々な相談に対応し、専門的な支援につなげます。

基幹相談支援センターにおける相談支援の推進	「基幹相談支援センター」において、障がい者の様々な相談に応じるとともに、必要な情報提供や助言を行うなど、地域で自立した生活を営んでいくための支援を総合的に行います。また、支援が必要な子どもの増加や障がい者の高齢化に対応するため、教育・医療・介護分野等との連携強化を図ります。
こどもサポートセンター（こども家庭センター）における相談支援の推進（再掲）	妊娠期から 18 歳に至るまでの様々な子育て相談を一体的に受け止め、それぞれの子どもや家庭に適した支援の調整を行います。

## （２）分かりやすい情報提供の充実

福祉サービス等の情報をわかりやすく伝えるため、出前講座や広報紙、ホームページ等様々な媒体を通じた情報提供を推進します。

また、障がいのある人や外国人住民等の要配慮者を含め、誰もが必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報のバリアフリーやアクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 広報かさいや社協だより、事業所のホームページ等を確認し、情報の入手に努めましょう。
- 情報の入手が難しそうな人がいたら、情報を伝える手伝いをしましょう。

### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 団体では、福祉サービス等の情報について、会員間での共有を図りましょう。
- 事業所は、提供する各種サービスについて、高齢者や障がい者、年代等に応じた、わかりやすい情報提供に努めましょう。

## （２）- 1 情報提供の充実

### ▶加西市が取り組むこと

わかりやすい情報提供	広報やホームページ、各種パンフレット等を活用し、積極的な情報提供を行うとともに、高齢者や障がい者、年代等に応じたわかりやすい情報発信に努めます。
様々な情報媒体の活用	「かさいライフナビ」や市公式 SNS を活用した情報提供等、効果的な情報発信を行います。

## (2) - 2 情報バリアフリーの推進

### ▶加西市が取り組むこと

バリアフリーの視点に立った情報の提供	情報バリアフリーの視点から、高齢者や障がい者、外国人住民に配慮した情報発信に取り組みます。 朗読ボランティアの協力により、広報・新聞・書籍等の点訳と「声の広報」の作成を行います。また、手話奉仕員等の派遣など障がいの状況に応じた情報伝達手段の充実を図ります。
民生委員・児童委員を通じた情報提供	支援を必要としながら自ら相談に来ることが難しい人に対して、民生委員・児童委員の活動を通じ、必要な情報提供を行います。また、民生委員・児童委員に対し、市の新たな福祉施策等に関して適宜、情報提供を行います。

## (2) - 3 地域福祉活動に関する情報の発信

### ▶加西市が取り組むこと

ボランティア、住民福祉活動(地域活動)の周知	広報やホームページ、イベント等を通じてボランティアグループの活動を紹介し、住民の理解を深めるとともに、活動への参加促進を図ります。また、関心の度合いに応じたアプローチ方法等を検討します。
福祉便りの発行(はつらつだよりの発行)	各地区において、ふるさと創造会議(まちづくり協議会)とはつらつ委員会とが連携もしくは統合をし、地区全体として、地区の福祉活動に関する情報を発信します。

## (3) 福祉サービス充実に向けた利用者・住民の参画の促進

身近な地域において、住民や自治会等の地域組織、事業所等が連携し、子育て世帯や、高齢者世帯、病気や障がいのある人など、支援を必要とする人を見守る活動や仕組みづくりを推進します。

介護保険施設やグループホーム等で24時間の生活支援を受けている人に対して、「あったか介護相談員」を施設に派遣し、利用者の施設に対する要望や悩みを聞き取り、施設に利用者の思いを伝え、改善を促すことで、利用者主体の施設運営につながるように努めます。

相談支援に関わる各種支援センターなどの機能充実を図るとともに、福祉サービスの質の確保と安定的供給に向けて、市内事業所等と連携した人材の確保と育成に取り組みます。

### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 子育てや家族の介助・介護等で困っていることがあったら、市の相談窓口を利用しましょう。
- 様々な相談窓口の役割や、民生委員・児童委員等の活動について知り、理解を深めましょう。
- 加西市が毎年募集する「あったか介護相談員」に応募し、福祉施設のサービスの向上に努めましょう。

### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 高齢者や障がいのある人、不登校・ひきこもりの人などが地域で孤立することのないよう、多様な居場所や交流の機会づくりに努めましょう。
- 市と社会福祉協議会は、団体、事業所と連携し、地域で困りごとを抱える人等の把握に努めるとともに、市や社会福祉協議会と連携し、福祉のネットワークの向上に努めましょう。
- 事業所は、あったか介護相談員を受け入れ、提供するサービスの質の向上に努めましょう。

## (3) - 1 社会参加の促進

### ▶加西市が取り組むこと

障がい者の社会参加の促進	障がい者の雇用の場について、従来の就労継続支援等とあわせて、農福連携等の新しい取組も視野に入れながら、関係機関と連携し、多様な就労機会の確保・拡充に努めます。また、障がい者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図るための文化芸術活動・スポーツ活動を支援するとともに、障がいのある方が作成した製品のバザー等の機会の充実を図ります。
介護者に対する支援の充実	介護者の心理負担の軽減に向けて、交流会の実施や、認知症への理解促進に向けた取組など、介護者のニーズに応じた多様なサービスを提供します。
不登校児童・生徒への支援	増加傾向にある不登校児童・生徒への支援として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談・支援を行うとともに、教育支援センター(ふれあいルーム)や市立中学校の校内フリースクールにおいて、子どもが安心して過ごせる場と学びの場を提供します。
総合教育センターにおける相談支援	ニーズが年々増加傾向にある発達相談に応じるとともに、必要に応じて発達検査を実施し、適切な支援や専門機関につなげます。また、いじめや不登校、友人関係や進路、子どものSOS等について、子どもや保護者からの相談に応じます。
ひきこもり等に対する社会復帰支援	ひきこもり等社会的に孤立した状態にある人が社会とのつながりを取り戻せるよう、当事者の状況に合わせ、個別面談や訪問相談、外出支援等を行います。また、ひきこもりを支える家族からの相談に応じるとともに、家族会等の家族支援施策の情報を提供します。

## (3) - 2 福祉サービスの質の向上

### ▶加西市が取り組むこと

人員の確保・質の向上	市民のニーズに対応した福祉サービスが提供できるよう、福祉サービス事業所等と連携を図り、人員確保や職員の資質向上のための支援を行うとともに、大学等と連携したインターンシップ事業に取り組みます。また、介護サービスの質の向上を図るため、介護事業所等に勤務する者が介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修を受講する際の費用の一部を補助します。
------------	---

施設利用者のサービスの質の担保	あったか介護相談員派遣事業を市民に広く周知し、あったか介護相談員の安定的な確保を図るとともに、市民が福祉現場を訪問することにより、福祉施設の社会化と利用者主体の福祉サービスの構築に努めます。
相談支援業務を行う関係機関との連携	住民のニーズの把握や地域課題の解決に向け、市指定の特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所と相談支援連絡会を月1回開催し、情報交換や意見交換を行います。

### (3) - 3 福祉サービス提供体制の整備

#### ▶加西市が取り組むこと

サービス提供体制の整備	各制度に基づく福祉サービスが必要な人に適切に行き届くよう、福祉サービスの利用に関する相談体制の充実に努めるとともに、福祉サービス事業所や関係機関・団体との情報共有や連携を進めます。また、様々な媒体を活用し、制度やサービスに関する情報を発信します。
複合的問題に対応するための支援体制づくり	不登校、老障介護、8050 問題、こどもの貧困、ヤングケアラーなど、従来の縦割り支援では対応が困難な制度の狭間の課題や複合的課題について、当事者のみならず家族支援の視点に立ち、各相談窓口や関係機関との連携の強化を図り、課題の解決に取り組むとともに、望ましい支援体制の在り方の検討を進めます。
適切な支援につなげる仕組みづくり	多様で複合的な課題を抱える人や制度の狭間の課題を抱える人が適切な支援に結びつくよう、横断的な支援を行うとともに、生活の安定に向けた「よりそい型」の相談支援に取り組みます。また、多機関の連携や官民協働による福祉課題の早期発見・早期対応に取り組みます。
医療と介護の連携強化	在宅医療と介護が一体的に提供できる体制の構築に向けて、地域の在宅医療と介護の連携を支援する「在宅医療・介護連携相談窓口」を加西病院に設置するとともに、新たなネットワークを活用し、地域の医療と介護関係者間の情報共有を推進します。
障がい福祉サービスと介護保険サービスの連携	65歳以上の障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、高齢・障がい者支援連絡会等を通じた支援の在り方の検討を進めるとともに、一人ひとりの状況に応じた、介護保険サービスへの移行など、適切なサービス利用に向けた支援を行います。
福祉サービスの相談体制の整備	利用者が安心してサービスを利用できるよう、市役所や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、福祉サービス事業所、支援機関等の利用者に身近な場所で福祉サービスの相談に対応します。
日常生活自立支援事業等の利活用の促進	認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な人が適切にサービスを利用できるよう、日常生活自立支援事業等の利活用の促進を図ります。

### (3) - 4 関係機関の連携による支援の推進

#### ▶加西市が取り組むこと

全庁的な連携の推進	複雑化・複合化した福祉課題(ダブルケア、ヤングケアラー、老障介護、8050 問題等)の解決には、全庁的な連携によるアプローチが必要であるため、庁内各課が連携をとりながら、重層的な支援体制の構築に向けた検討や、庁内が一体となり課題解決に向けた取組を進める体制の整備を図ります。
社会福祉法人等との情報共有体制の強化	行政と社会福祉法人等による連絡調整会議を実施し、事業の進捗状況や地域の課題、支援・見守りが必要な人について情報共有を図るとともに、新たなネットワークも活用しながら事務連絡会議の在り方の見直し・検討を進めます。
民生委員・児童委員と連携した見守りの推進	高齢者世帯等の見守り活動を行う民生委員・児童委員との連携のもと、支援が必要な人の把握を進めるとともに、必要に応じて適切な支援につなげます。

### (4) 必要な支援につなぐ仕組みづくり

市内の相談機関や各団体、事業所等との連携のもと、生活上の困難を抱える人の孤立防止に取り組むとともに、解決が難しい課題や自殺リスクを抱えている場合等は、訪問による相談や多機関との協働による支援、専門的支援の調整等を行います。

また、誰もが個人として尊重され尊厳をもって生活できるよう、虐待やDVの防止、早期解決に向けた取組を進めます。

#### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 家族で介護や介助を行う人は、不安や悩み、疲れやストレスを抱え込みすぎないように、誰かに相談することを心がけるとともに、ショートステイ等の事業を適切に利用しましょう。
- ひとり暮らしの高齢者や障がい者、小さな子どもがいる世帯など、地域に困っている人がいないか気かけ、自分にできる見守りや声かけに努めましょう。
- 周囲の人が虐待やDVを受けている可能性に気づいたときは、民生委員・児童委員や、市や社会福祉協議会に相談しましょう。
- 保護司会や更生保護女性会の活動への理解を深めましょう。

#### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 事業所は、市、地域と連携し、利用者の社会参加の機会の充実を図りましょう。
- 事業所は、介護や介助を行う人の心身の健康状態の把握や、ショートステイ等のサービスの安定的な供給に努めましょう。
- 判断能力に課題がある人が再犯を犯してしまう背景として、適切な福祉サービスにつながっていない場合が多々見受けられます。団体の会員や利用者の状況を把握し、適切な支援につなぐよう努めましょう。
- 生活困窮を抱える利用者等に対し、相談支援等の充実を図り、必要に応じて適切な支援につなぐよう努めましょう。

#### (4) - 1 家族で介護や介助を行う人への支援

##### ▶加西市が取り組むこと

家族介護者に対する支援の充実	家族会「楽・笑・介」等で家族介護教室を継続的に実施し、不安やストレスの軽減や介護・認知症等への理解促進に努めます。
就業する介護者に対する相談支援	仕事と介護の両立について、不安や悩みをもつ就業者に対する相談支援の充実を図り、介護に関する負担軽減に努めます。
家族支援の推進	高齢者や障がいのある家族を介助する方の負担を軽減し、少しでも長く家族として受け入れられるよう、休息時間の確保(レスパイトケア)を目的として、福祉サービス事業所との連携のもと、短期入所等の提供体制を確保します。

#### (4) - 2 社会的孤立の防止に向けた支援の充実

##### ▶加西市が取り組むこと

子育て家庭の孤立防止	未就園児童を養育する家庭の孤立防止に向けて、「子育てひろば」における相談支援や産後ケア、一時預かりやこども誰でも通園制度等の各種事業の利活用を促進し、子育てに対する不安・負担の軽減を図ります。また、すくすく子育て定期便等の訪問事業や各種健診を活用し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、必要に応じて適切なサービスにつなげます。
高齢者の社会参加の促進(再掲)	高齢者の生きがいづくりに向け、サロン活動等の交流の場や学習機会の提供に努めるとともに、シルバー人材センターや商工会議所、ふるさとハローワーク等との連携のもと、就労による高齢者の社会参加の促進を図ります。

#### (4) - 3 自殺対策の推進

##### ▶加西市が取り組むこと

自殺対策関連会議の開催	自殺対策関連事業の進捗状況や課題を把握し、対応策の検討を行う会議体を設置するとともに、関係機関や民間団体との連携を強化し、自殺対策の総合的・効果的な推進を図ります。
自殺対策を支える人材の育成	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図るゲートキーパーの養成に取り組み、地域における見守り体制を強化します。また、自殺対策の視点をもって相談事業等に取り組めるよう、市の職員や相談窓口の担当者等に対し研修を実施します。
住民に対する周知啓発	啓発パンフレットの配布や講習会、出前講座等を活用し、自殺対策において市民一人ひとりが担うべき役割やこころの健康づくりについて啓発を行います。

(4) - 4 経済的に困窮している人への支援の充実

▶加西市が取り組むこと

自立相談支援事業	生活困窮者の自立に向け、自立相談支援機関において一人ひとりの課題や状況に応じた個別支援プランを策定し、対象者に寄り添った支援を行います。
家計改善事業	生活困窮者の生活の再生や自立をめざし、家計管理に関する相談や助言を行うとともに、必要に応じて法律相談や貸付事業等の活用を促します。
就労準備支援事業	生活困窮者の働く場の確保に向け、就労準備支援事業として、ハローワークや企業と連携し、お試し就労体験やその他必要な支援を行うとともに、受け入れ企業の拡大に向けた取組を進めます。
住居確保給付金の支給	離職等で住居を失った人、失うおそれが高い人の住居の確保に向け、賃貸住宅の家賃を給付します。また、生活困窮者をはじめとした住宅確保要配慮者(生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもを養育する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市営住宅の提供等の支援を推進します。
ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や母子家庭等医療費助成制度、母子父子及び寡婦福祉資金の貸付、就学援助費の助成等による経済的な支援を行います。
こどもの貧困対策の推進	ひとり親家庭において、子どもが適切な権利として養育費を受け取ることができるよう、養育費の取り決め及び受け取りを保障する契約の締結に必要な経費を補助します。
学習・進学等に関する支援	経済的理由で就学が困難な、市内在住の児童・生徒の保護者に対して、学校で必要な経費の一部を援助します。また、高校進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由により就学困難な高校生に奨学金を支給します。
「食」への支援の推進	社会福祉協議会や市内の事業所と連携のもと、フードドライブに取り組むとともに、ボランティア団体が運営することも食堂について、活動内容の周知等の支援を行います。

#### (4) - 5 虐待やDVの防止に向けた取組の推進

##### ▶加西市が取り組むこと

通報義務の周知	様々な機会を活用し、虐待やDVは重大な人権侵害であることや住民の通報義務、通報体制について周知を行います。
虐待やDVに関する相談・通報体制の整備	高齢者や障がい者、子どもに対する虐待やDVの未然防止・早期発見に向け、地域包括支援センターや障がい者虐待防止センター、こどもサポートセンター等において、相談や通報・届け出に応じます。
関係機関との連携強化	虐待やDVの未然防止・早期発見・早期対応に向けて、民生委員・児童委員やあったか班、教育機関、支援機関、警察等の関係機関間の連携を強化し、専門的な支援につなげる体制の構築に取り組めます。また、小・中学校等と連携し、SOS の出し方教育や虐待相談窓口の周知に取り組むとともに、福祉サービス事業所等と連携した虐待防止に取り組めます。
施設への指導の実施	福祉サービス事業所の指導において、身体拘束に関する聴取や記録、家族等への説明記録の確認を行い、虐待の早期把握に努めます。

#### (4) - 6 再犯防止の推進と社会復帰の支援（加西市再犯防止推進計画）

##### ▶加西市が取り組むこと

社会を明るくする運動の推進	保護司会・更生保護女性会の活動について理解し、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、社会を明るくする運動に取り組めます。
保護司会・更生保護女性会と連携した支援の推進	両団体との連携のもと、非行の未然防止に取り組むとともに、罪を犯してしまった人に対し、仕事や住居の確保、適切な福祉サービスの提供等を通じた再犯防止を推進します。また、立ち直りに向けた市民理解の促進のための啓発活動に取り組めます。
社会復帰に向けた支援	社会復帰をめざす人たちが社会から孤立せず、自らが生計を立て自立した生活を行えるよう、就労支援や適切な支援に速やかに結びつける仕組みづくりに取り組めます。また、必要に応じて住居の確保や家計改善等を支援する生活困窮者自立支援事業につなぐなど、柔軟な支援に努めます。
支援の在り方等の模索・検討	判断能力に課題のある人たちの再犯の防止について、福祉サービス事業所や各相談機関との意見交換等を通じて、必要な支援の在り方等を模索・検討します。

## (5) 権利擁護の推進

あらゆる差別や偏見を取り除き、誰もが住み慣れたまちで、互いに支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、すべての市民の権利擁護に取り組みます。

### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 軽度認知障がい(MCI)や認知症の初期症状・サインについて知り、家族や身近な人の症状・サインに気付いたときは、相談機関を利用しましょう。
- 判断能力に課題のある方の触法行為は、身近な地域の人たちとのつながりや見守り等で防止できることが多々あります。普段から、垣根を超えた付き合いを心掛けましょう。
- 各相談支援機関との関係を大切にしましょう。

### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 認知症の方や障がいのある人、またその家族の声に耳を傾け、必要な支援につなぎましょう。
- 判断能力に課題にある方の状況を常に把握し、触法行為を未然に防ぐ手立てを講じるようにしましょう。
- 触法行為に関する連絡や相談があった場合の対応について、職員や会員と共有しておきましょう。

## (5) - 1 権利擁護の推進 (加西市成年後見制度利用促進基本計画)

### ▶加西市が取り組むこと

成年後見制度の利活用の促進	認知症や知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない人の財産を管理し、不当な契約等から守るなどの支援を行う「成年後見制度」や「北はりま成年後見支援センター」について、近隣市町(加東市、多可町)との連携のもと、広報やパンフレット等を活用した制度の周知や利活用の促進、センター機能の充実に向けた取組を進めます。
専門職による市町巡回相談会の実施	成年後見制度(法定後見制度、任意後見制度)について、北はりま成年後見支援センターを中心的な機関として、専門職による情報提供や相談支援に取り組みます。
成年後見制度に基づく市長申立ての実施	成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、身寄りがないなどの理由により申立てを行うことが難しい場合において、市長による成年後見開始の審判の申し立てを行います。また、同制度の周知に努めます。
市民による後見活動の推進	北はりま成年後見支援センターが中心となり、市民後見人制度の周知・啓発に努めるとともに、市民後見人の養成講座の実施や、市民後見人の活動についての助言・支援を行います。

## (5) - 2 判断能力に課題がある方の触法行為の防止

### ▶加西市が取り組むこと

支援の在り方等の模索・検討	判断能力に課題のある方の触法行為の防止について、福祉サービス事業所や各相談機関との意見交換等を通じて、必要な支援の在り方等を検討します。
---------------	--

## (6) 外出・移動支援の充実

誰もが利用しやすい公共交通の充実に向けて、コミュニティバス等の利便性の向上や NPO や地域ボランティアと連携した移動支援に取り組むとともに、公共施設や道路のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 地域主体の公共交通について、地域で協力して取り組めることを検討し、取組につなげましょう。
- ふるさと創造会議(まちづくり協議会)等で募集される、運転ボランティアに参加しましょう。
- 公共交通や駐車場を利用する際には、優先席やゆずりあい駐車場の適正利用など、基本的なマナーを守りましょう。

### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- バリアフリーに対する市民理解を深めるため、学習会等を開催しましょう。
- バリアフリーの視点から修繕等が必要な箇所の情報を収集し、市に伝えましょう。
- 社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット加西)は、ふるさと創造会議(まちづくり協議会)等と連携し、会員法人や施設の機能を活用し、高齢者や障がい者等の外出支援に取り組ましましょう。

## (6) - 1 移動環境の整備

### ▶加西市が取り組むこと

交通の利便性の向上	市内の鉄道・バス不便地域に住む移動困難者の削減に向けて、コミュニティバス「KASAI ねっぴ〜号」のルート拡充等による利便性の向上を図るとともに、NPO や地域ボランティアと連携した移動支援や地域主体型交通の充実に取り組みます。
バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	道路や公共施設等におけるバリアフリー化を推進するとともに、新たに施設等を建設する場合には、誰もが利用しやすいよう、ユニバーサルデザインの視点に基づいた整備を行います。また、既に設置済みの点字ブロック等については、修繕等による適切な維持管理を推進します。

## (6) - 2 外出支援サービスの充実

---

### ▶加西市が取り組むこと

バス無料乗車券の交付	高齢者等の外出支援として、路線バス、コミュニティバスでの市内移動時に使えるバス無料乗車券を交付します。
タクシーの利用助成	運転免許証を自主返納した 65 歳以上の高齢者や運転免許証を所持していない 75 歳以上の高齢者の外出支援として、タクシー利用料金の一部を助成します。また、障がい者の社会参加促進を図るための外出支援として、障がいの程度に応じてタクシーチケットを配布します。

## 基本方針4 暮らしの安心と安全の仕組みをつくる

### (1) 災害時や緊急時の支援体制の充実

地域の防災力の向上に向けて、防災訓練の実施や避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の策定など、まちと連携した避難体制の強化・充実を図るとともに、福祉事業所や社会福祉協議会と連携し、避難所や災害ボランティアセンターの設置訓練に取り組みます。

#### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 災害時に避難支援が必要な人をまちで把握し、避難支援に取り組みましょう。
- 避難場所の確認や備蓄など、自分にできる防災活動に取り組み、地区やまちの防災訓練に参加しましょう。

#### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 障がい者や高齢者の災害時の安全確保に向けた取組を進めましょう。また、会員が消防署や消防団の指導による防災訓練等に参加できるよう、自主防災組織と連携した取組を進めましょう。
- 事業所は、市や社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット加西)と連携し、福祉避難所の設置訓練に取り組みましょう。
- 社会福祉協議会が実施する「災害ボランティアセンター設置訓練」に積極的に参加しましょう。

#### (1) - 1 地区の自主防災体制の強化

##### ▶加西市が取り組むこと

防災意識の向上	住民を対象とした出前講座・講演会の開催やリーフレットの配布等、防災知識の普及啓発に取り組み、地区の防災力の向上を図ります。
自主防災組織の機能向上	地区の防災体制の強化を図るため、基礎的コミュニティである自治会を自主防災活動の主体に位置づけ、消防署や消防団の指導による防災訓練の実施や防災資機材の購入費の助成など、自主防災組織の活動を支援します。また、自主防災組織間の連絡調整や連携した防災活動が行える体制の整備に努めます。

#### (1) - 2 災害時の支援体制の整備

##### ▶加西市が取り組むこと

災害等緊急時の情報体制の強化	災害時の迅速な情報伝達に向けて、令和6年より運用開始した「かさいライフナビ」をはじめとして、かさい防災ネット、市公式 SNS 等を活用した情報発信に取り組みます。
福祉避難所の設置	災害時に迅速に要配慮者を受け入れることができるよう、市内福祉施設と福祉避難所の協定の締結を推進するとともに、避難所の設置訓練を実施します。

災害ボランティアセンターの体制整備	大規模災害時に設置される災害ボランティアセンターの開設と円滑な運営に向け、社会福祉協議会や社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット加西)等と連携して、情報収集や住民への周知、立ち上げ訓練に取り組みます。
備蓄品の整備	鶉野飛行場跡の備蓄倉庫において計画的に備蓄物資等の整備を進めるとともに、主な避難所である小中学校や公民館等における備蓄を推進します。また、女性、高齢者、子どもや障がい者、医療的ケアを必要とする方に配慮した備蓄品の充実を図ります。

### (1) - 3 避難行動要支援者の避難支援

#### ▶加西市が取り組むこと

避難行動要支援者名簿の作成	民生委員・児童委員の協力により、避難行動要支援者名簿の更新を毎年行うとともに、災害時の避難支援につなげるため、区長、民生委員・児童委員、消防署、社会福祉協議会に名簿を配布し、情報共有を図ります。
避難行動要支援者に対する計画の策定	高齢者や障がい者等が迅速・適切に避難できるよう、対象者への調査票の配布等により避難行動要支援者名簿への登録を促すとともに、自治会との連携のもと、登録された一人ひとりの個別避難計画の策定を推進します。

## (2) 交通安全対策・防犯活動の推進

地域の安全性の向上に向けて、交通安全・防犯意識の高揚に向けた防犯教育や啓発活動に取り組むとともに、地域と連携した登下校中の児童・生徒の見守りや防犯パトロールに取り組めます。また、適正管理を前提とした空き家対策を推進します。

#### ▶市民の一人ひとりや、まちで取り組んでほしいこと

- 隣近所に住んでいる人と日頃からコミュニケーションを取り、様子を気にかけてみましょう。
- まちの子どもに対する防犯・交通安全指導等、見守り活動を実施しましょう。
- 地区防犯組織の活動に関心を持ち、自分にできる協力をしましょう。

#### ▶団体・事業所を中心に取り組んでほしいこと

- 団体や事業所は、障がいのある人や高齢者の犯罪被害の防止に向けた情報提供や啓発活動に取り組みましょう。
- 団体は、警察署、学校、自治会等と連携し、交通安全の見守り活動等に取り組みましょう。

## (2) - 1 交通安全・防犯意識の高揚

### ▶加西市が取り組むこと

広報やホームページ等による啓発	広報やホームページ等において、交通事故・犯罪被害に関する情報や交通安全・防犯対策に関する情報を掲載し、住民の意識の向上を図ります。
講習会の実施	加西警察署と連携し、学校、自治会、老人会等で交通安全・防犯講習会を開催し、住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。

## (2) - 2 地域における防犯活動の推進

### ▶加西市が取り組むこと

防犯パトロールの実施	防犯協会と連携し、「青色パトロールカー」による巡回や通学路の見守り等を行い、交通安全・防犯活動の強化を図ります。
見守り・声かけ活動の促進	地域の防犯力の向上に向け、あつたか班等の住民によるあいさつ・声かけ・見守り活動を推進するとともに、ふるさと創造会議(まちづくり協議会)やボランティア団体「地域子ども見守り隊」と連携した交通安全・防犯活動に取り組みます。また、令和8年度からはじまる小中学校の再編に合わせ、見守り活動の見直しを進めます。

## (2) - 3 安心して生活できる地域づくり

### ▶加西市が取り組むこと

防犯灯設置の推進	夜間の犯罪防止及び交通事故防止のため、地域の要望を受けた場合、必要に応じて防犯灯を設置します。
空き家対策の推進	空き家の適正管理に関する啓発を推進することで自己管理を促すとともに、利用可能な空き家は、空き家バンクへの登録を推進します。また、老朽危険空き家は、解体に必要な費用の一部を補助し、除却を促進します。

## 第4章 実効性のある計画にするための方策

### 1 計画の推進体制と役割

#### (1) 推進体制の整備

本計画の推進には、市民、団体、福祉関係事業所、関係機関、市、社会福祉協議会等の協働が欠かせません。そのため、これら各主体によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行います。

#### (2) 役割分担

計画の推進にあたっては、市民の地域福祉についての理解の促進や地域活動への参加を図り、市民、団体、福祉関係事業所、関係機関、市、社会福祉協議会等が、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組むことが必要となります。

##### ①市民

地域では、「あったかシステム」に関わるボランティアを中心に、市民が主体となった支え合いの充実に向けての取組や福祉活動が進められてきました。

今後も、「みんなの暮らしをみんなで支える 共生と協創のまち かさい」を実現する主体として、実際の行動につながっていくことが期待されます。

##### ②団体

本市では、子育て家庭、高齢者、障がいのある人等の交流機会の創出や、助け合い活動に資する団体が多数活動しているほか、生きがいや健康づくりに関する活動を行う団体もあり、福祉の向上に重要な役割を担っています。

孤立の防止や、支え合い活動の推進において、これらの団体が重要な役割を果たしていくことが期待されます。

##### ③福祉関係事業所、社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット加西）、関係機関

福祉関係事業所においては、専門性を生かした質の高いサービスの提供や、市民からの相談への対応など、地域に密着した活動が進められてきました。

今後も、サービスの提供者・協力者として、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、地域の取組や他の事業所や関係機関との連携に取り組むことが求められます。

とりわけ市内社会福祉法人では、法人単体だけでなく、更なる活動の充実を図るため、社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット加西)を組織し、幅広く地域のニーズに対応したサービスを展開し、公益的な活動をしていることから、行政、市民、社会福祉協議会、福祉関係事業所、関係機関等と連携した地域福祉の推進が期待されます。

#### ④市（行政）

市は、地域における支え合い活動の充実を図るために、市民ニーズ等の現状把握や施策の進捗管理、第3期計画に位置づけられた施策・事業を推進してきました。

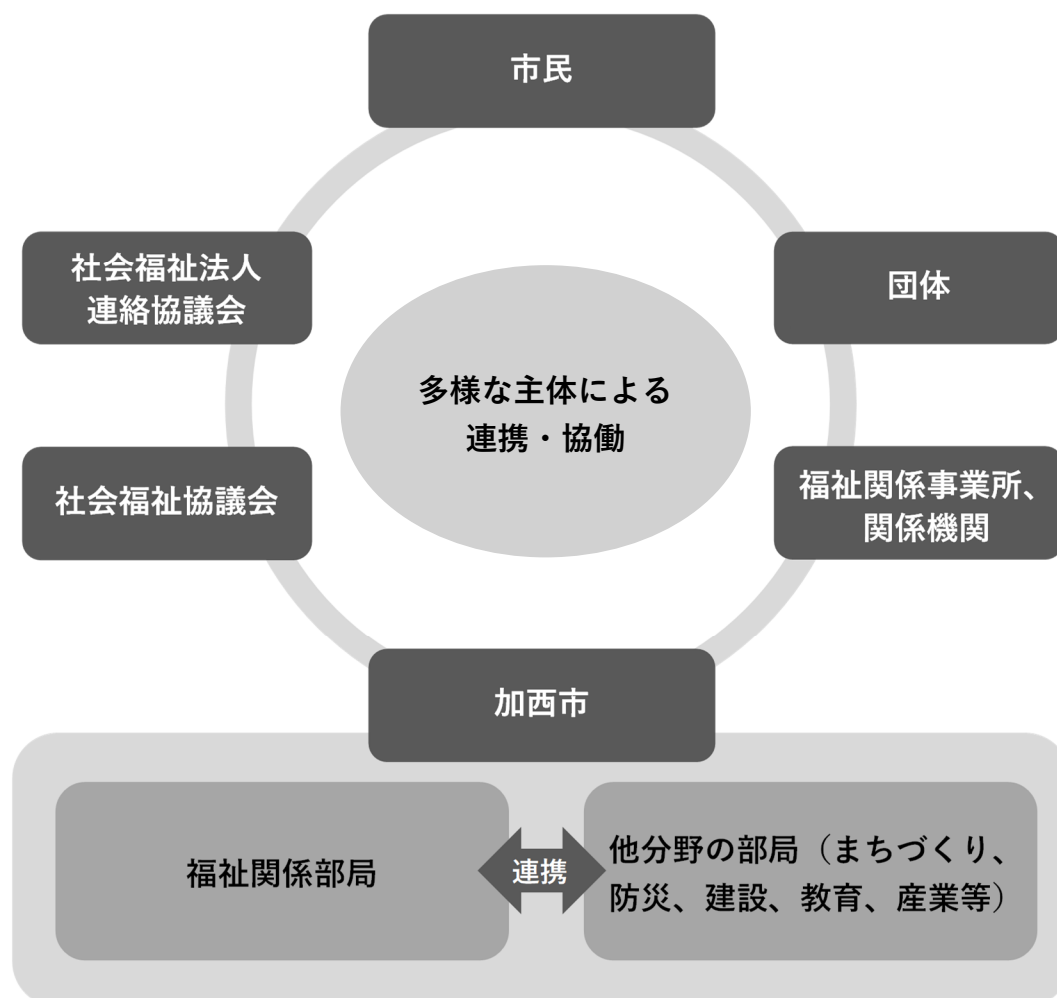
今後も、各主体の役割分担を踏まえながら、地域福祉のネットワーク体制の整備や、市民ニーズの的確な把握に努めます。

#### ⑤社会福祉協議会

従来から地域住民主体による様々な地域福祉活動を推進するとともに、行政の福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきました。

今後も、地域福祉推進の中心的な役割を果たす組織として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されます。

#### ▼関係機関・団体関連図

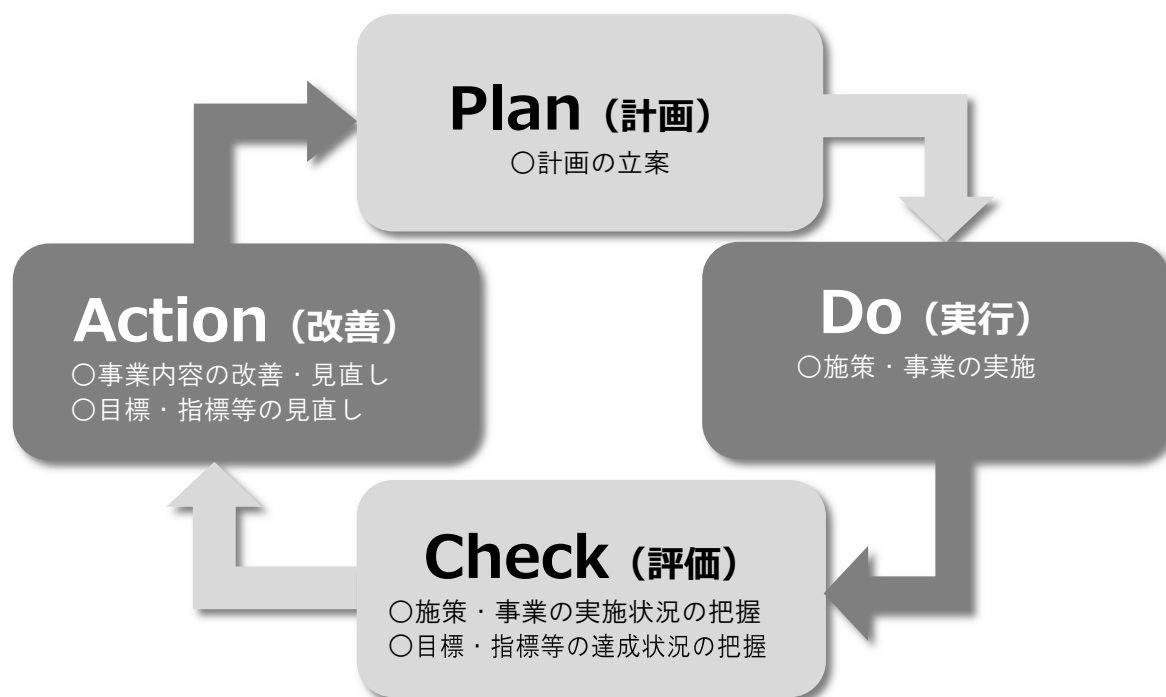


## 2 進捗管理の考え方

地域福祉計画を実効性のあるものとして推進していくために、市は、施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、今後の方針について検討します。

なお、これらの計画づくり、実行、把握・評価、改善の仕組みについては、社会情勢の変化や利用者のニーズに対応するため、必要に応じて計画の見直しに努めます。

そのため、市民との協働といった観点を重視し、PDCA サイクルによる継続的な計画の改善を行います。



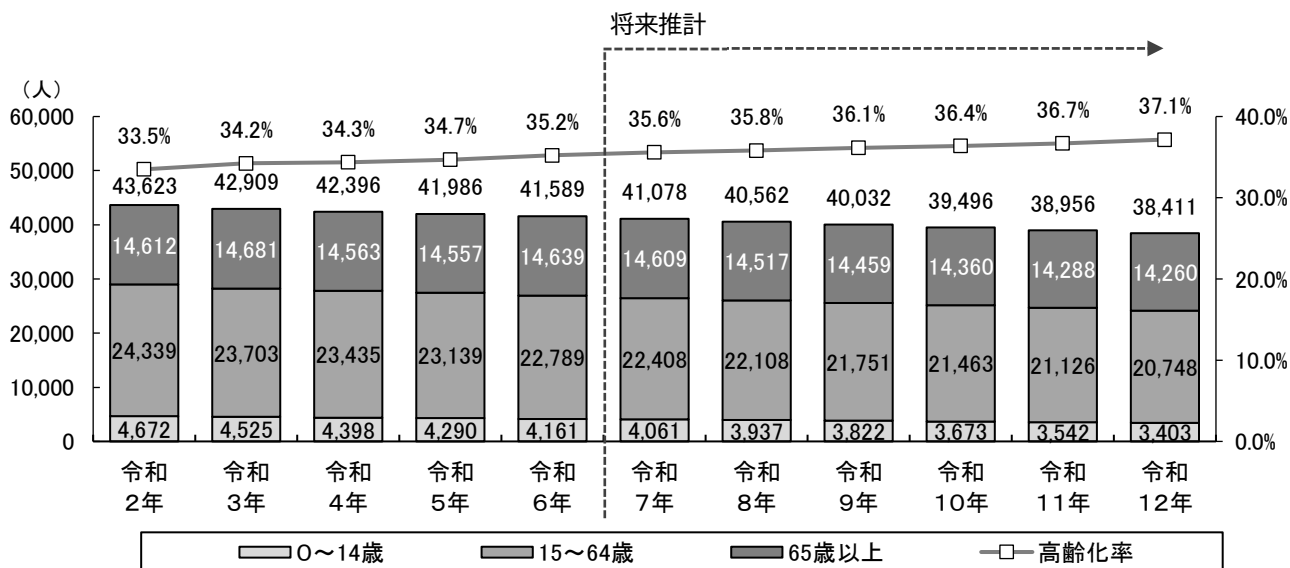
## 1 統計からみる加西市の現状

### (1) 総人口の推移と将来推計

本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和6年9月末時点で41,589人となっています。0～14歳人口及び15～64歳人口が減少傾向、65歳以上人口は増減を繰り返しながら推移していますが、高齢化率は年々上昇しています。計画最終年となる令和12年時点での高齢化率は37.1%となる予想です。

なお、平成27年では高齢者1人を現役世代(15～64歳)1.95人で支えていましたが、令和6年時点では1.56人、令和12年時点では1.45人で支えていく見込みとなっています。

#### ▼住民基本台帳に基づく総人口の推移と将来推計



資料:加西市住民基本台帳(各年9月末時点)

※令和7年以降はコーホート変化率法に基づく推計人口(独自推計)

## (2) 地区別の人口動向

地区別の人口動向についてみると、令和6年時点で北条小学校区が7,435人で最も多く、次いで北条東小学校区が6,304人、九会小学校区が5,843人となっています。

令和2年から令和6年までの5年間における増減率についてみると、北条東小学校区が増加傾向となっている一方で、それ以外の小学校区は減少傾向となっています。

### ▼市内各小学校区及び中学校区の総人口の推移

単位:人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減率※
北条小学校区	7,579	7,357	7,418	7,464	7,435	-1.9%
北条東小学校区	5,984	6,014	6,082	6,204	6,304	5.3%
富田小学校区	2,943	2,869	2,819	2,755	2,702	-8.2%
北条中学校区	16,506	16,240	16,319	16,423	16,441	-0.4%
賀茂小学校区	3,109	3,067	2,999	2,905	2,849	-8.4%
下里小学校区	4,561	4,481	4,380	4,345	4,275	-6.3%
善防中学校区	7,670	7,548	7,379	7,250	7,124	-7.1%
九会小学校区	6,086	6,020	5,959	5,862	5,843	-4.0%
富合小学校区	3,686	3,607	3,479	3,404	3,349	-9.1%
加西中学校区	9,772	9,627	9,438	9,266	9,192	-5.9%
日吉小学校区	2,528	2,465	2,379	2,345	2,289	-9.5%
宇仁小学校区	1,540	1,504	1,453	1,415	1,389	-9.8%
西在田小学校区	1,970	1,933	1,889	1,853	1,811	-8.1%
泉小学校区	3,637	3,592	3,539	3,434	3,343	-8.1%
泉中学校区	9,675	9,494	9,260	9,047	8,832	-8.7%
市全体	43,623	42,909	42,396	41,986	41,589	-4.7%

資料:加西市住民基本台帳(各年9月末時点)

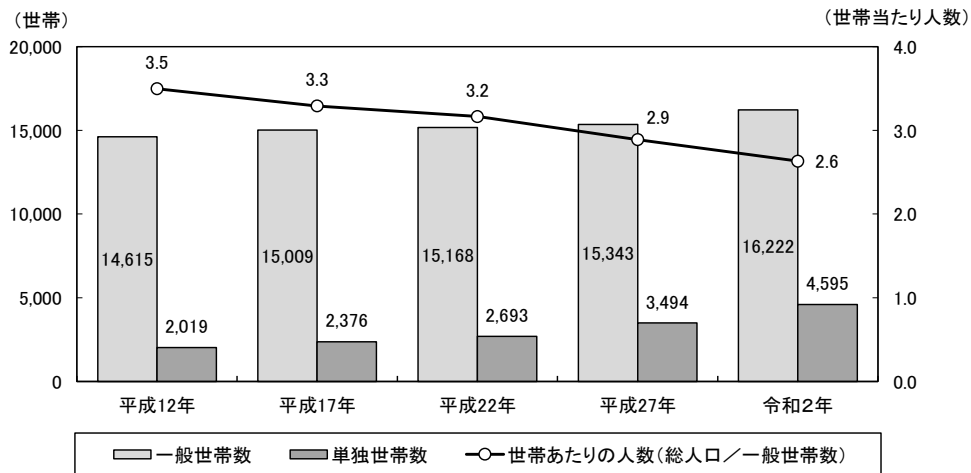
※増減率は「令和6年の総人口÷令和2年の総人口」で算出

### (3) 世帯の状況

#### ①核家族世帯と単独世帯の状況

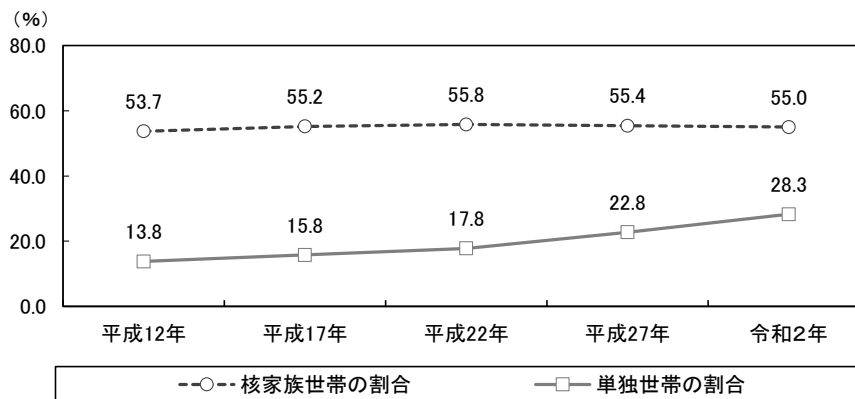
一般世帯数と単独世帯数はともに増加傾向にあります。世帯あたりの人数は年々減少傾向にあります。また、一般世帯数に占める割合でみた場合、核家族世帯の割合はほぼ横ばいであるのに対し、単独世帯の割合は増加傾向となっています。また、全国・兵庫県の平均と比較して、単独世帯の割合が低くなっています。

#### ▼一般世帯数と単独世帯数の推移



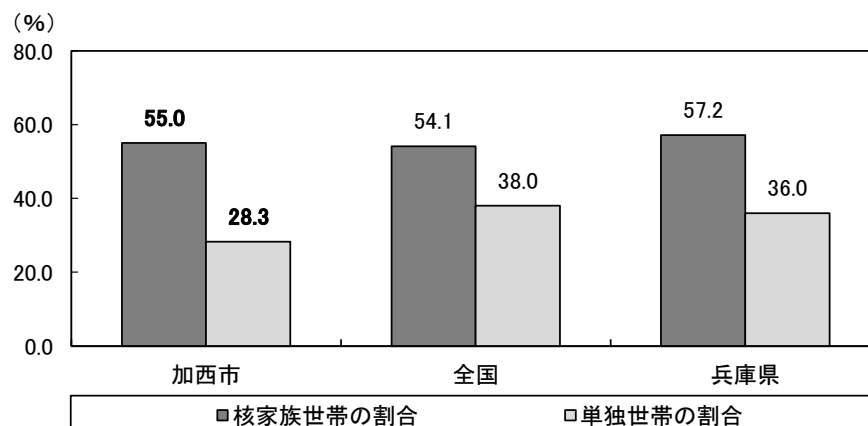
資料：国勢調査

#### ▼一般世帯数に占める核家族世帯及び単独世帯の割合の推移



資料：国勢調査

#### ▼世帯割合の全国・県との比較(令和2年)

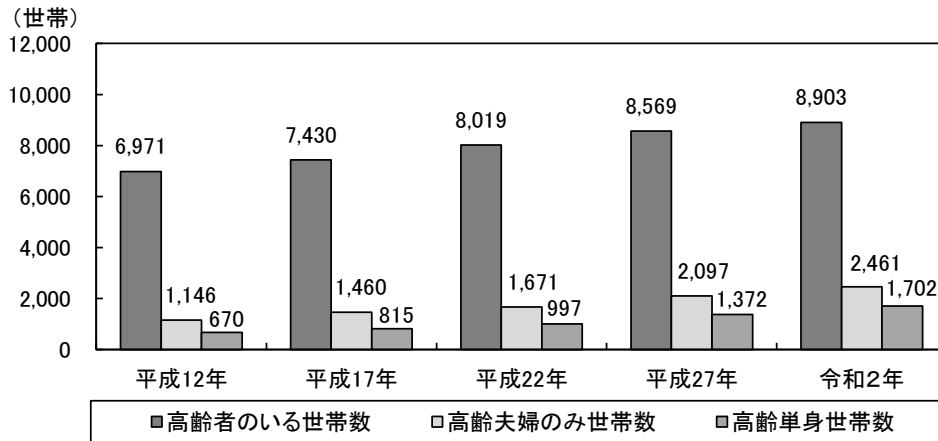


資料：国勢調査

## ②高齢者のいる世帯の状況

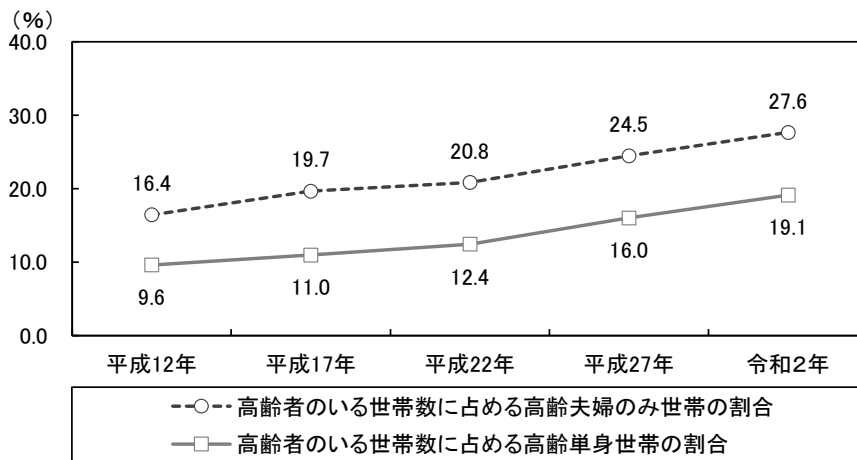
高齢化により、65歳以上の高齢者のいる世帯数は増加傾向にあります。また、高齢夫婦のみ世帯数・高齢単身世帯数も年々増加傾向にあります。高齢者のいる世帯数に占める割合について、高齢夫婦のみ世帯の割合・高齢単身世帯の割合はともに増加傾向となっています。また、全国・兵庫県との平均と比較して、高齢者のいる世帯のうち、高齢夫婦のみ世帯・高齢単身世帯の割合はともに低くなっています。

### ▼高齢者のいる世帯数、高齢夫婦のみ世帯数及び高齢単身世帯数の推移



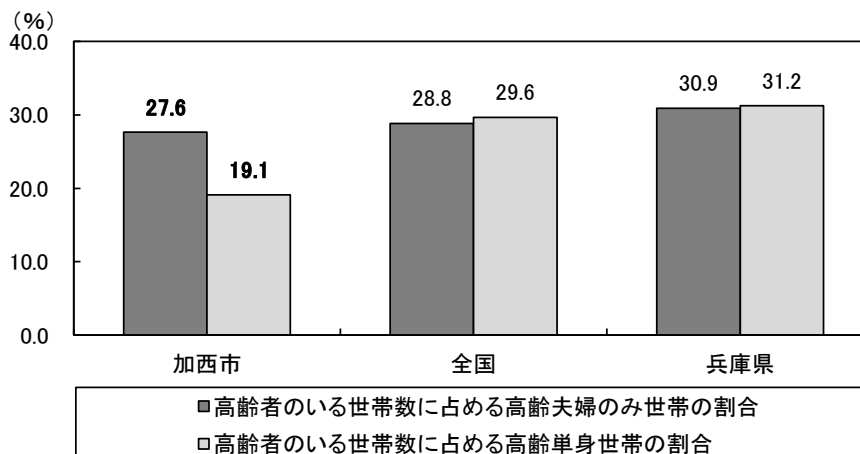
資料：国勢調査

### ▼高齢者のいる世帯数に占める高齢夫婦のみ世帯及び高齢単身世帯の割合の推移



資料：国勢調査

### ▼世帯割合の全国・県との比較(令和2年)

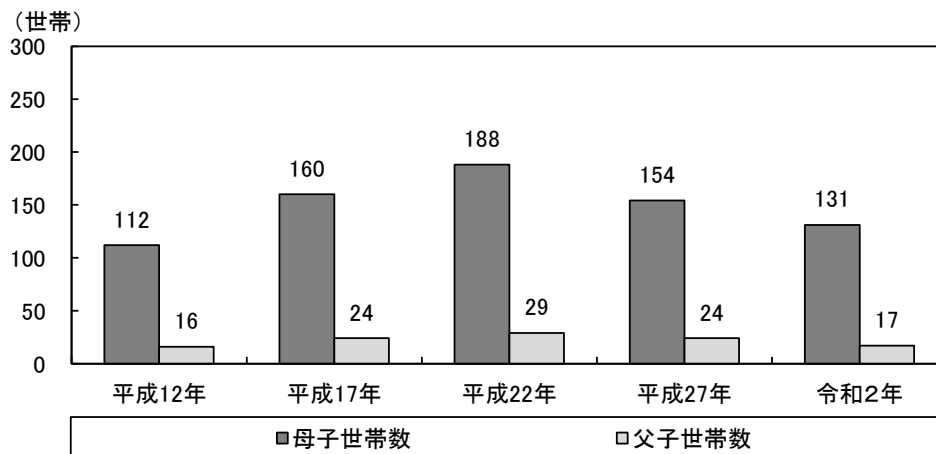


資料：国勢調査

### ③ひとり親家庭の状況

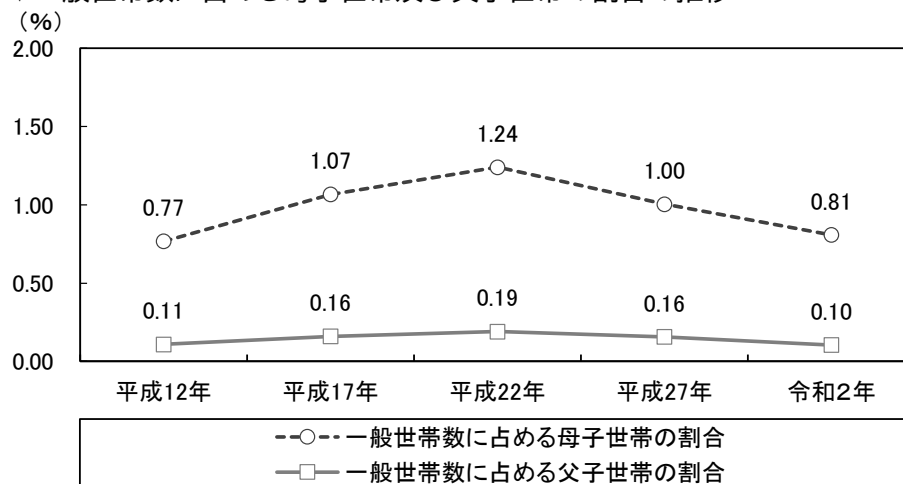
ひとり親家庭については、母子世帯数・父子世帯数ともに平成22年以降、減少傾向で推移しています。一般世帯数に占める割合については、母子世帯は平成22年以降減少傾向、父子世帯はほぼ横ばいとなっています。また、全国・兵庫県の平均と比較して、一般世帯数に占める母子世帯の割合が低くなっています。

#### ▼母子世帯数及び父子世帯数の推移



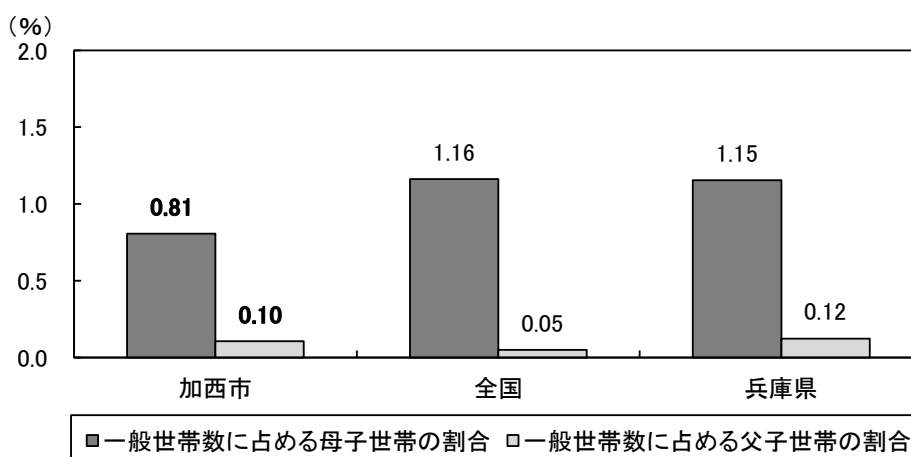
資料: 国勢調査

#### ▼一般世帯数に占める母子世帯及び父子世帯の割合の推移



資料: 国勢調査

#### ▼世帯割合の全国・県との比較(令和2年)



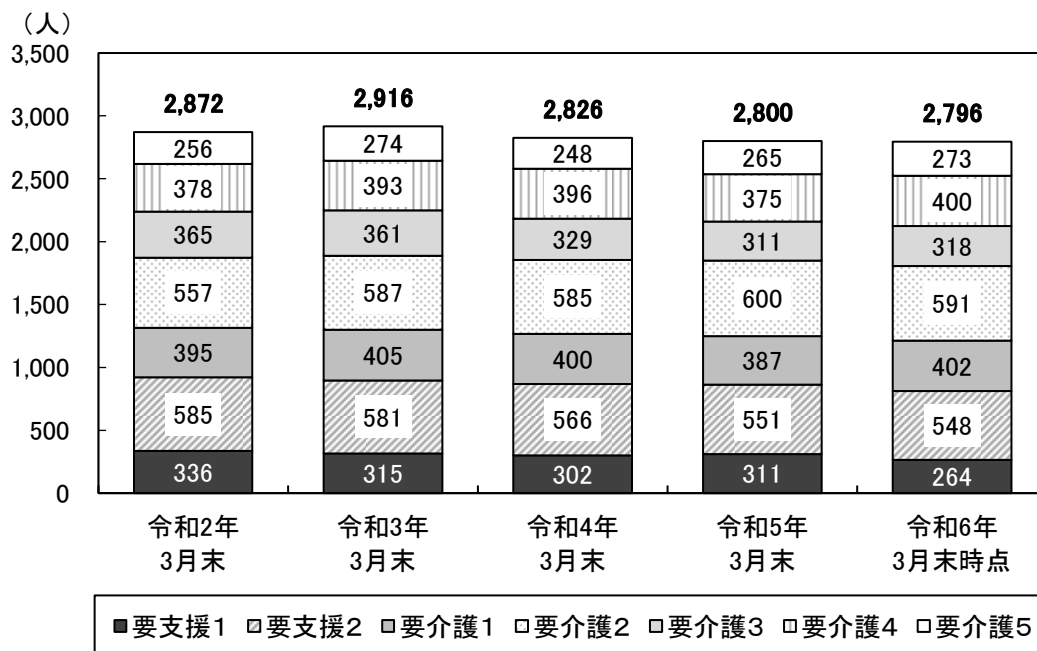
資料: 国勢調査

## (4) 配慮を必要とする方の状況

### ①要支援・要介護認定者の状況

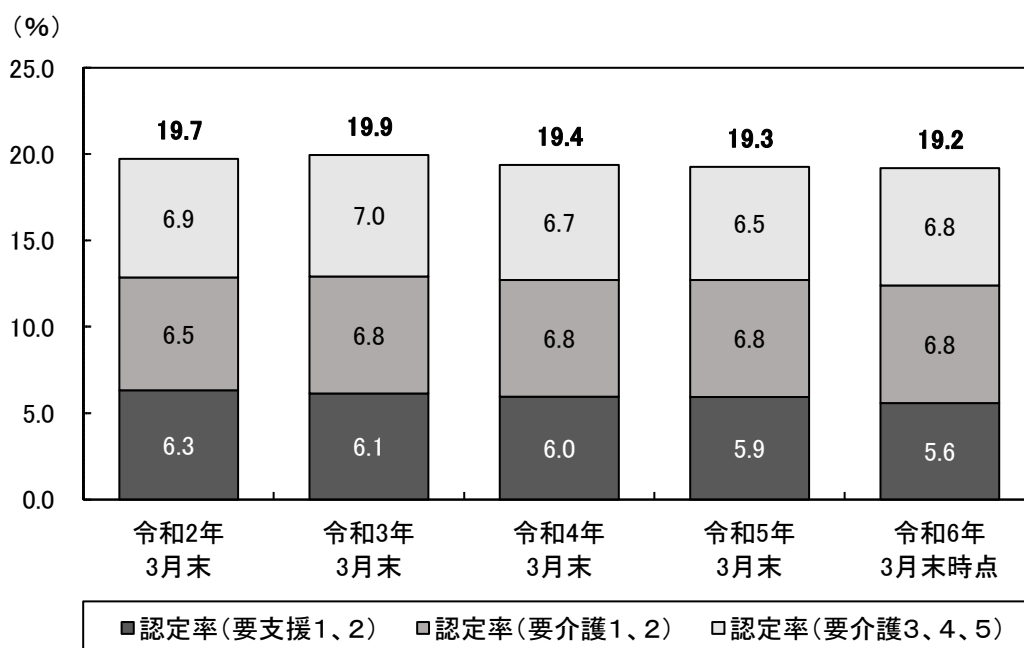
要支援・要介護認定者は令和3年以降、緩やかな減少傾向にあり、令和6年3月末時点で2,796人となっています。また、令和6年3月末時点での認定率(第1号被保険者数のうち要介護・要支援を受けている方の割合)は19.2%となっています。

#### ▼要支援・要介護認定者数の推移



資料: 地域包括ケア「見える化」システム

#### ▼要支援・要介護認定率の推移

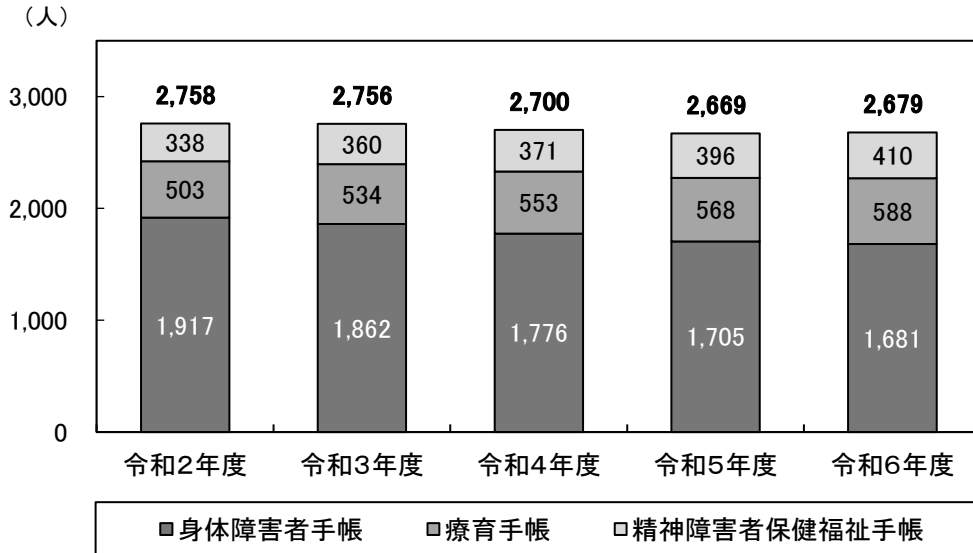


資料: 地域包括ケア「見える化」システム

## ②障害者手帳所持者の状況

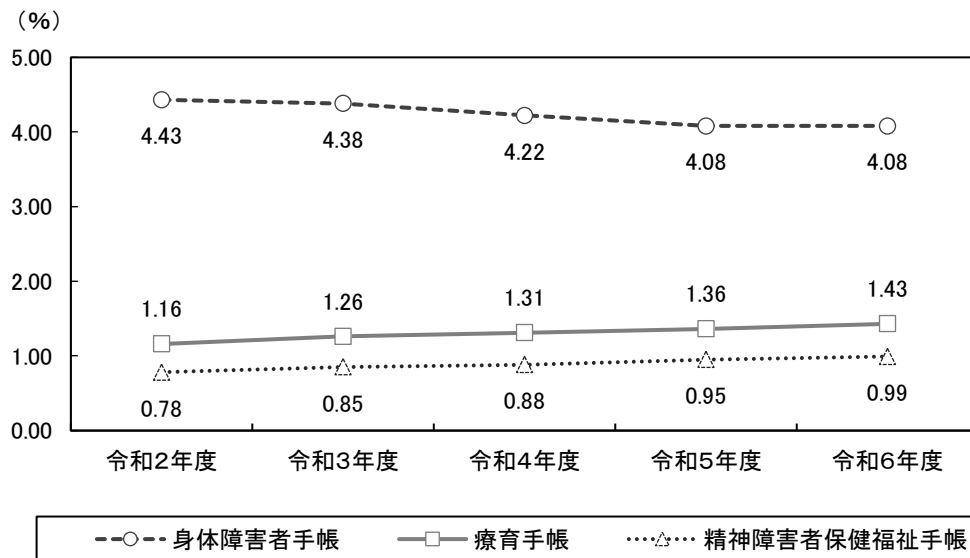
障害者手帳所持者数はほぼ横ばいで推移しており、令和6年度時点で2,679人となっています。  
手帳所持者数を種類別にみると、身体障がいは減少傾向であるのに対し、知的障がいと精神障がいは増加傾向となっており、総人口に占める手帳所持者数の割合も同様となっています。

### ▼障害者手帳所持者数の推移



資料：加西市地域福祉課（各年度末時点）

### ▼総人口に占める障害者手帳所持者数の割合の推移



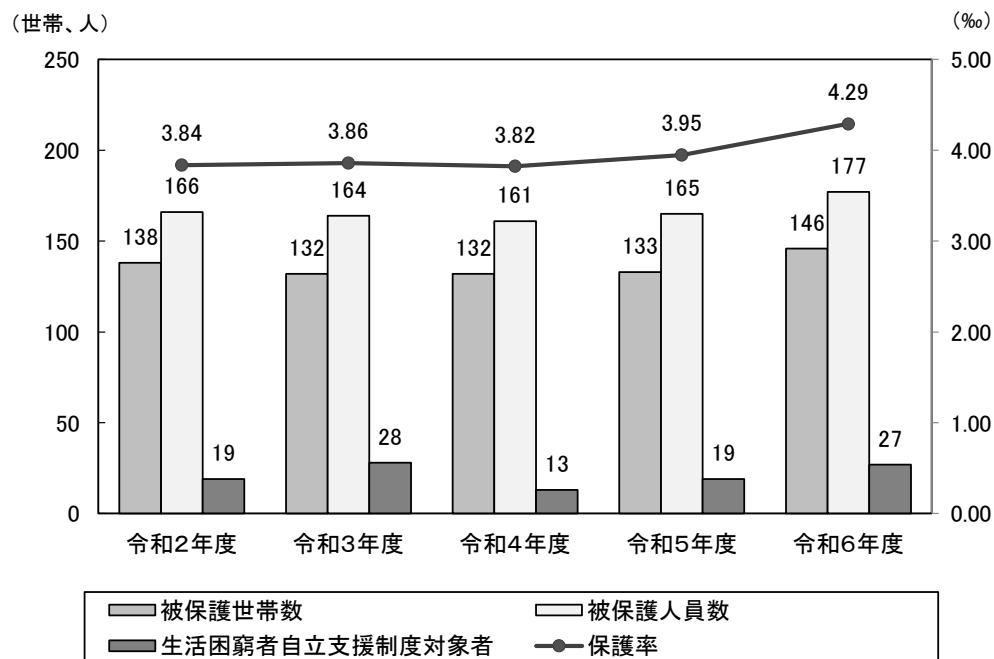
資料：加西市地域福祉課（各年度末時点）

### ③生活保護世帯状況

生活保護の状況をみると、被保護世帯数、被保護人員数ともに令和5年度までほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年度に増加しています。保護率は、令和6年度時点で4.26%となっています。

また、平成27年度より施行された生活困窮者自立支援法に基づく支援対象者数は増減を繰り返しながら推移しており、令和6年度時点で27人となっています。

#### ▼被保護世帯数及び人員数、保護率の推移



資料：加西市地域福祉課（各年度末時点）

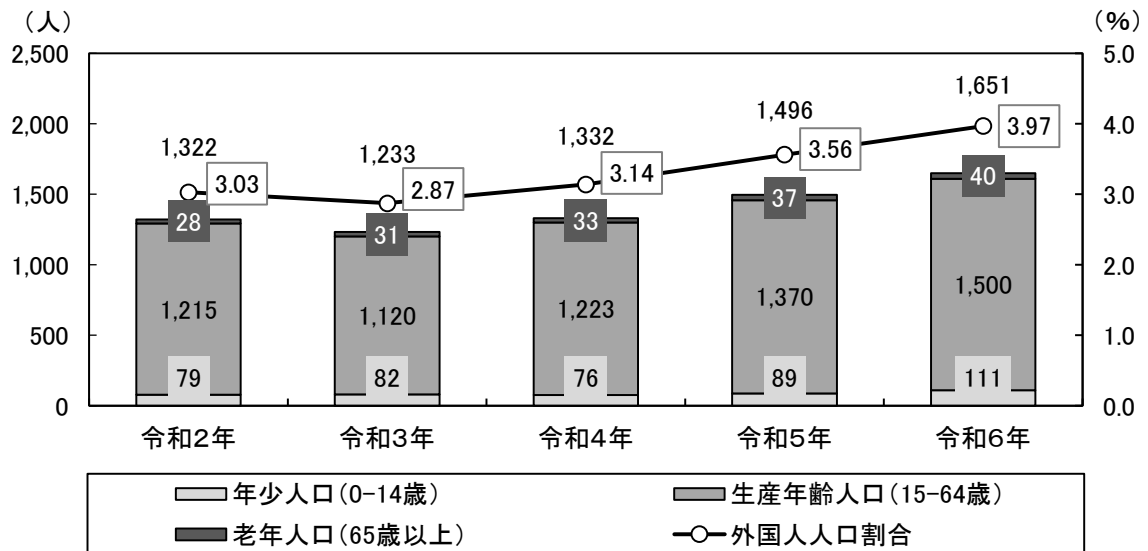
※保護率は【被保護人員数÷総人口×1,000】で算出

## (5) 外国人の状況

本市の外国人人口は、令和4年以降増加傾向にあり、総人口に占める外国人の割合は令和6年には3.97%となっており、全国平均2.96%に対して高い割合となっています。

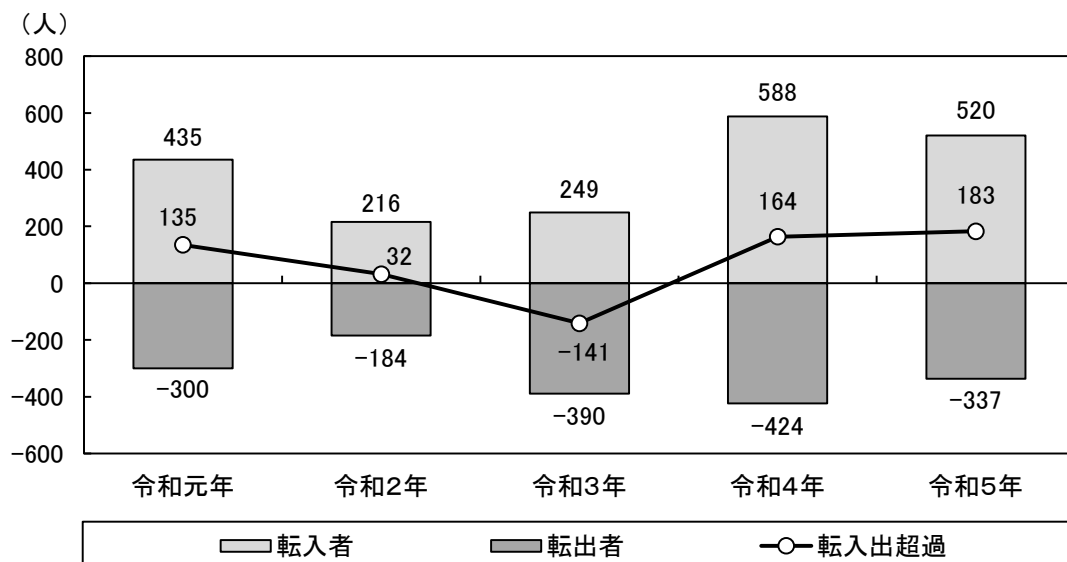
外国人の転入出状況については、コロナ禍の令和2～3年には転入者数が減少したものの、令和4年以降は再び増加しています。

▼外国人人口と総人口に占める割合の推移



資料：住民基本台帳(各年10月1日時点)

▼外国人の転入出数の推移



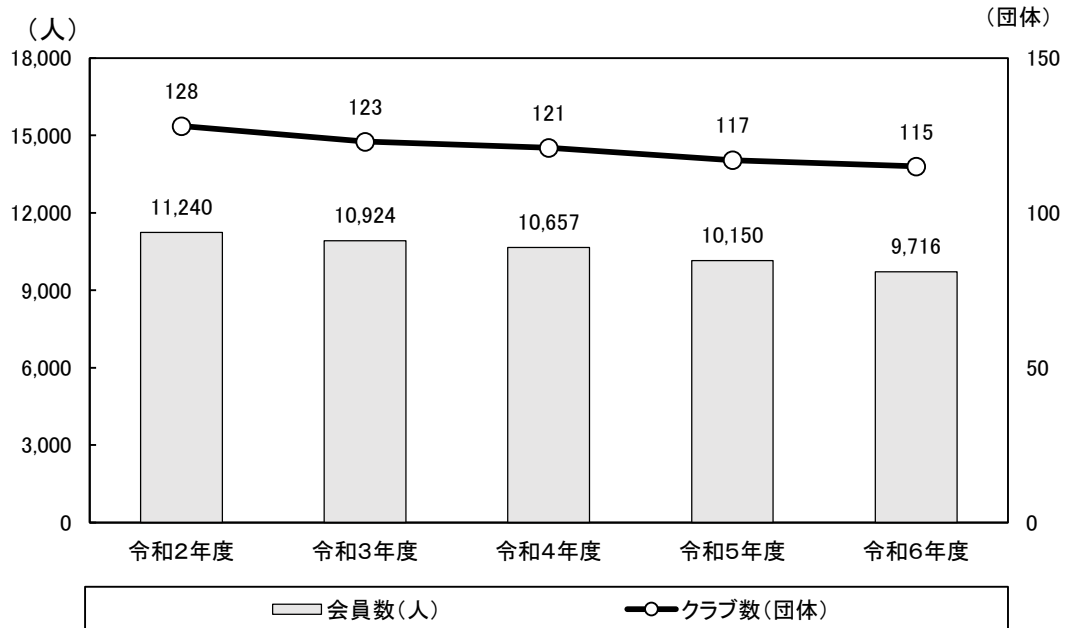
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日～12月31日)

## (6) 地域団体の状況

### ①地域団体の加入状況の推移

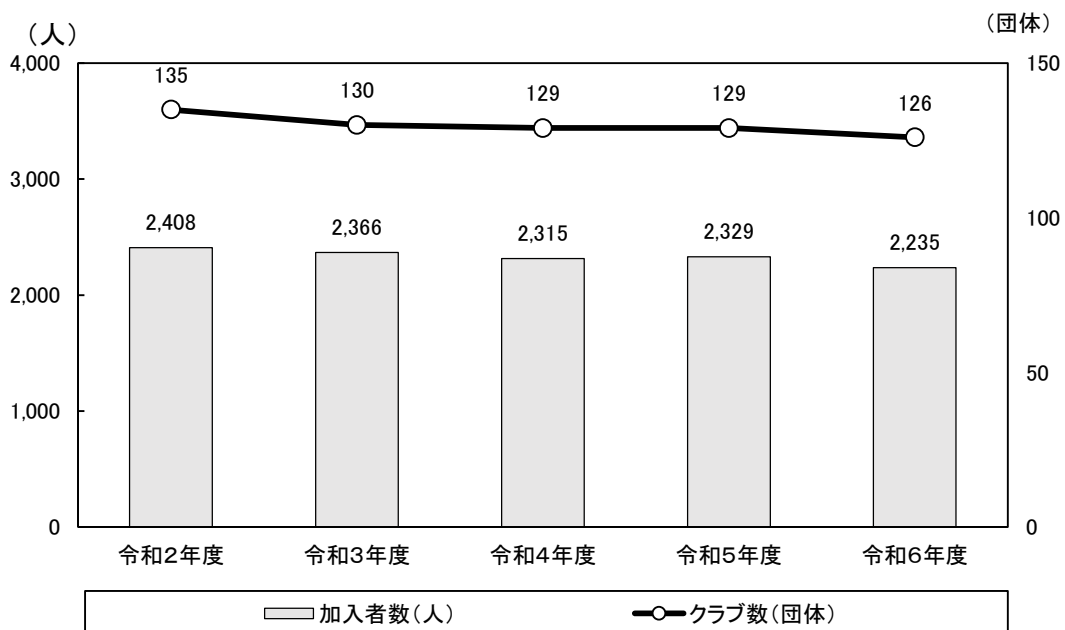
シニアクラブの会員数、クラブ数ともに減少傾向で推移しています。同様に、子ども会の加入者数、団体数も緩やかな減少傾向で推移しています。

#### ▼シニアクラブ会員数及びクラブ数の推移



資料：加西市長寿介護課（各年度末時点）

#### ▼子ども会加入者数及び子ども会団体数の推移

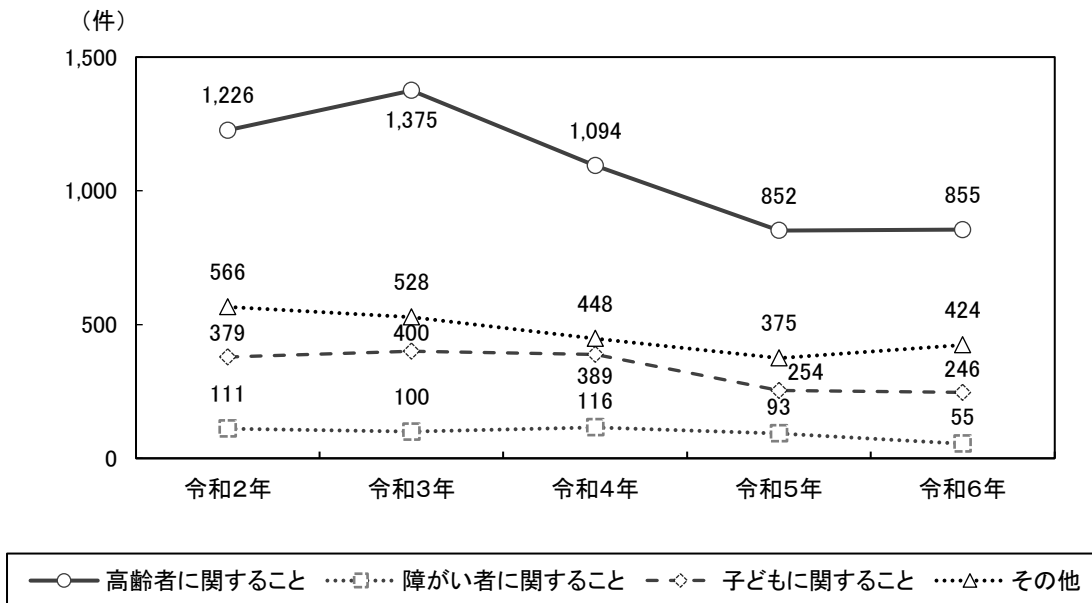


資料：加西市総合教育センター（各年度末時点）

## ②民生委員・児童委員への相談件数の推移

民生委員・児童委員への相談件数については、「高齢者に関すること」が令和3年度以降、大きく減少しています。また、「障がい者に関すること」は増減を繰り返しながら、減少傾向にあり、「子どもに関すること」は令和3年度以降、減少傾向にあります。

### ▼民生委員・児童委員への相談件数の推移



資料：加西市福祉企画課（各年度末時点）

## 2 アンケート調査からみる加西市の現状

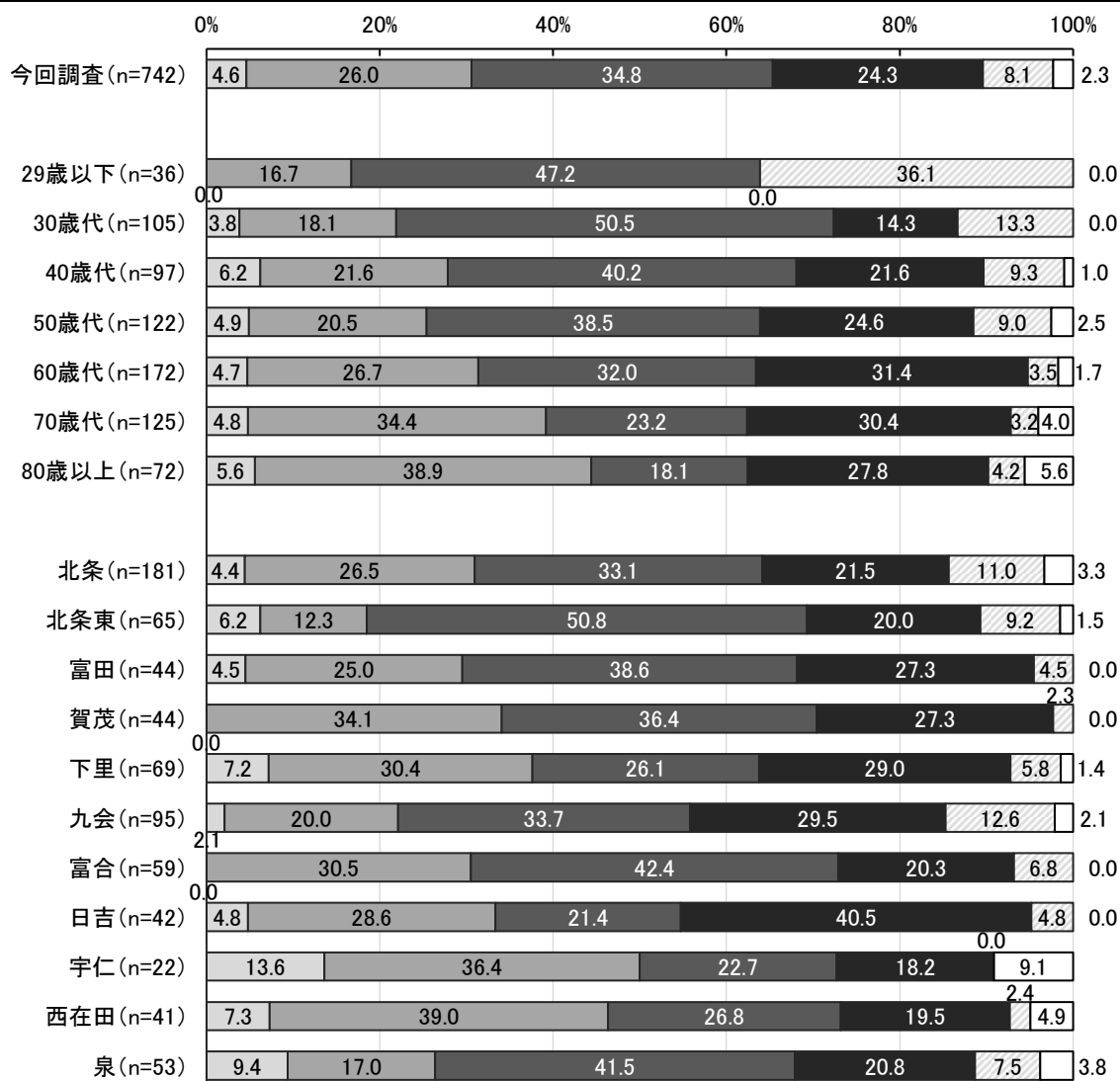
### (1) 隣近所との関わりについて

問 あなたは普段、近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。

全体では「会えばあいさつする程度の付き合いである」が34.8%と最も高く、次いで「ある程度親しく付き合っている」が26.0%となっています。

年代別にみると、「70歳代」「80歳以上」では「ある程度親しく付き合っている」、その他の年代では「会えばあいさつする程度の付き合いである」が最も高くなっています。

小学校区別にみると、「下里」「宇仁」「西在田」では「ある程度親しく付き合っている」、「日吉」では「隣保、自治会(町)の活動に参加・協力している」、その他の校区では「会えばあいさつする程度の付き合いである」が最も高くなっています。



- 家族ぐるみでとても親しく付き合っている
- ある程度親しく付き合っている
- 会えばあいさつする程度の付き合いである
- 隣保、自治会(町)の活動に参加・協力している
- ほとんど(もしくはまったく)付き合いはない
- 不明・無回答

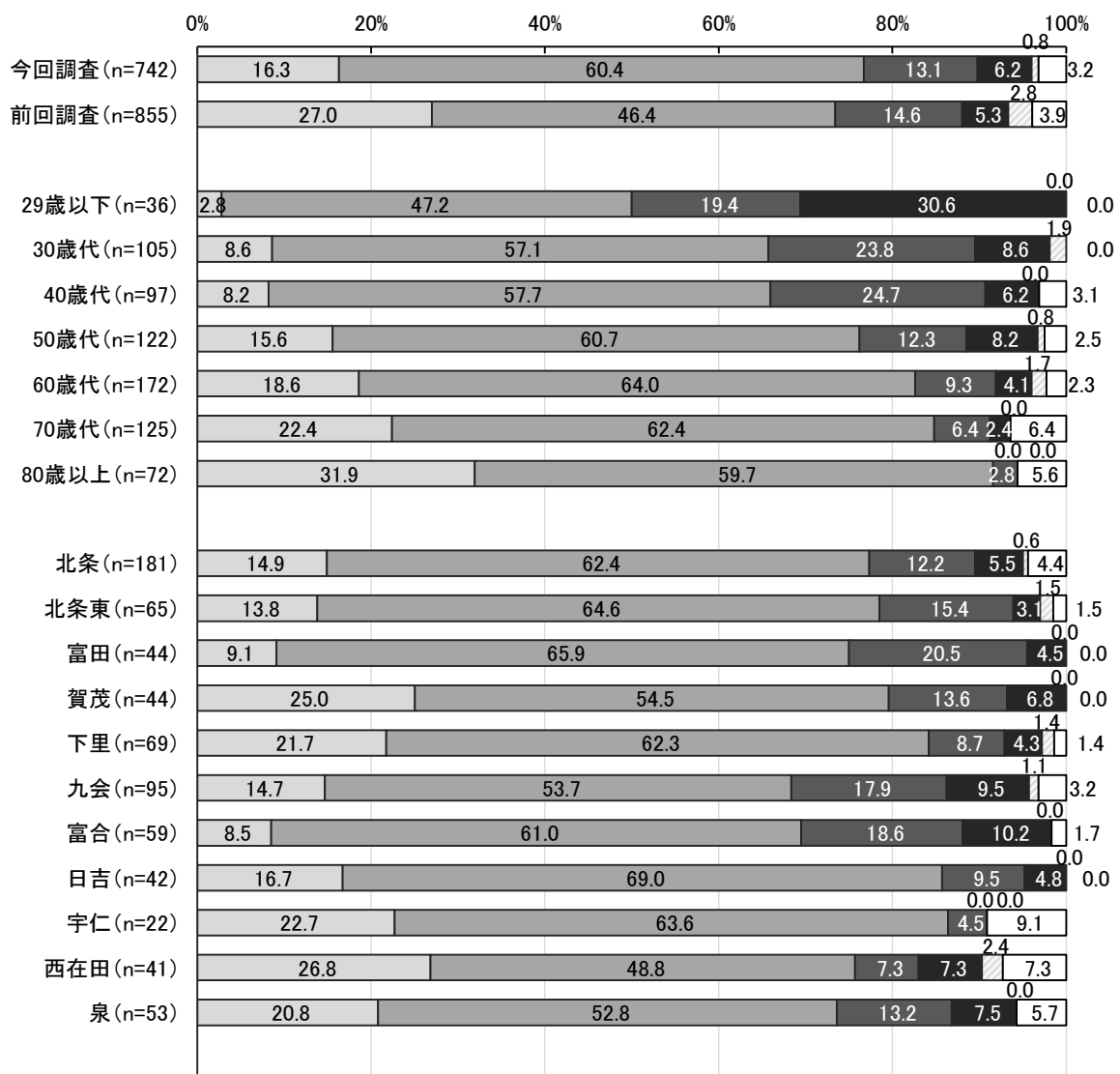
問 あなたの近所の人との付き合いに対する考え方は、次のどれですか。

全体では「日常生活の中で助けられることもあるので、ある程度必要である」が 60.4%と最も高く、次いで「親しく相談したり助け合ったりするのは必要である」が 16.3%となっています。

前回調査と比較すると、「日常生活の中で助けられることもあるので、ある程度必要である」が 14.0 ポイント高く、「親しく相談したり助け合ったりするのは必要である」が 10.7 ポイント低くなっています。

年代別にみると、すべての年代で「日常生活の中で助けられることもあるので、ある程度必要である」が最も高くなっています。

小学校区別にみると、すべての校区で「日常生活の中で助けられることもあるので、ある程度必要である」が最も高くなっています。



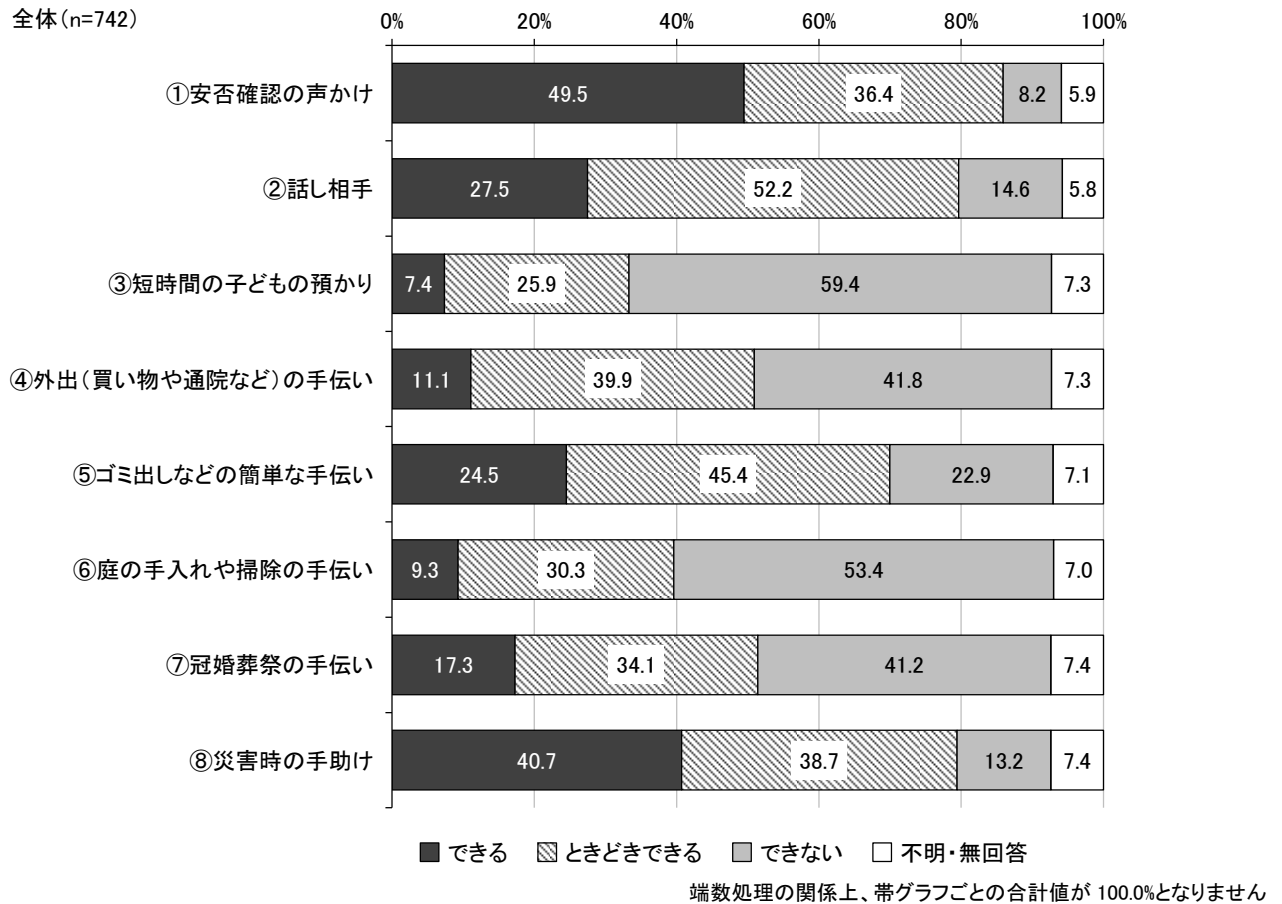
- 親しく相談したり助け合ったりするのは必要である
- 日常生活の中で助けられることもあるので、ある程度必要である
- わずらわしく感じる人が多いので、あまりしたくない
- なくても困らないので、したくない
- その他
- 不明・無回答

端数処理の関係上、帯グラフごとの合計値が 100.0% となりません

※前回調査:「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」「わずらわしく感じることもあるが、日常生活の中で助けられることが多いので必要である」

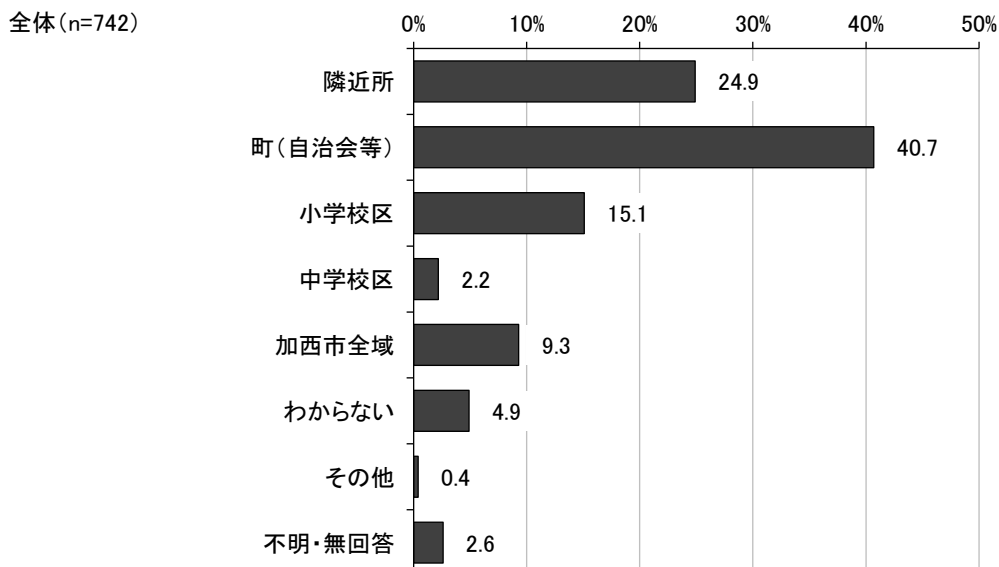
問 あなたは近所の人から頼まれた場合、どのようなことができますか。

「できる」は〔①安否確認の声かけ〕が 49.5%と最も高く、次いで〔⑧災害時の手助け〕が 40.7%となっています。一方「できない」は〔③短時間の子どもの預かり〕が 59.4%と最も高く、次いで〔⑥庭の手入れや掃除の手伝い〕が 53.4%となっています。



問 あなたが考える「地域」の範囲をお答えください。

「町(自治会等)」が 40.7%と最も高く、次いで「隣近所」が 24.9%となっています。

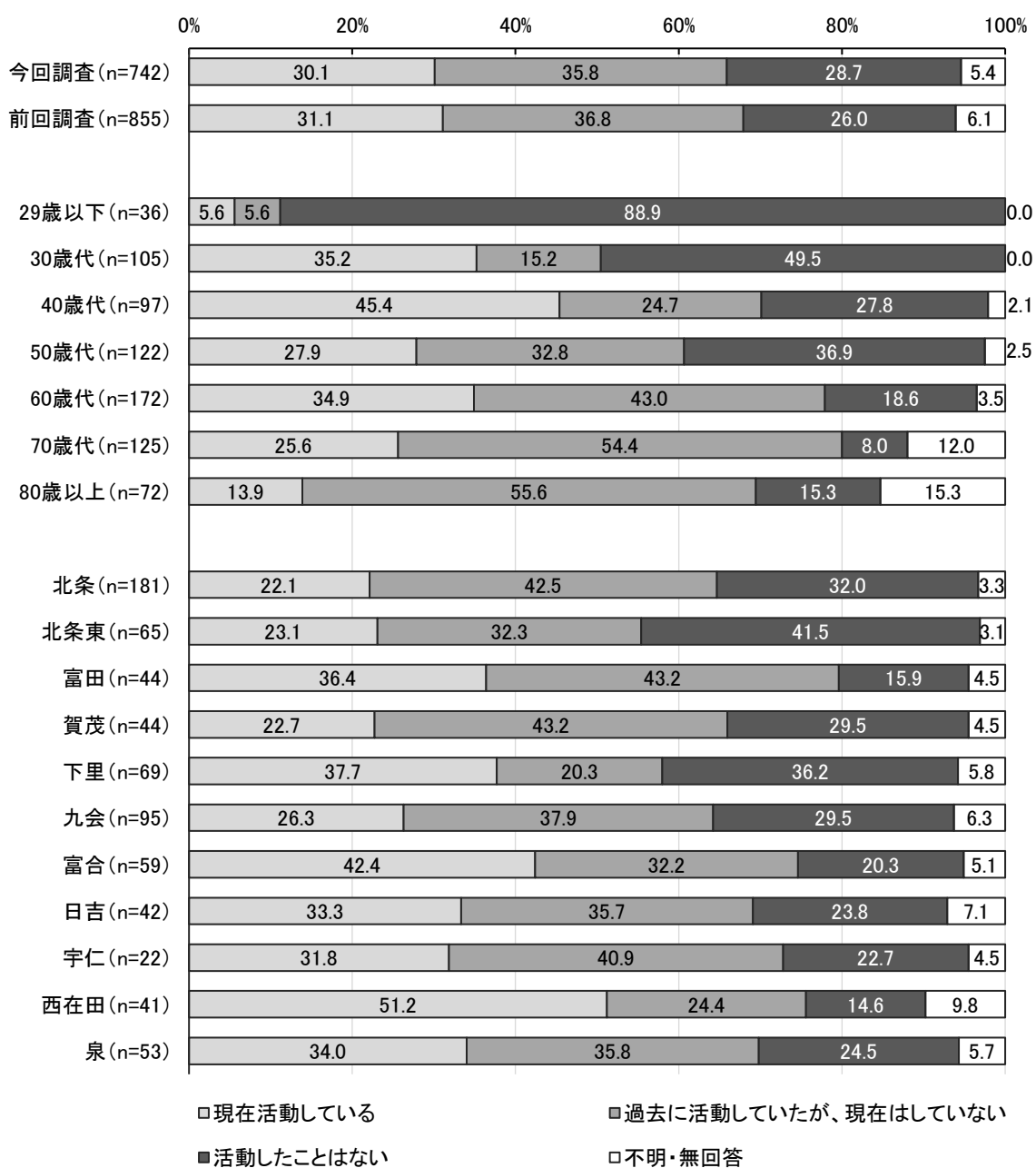


問 あなたは、自治会やPTA活動などの地域活動をしたことがありますか。

全体では「過去に活動していたが、現在はしていない」が 35.8%と最も高く、次いで「現在活動している」が 30.1%となっています。前回調査と比較すると、大きな差はありません。

年代別にみると、〔29 歳以下〕〔30 歳代〕〔50 歳代〕では「活動したことはない」、〔40 歳代〕では「現在活動している」、〔60 歳代〕〔70 歳代〕〔80 歳以上〕では「過去に活動していたが、現在はしていない」が最も高くなっています。

小学校区別にみると、〔北条東〕は「活動したことはない」、〔下里〕〔富合〕〔西在田〕では「現在活動している」、その他の校区では「過去に活動していたが、現在はしていない」が最も高くなっています。

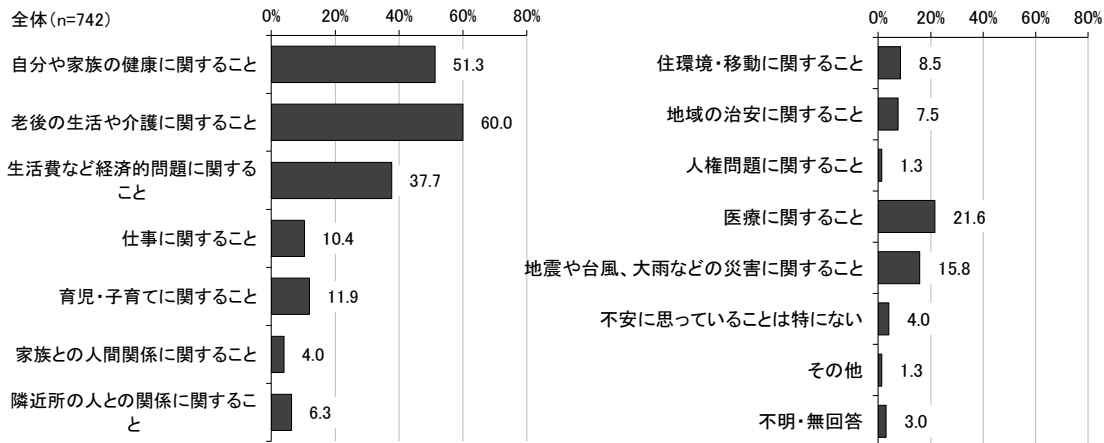


端数処理の関係上、帯グラフごとの合計値が 100.0%となりません

## (2) 日常生活について

問 あなたが普段の生活の中で、不安に思っていることは何ですか。

「老後の生活や介護に関すること」が60.0%と最も高く、次いで「自分や家族の健康に関すること」が51.3%となっています。



### ▼クロス集計(年代別)

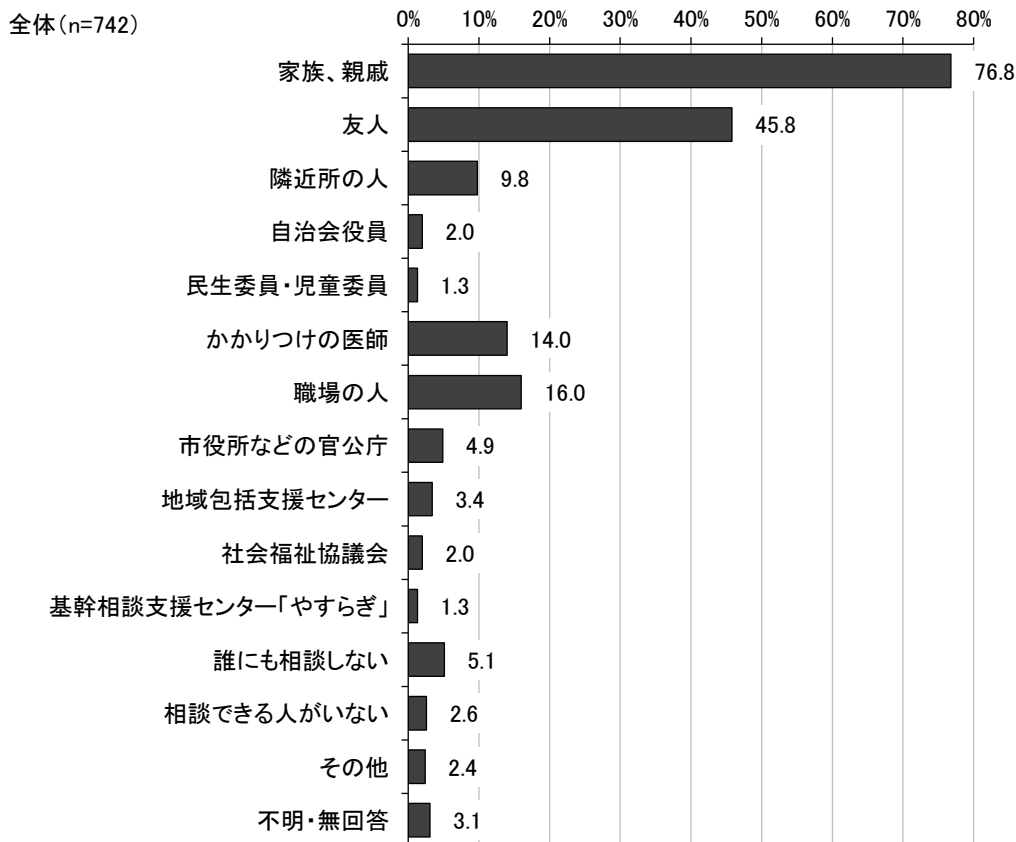
年代別にみると、〔29歳以下〕〔30歳代〕では「生活費など経済的問題に関すること」、〔80歳以上〕では「自分や家族の健康に関すること」、その他の年代では「老後の生活や介護に関すること」が最も高くなっています。

年代別	上段:件数 下段:%	合計	自分や家族の健康に関すること	老後の生活や介護に関すること	生活費など経済的問題に関すること	仕事に関すること	育児・子育てに関すること	家族との人間関係に関すること	隣近所の人との関係に関すること	住環境・移動に関すること
全体	742 100.0	742	381 51.3	445 60.0	280 37.7	77 10.4	88 11.9	30 4.0	47 6.3	63 8.5
29歳以下	36 100.0	36	17 47.2	9 25.0	19 52.8	9 25.0	14 38.9	1 2.8	0 0.0	7 19.4
30歳代	105 100.0	105	39 37.1	39 37.1	52 49.5	21 20.0	48 45.7	5 4.8	6 5.7	8 7.6
40歳代	97 100.0	97	45 46.4	56 57.7	41 42.3	16 16.5	21 21.6	8 8.2	7 7.2	9 9.3
50歳代	122 100.0	122	73 59.8	89 73.0	44 36.1	20 16.4	2 1.6	4 3.3	8 6.6	10 8.2
60歳代	172 100.0	172	96 55.8	126 73.3	67 39.0	7 4.1	3 1.7	5 2.9	12 7.0	12 7.0
70歳代	125 100.0	125	59 47.2	78 62.4	35 28.0	3 2.4	0 0.0	2 1.6	7 5.6	9 7.2
80歳以上	72 100.0	72	47 65.3	41 56.9	19 26.4	0 0.0	0 0.0	4 5.6	7 9.7	7 9.7

年代別	上段:件数 下段:%	合計	地域の治安に関すること	人権問題に関すること	医療に関すること	地震や台風、大雨などの災害に関すること	不安に思っていることは特にない	その他	不明・無回答
全体	742 100.0	742	56 7.5	10 1.3	160 21.6	117 15.8	30 4.0	10 1.3	22 3.0
29歳以下	36 100.0	36	1 2.8	0 0.0	4 11.1	4 11.1	2 5.6	1 2.8	0 0.0
30歳代	105 100.0	105	5 4.8	3 2.9	20 19.0	17 16.2	3 2.9	2 1.9	0 0.0
40歳代	97 100.0	97	8 8.2	1 1.0	10 10.3	11 11.3	4 4.1	2 2.1	1 1.0
50歳代	122 100.0	122	10 8.2	1 0.8	29 23.8	13 10.7	3 2.5	0 0.0	3 2.5
60歳代	172 100.0	172	15 8.7	2 1.2	41 23.8	29 16.9	6 3.5	4 2.3	3 1.7
70歳代	125 100.0	125	10 8.0	2 1.6	37 29.6	25 20.0	8 6.4	0 0.0	9 7.2
80歳以上	72 100.0	72	5 6.9	1 1.4	16 22.2	15 20.8	4 5.6	1 1.4	5 6.9

問 あなたは現在、不安や悩みをどなたに、もしくはどこに相談していますか。

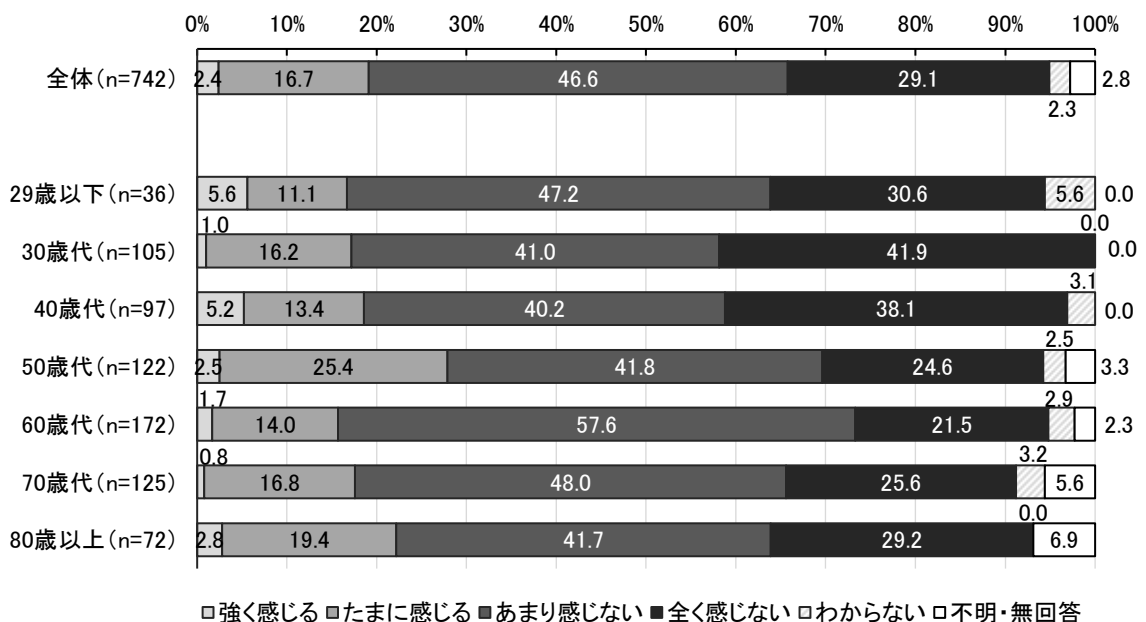
「家族、親戚」が 76.8%と最も高く、次いで「友人」が 45.8%となっています。



問 日常生活の中で「自分は孤立している」「孤独である」と感じることはありますか。

全体では「あまり感じない」が 46.6%と最も高く、次いで「全く感じない」が 29.1%となっています。

年代別にみると、〔30 歳代〕では「全く感じない」、その他の年代では「あまり感じない」が最も高くなっています。



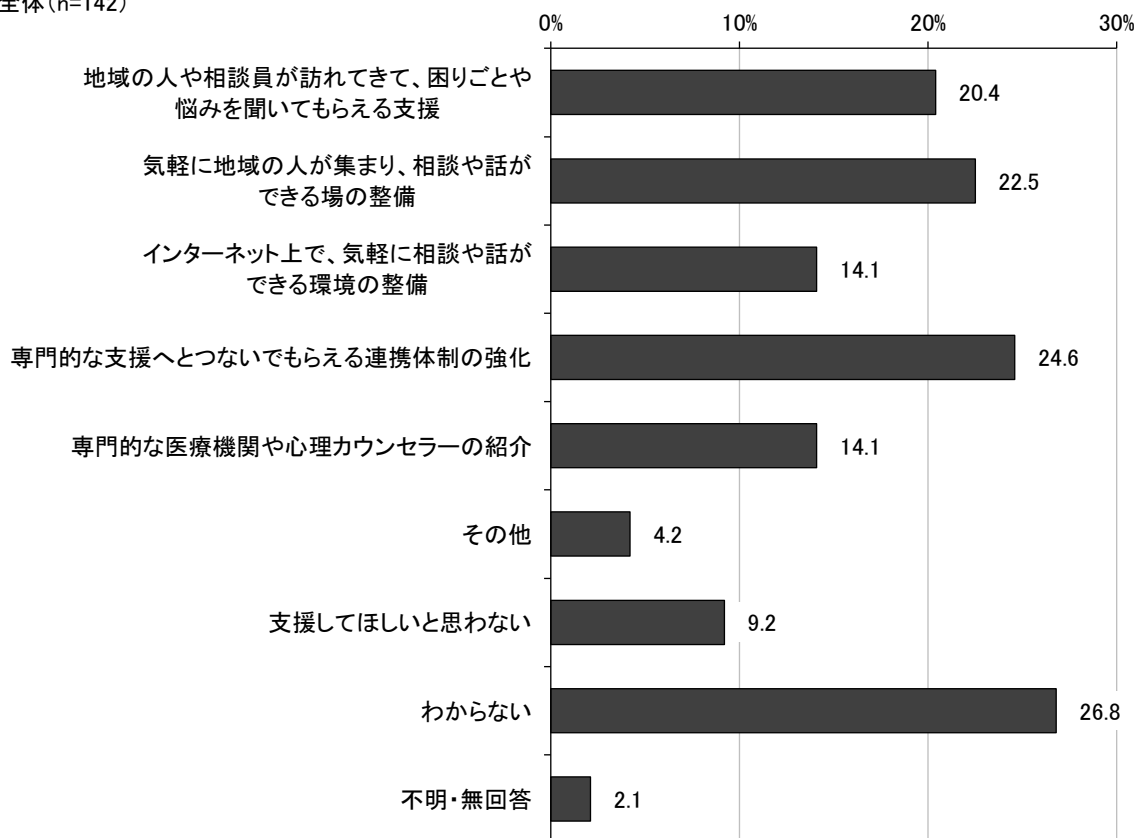
端数処理の関係上、帯グラフごとの合計値が 100.0%となりません

※前の問で「強く感じる」「たまに感じる」を選択した方のみ

問 あなたが「孤立・孤独」を感じるときに、どのような支援や取組をしてほしいと思いましたか。

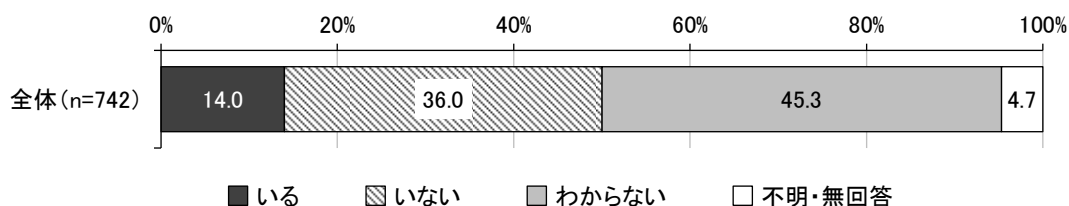
「わからない」が 26.8%と最も高く、次いで「専門的な支援へとつないでもらえる連携体制の強化」が 24.6%となっています。

全体 (n=142)



問 あなたに身近な地域の中で、孤立していたり、(安否等の)様子が心配な方はいますか。

「わからない」が 45.3%と最も高く、次いで「いない」が 36.0%となっています。



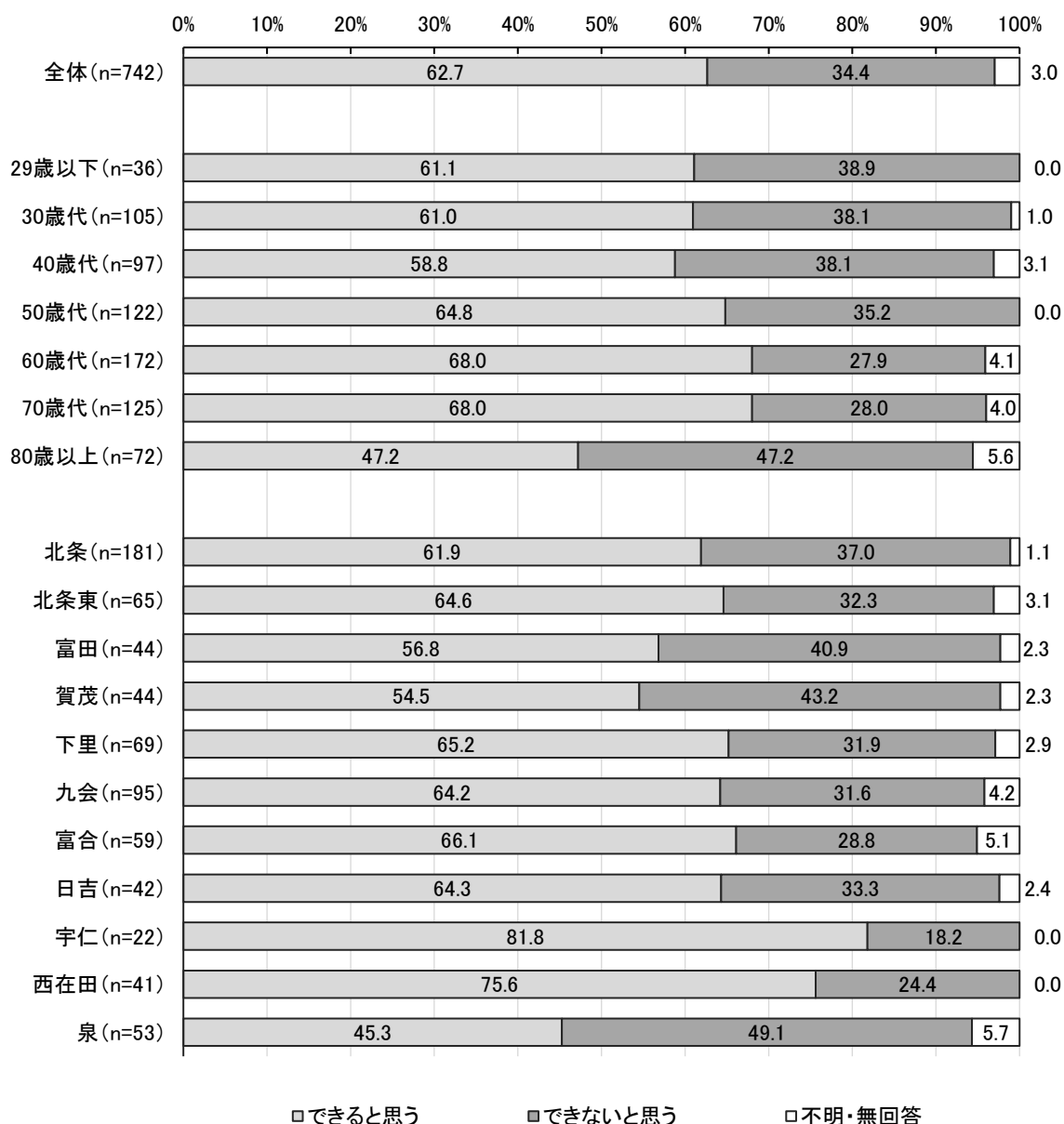
### (3) 災害への備えについて

問 もし災害などの緊急事態が発生した場合、あなたは自力で適切に避難できると思いますか。

全体では「できると思う」が 62.7%と「できないと思う」の 34.4%を上回っています。

年代別にみると、〔80歳以上〕では「できると思う」「できないと思う」が同率、その他の年代では「できると思う」が高くなっています。

小学校区別にみると、〔泉〕では「できないと思う」、その他の校区では「できると思う」が高くなっています。



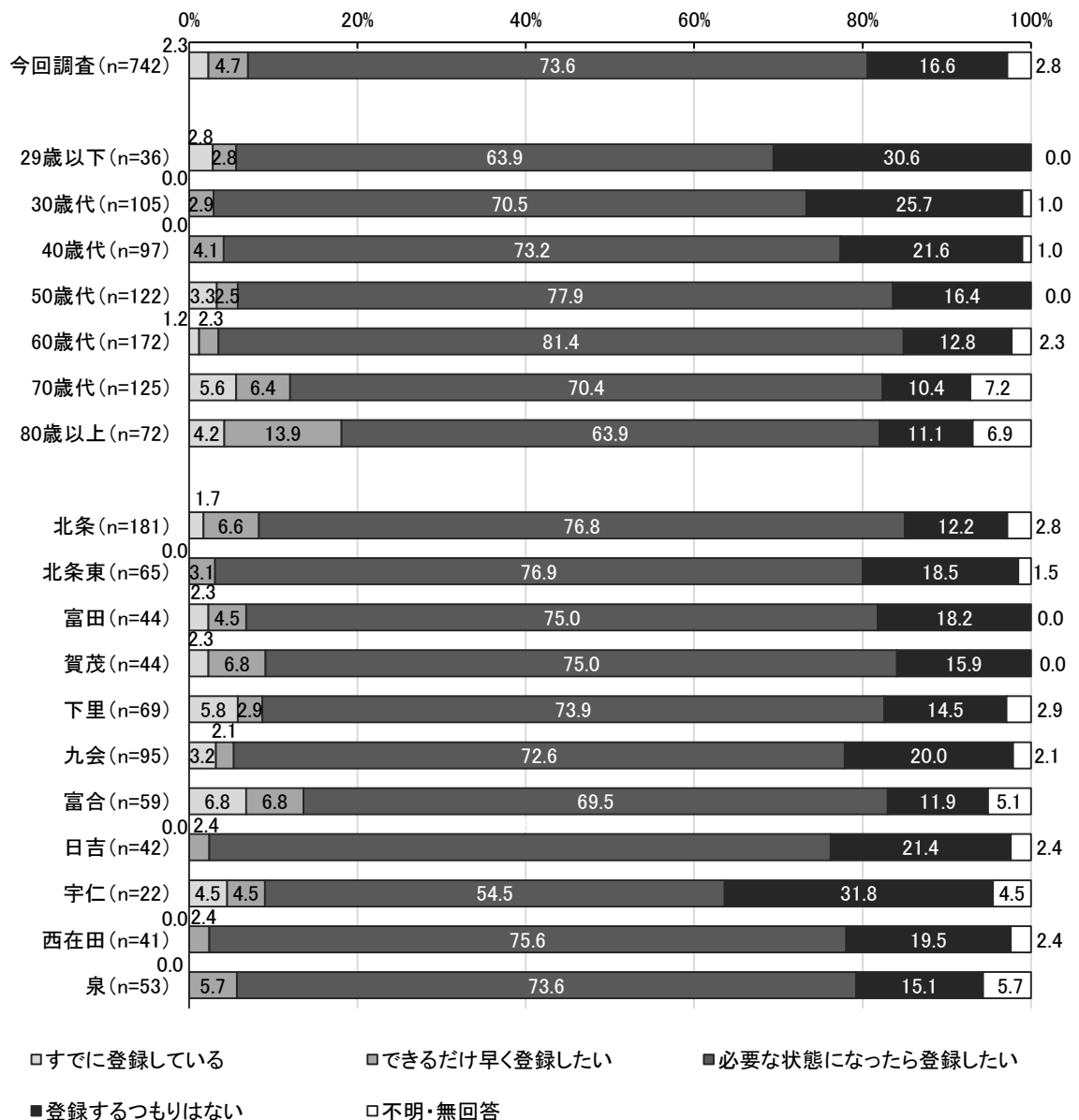
端数処理の関係上、帯グラフごとの合計値が 100.0% となりません

問 災害時に自力で避難することが難しい人の避難を支援する制度があります。名簿に登録すれば避難支援を受けることができますが、名簿への登録を希望しますか。

「必要な状態になったら登録したい」が73.6%と最も高く、次いで「登録するつもりはない」が16.6%となっています。

年代別にみると、すべての年代で「必要な状態になったら登録したい」が最も高くなっています。

小学校区別にみると、すべての地区で「必要な状態になったら登録したい」が最も高くなっています。

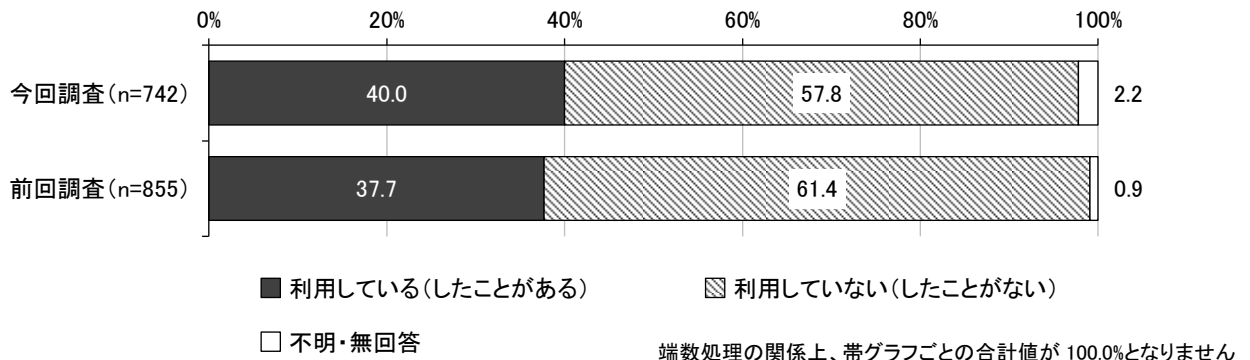


端数処理の関係上、帯グラフごとの合計値が100.0%となりません

## (4) 福祉サービスと権利擁護について

問 あなたやあなたの家族の中で、福祉サービスを利用している(したことがある)方はいますか。

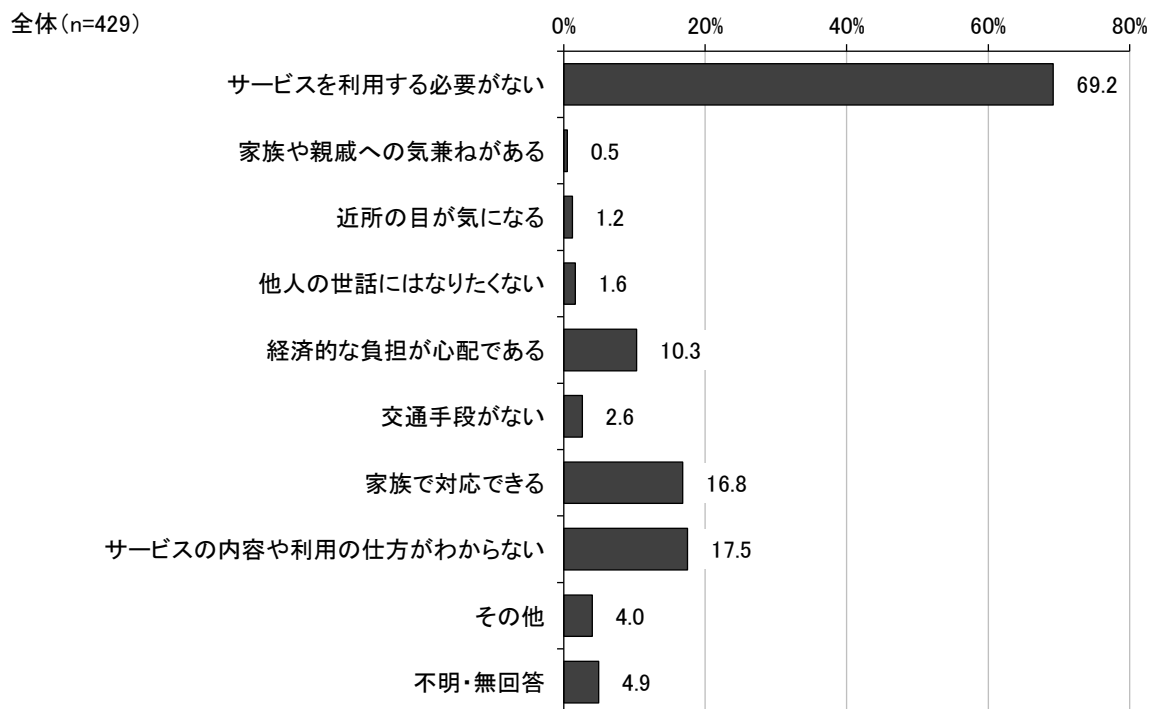
「利用していない(したことがない)」が57.8%と「利用している(したことがある)」の40.0%を上回っています。前回調査と比較すると、大きな差はありません。



※前の問で「利用していない(したことがない)」を選択した方のみ

問 福祉サービスを利用しない理由は何ですか。

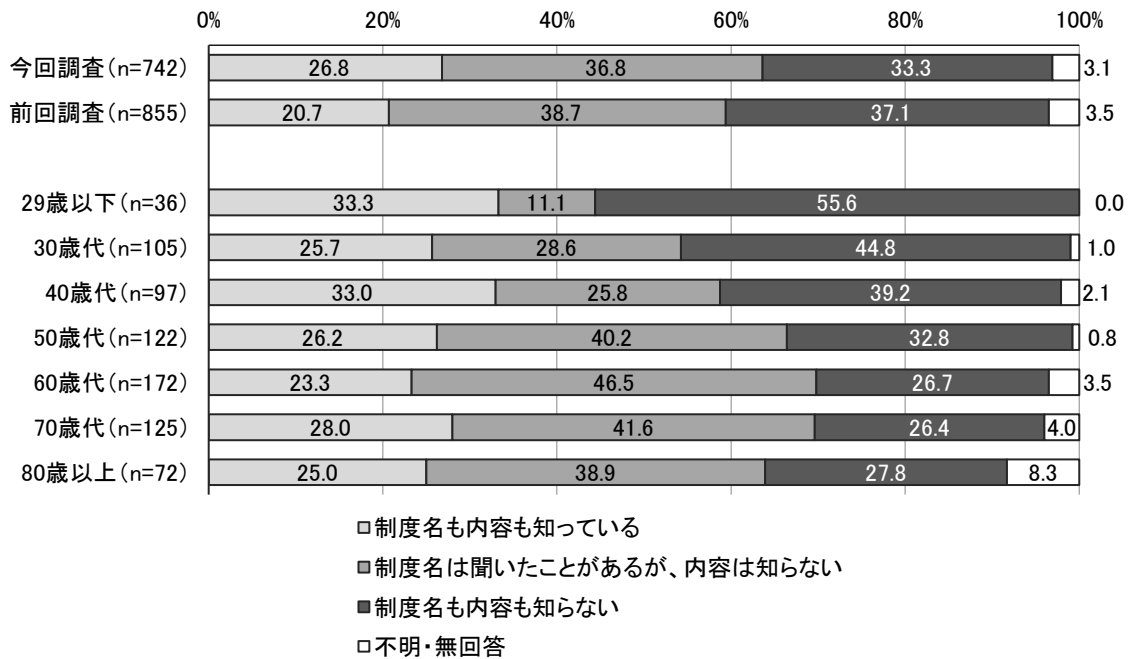
「サービスを利用する必要がない」が69.2%と最も高く、次いで「サービスの内容や利用の仕方がわからない」が17.5%となっています。



問 判断能力が不十分な高齢者や障がい者の権利を保護する「成年後見制度」についておたずねします。あなたは、成年後見制度を知っていますか。

「制度名は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 36.8%と最も高く、次いで「制度名も内容も知らない」が 33.3%となっています。

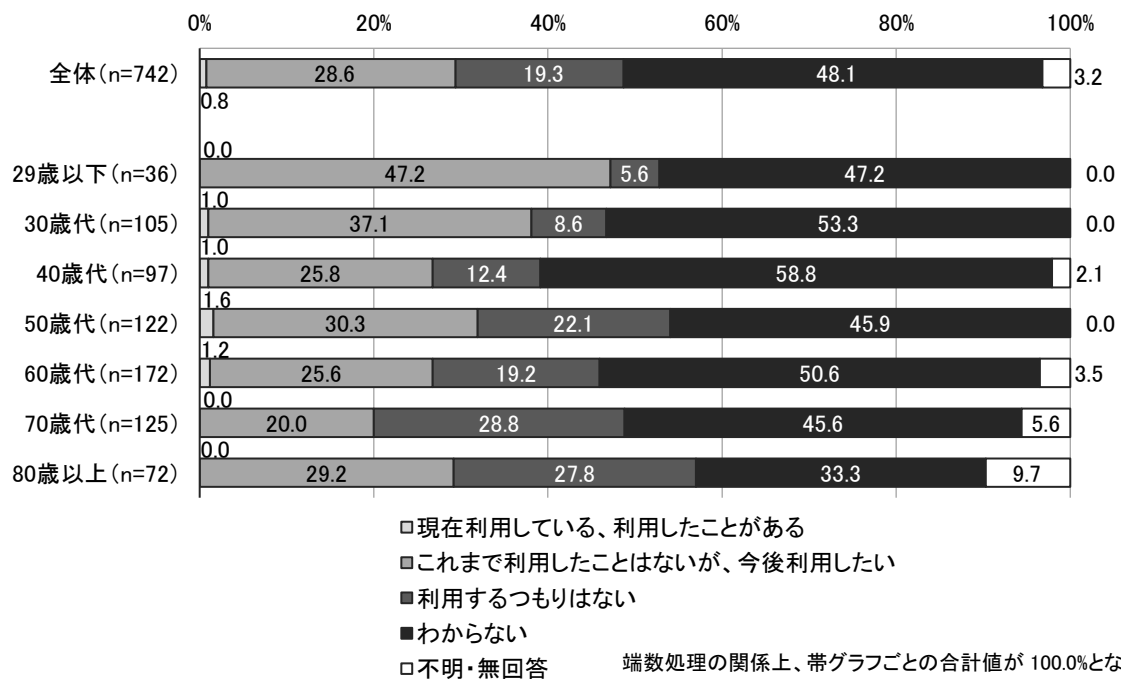
前回調査と比較すると、「制度名も内容も知っている」が 6.1 ポイント高くなっています。



端数処理の関係上、帯グラフごとの合計値が 100.0% となりません

問 今後、あなたやあなたの家族が認知症などにより判断力が衰えたとき、成年後見制度を利用したいと思いますか。

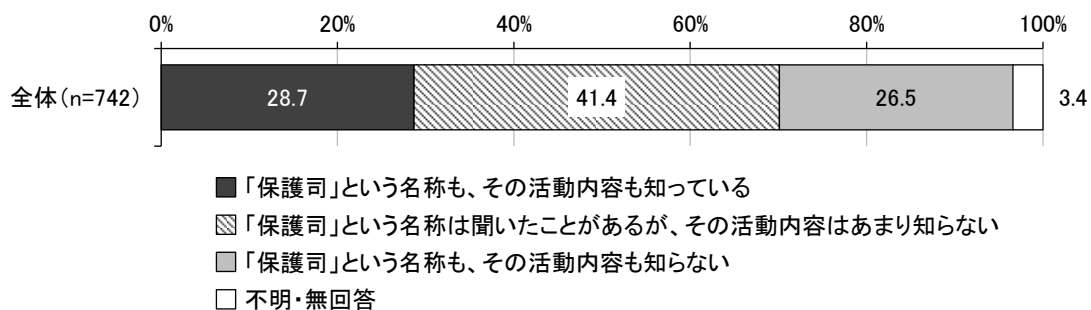
「わからない」が 48.1%と最も高く、次いで「これまで利用したことはないが、今後利用したい」が 28.6%となっています。



端数処理の関係上、帯グラフごとの合計値が 100.0% となりません

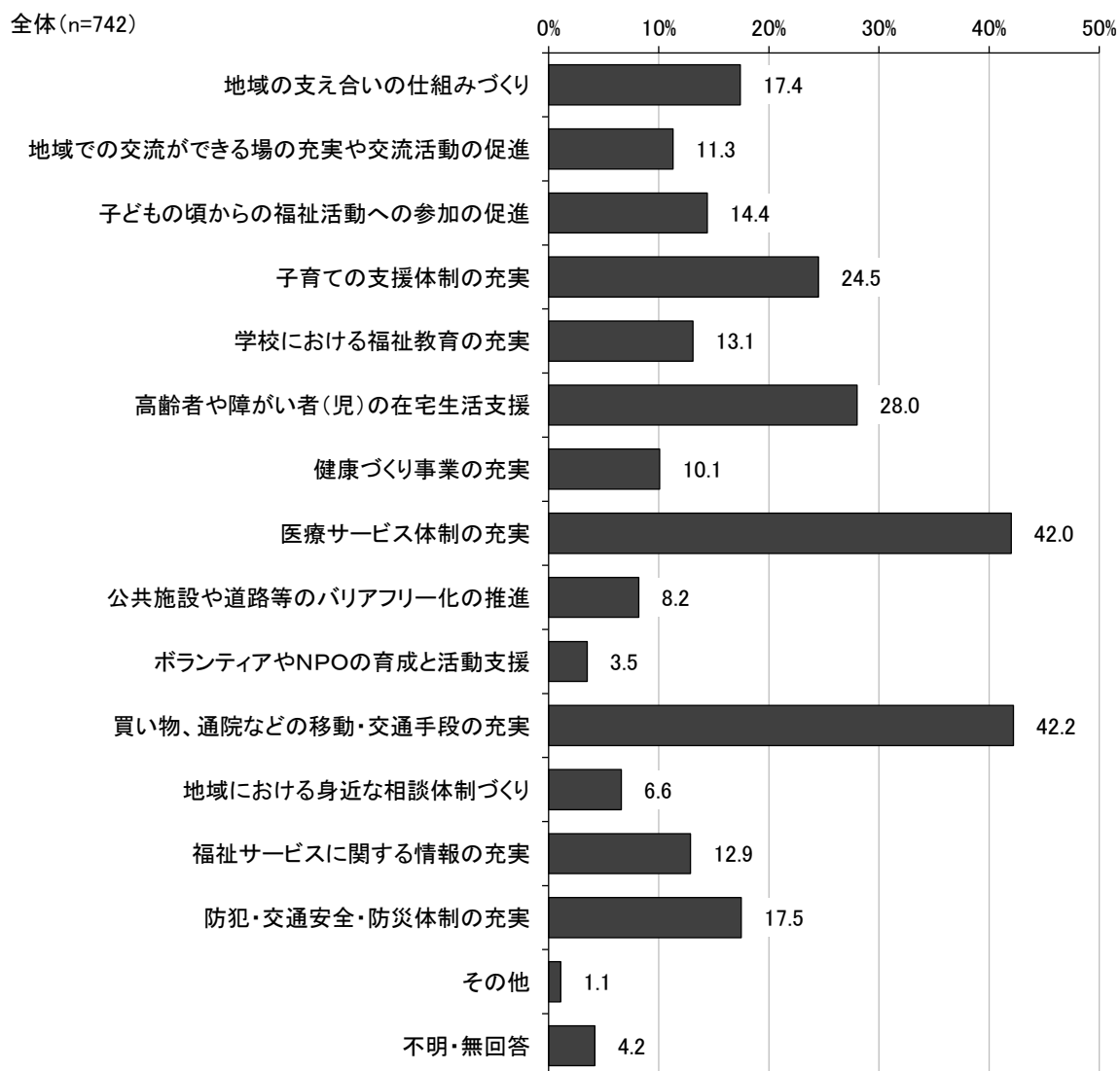
問 あなたは、「保護司」について知っていますか。

「『保護司』という名称は聞いたことがあるが、その活動内容はあまり知らない」が 41.4%と最も高く、次いで「『保護司』という名称も、その活動内容も知っている」が 28.7%となっています。



問 今後、地域福祉を進めるために加西市はどのような施策に優先して取り組んでいくべきだと思いますか。

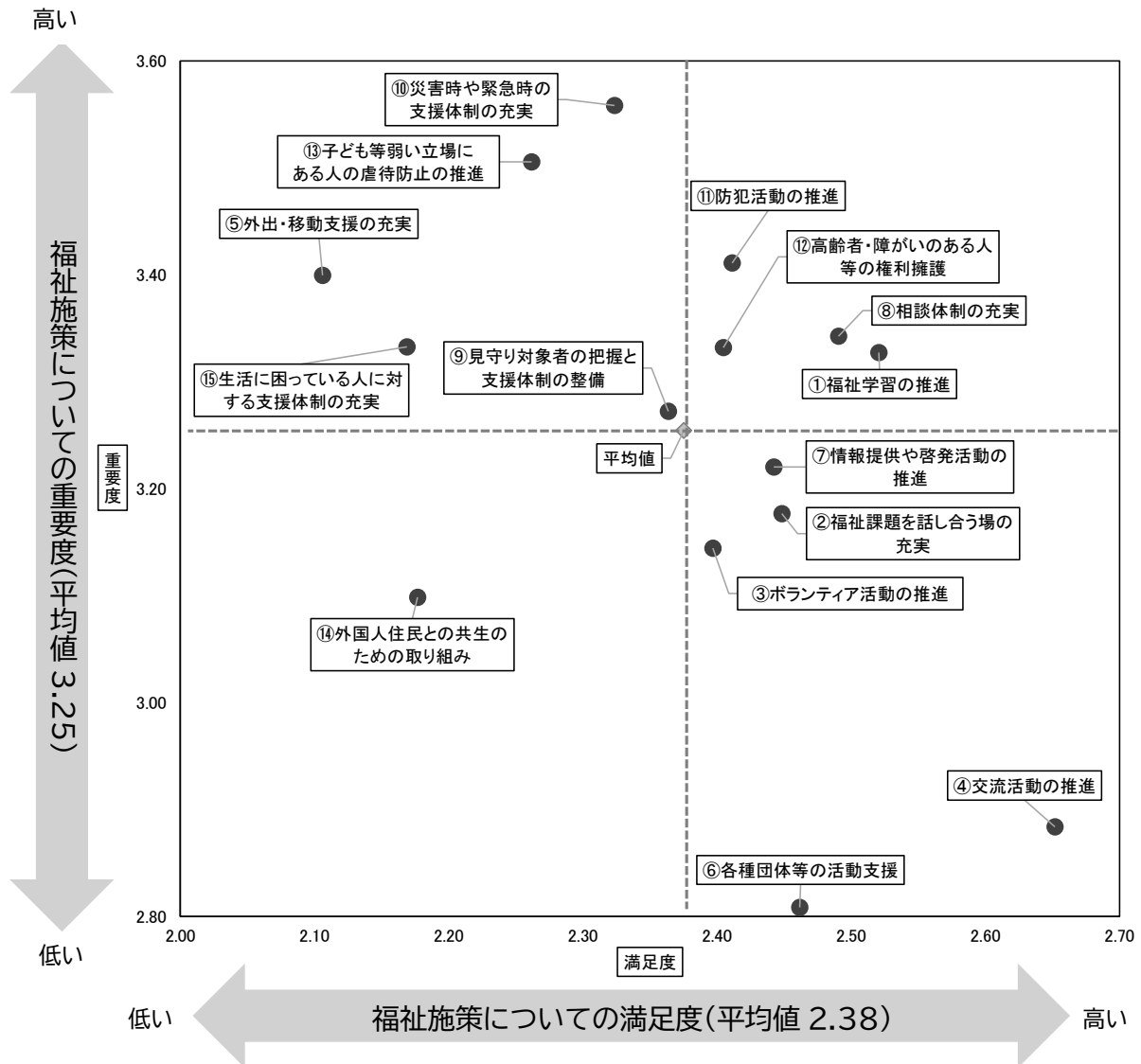
「買い物、通院などの移動・交通手段の充実」が 42.2%と最も高く、次いで「医療サービス体制の充実」が 42.0%となっています。



問 加西市における福祉施策の現状について、どのように感じていますか。

市民アンケート調査より、福祉施策の重要度と満足度についてみると、「災害時や緊急時の支援体制の充実」や「子ども等弱い立場にある人の虐待防止の推進」の重要度が高くなっています。

また、重要度が高い一方で満足度が低い施策として「外出・移動支援の充実」や「生活に困っている人に対する支援体制の充実」などが挙げられており、優先的な対応が求められています。



《グラフの見方について》

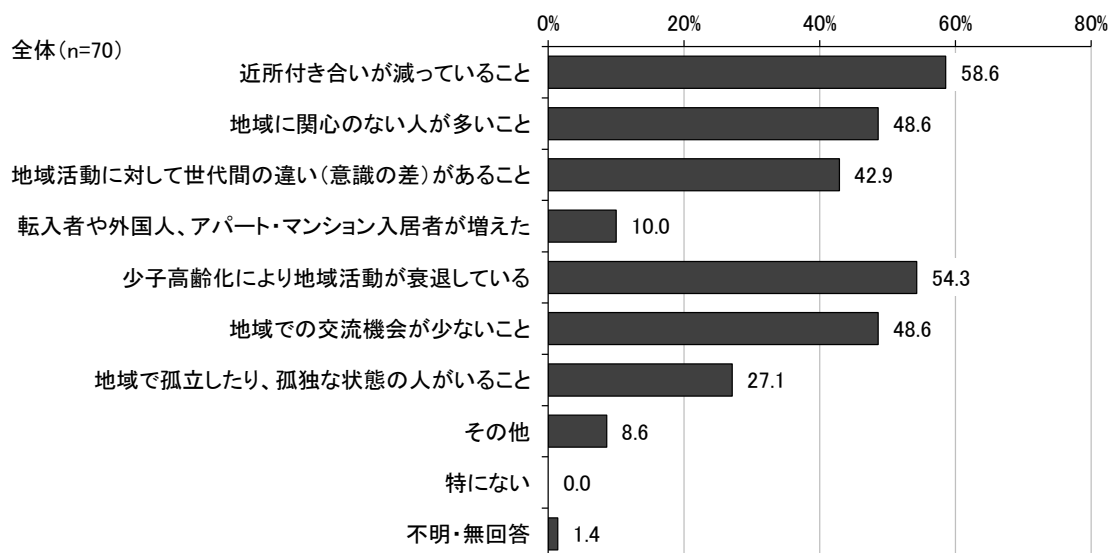
上掲のグラフは、福祉施策についての満足度と重要度を回答に応じて得点化し、その平均を求めて算出した値(加重平均)より作成しています。各項目がグラフ上方にあるほど重要性が高く、また、グラフ右方にあるほど満足度が高くなっています。

「重要度が高く、満足度も高い(グラフ右上部分)」場合はさらなる拡充、「重要度が高く、満足度は低い(グラフ左上部分)」は優先的な対応、「重要度が低く、満足度は高い(グラフ右下部分)」は現状維持、「重要度が低く、満足度も低い(グラフ左下部分)」は事業見直しまたは周知啓発の強化の必要性がうかがえます。

### 3 関係団体・関係機関への調査からみる加西市の現状

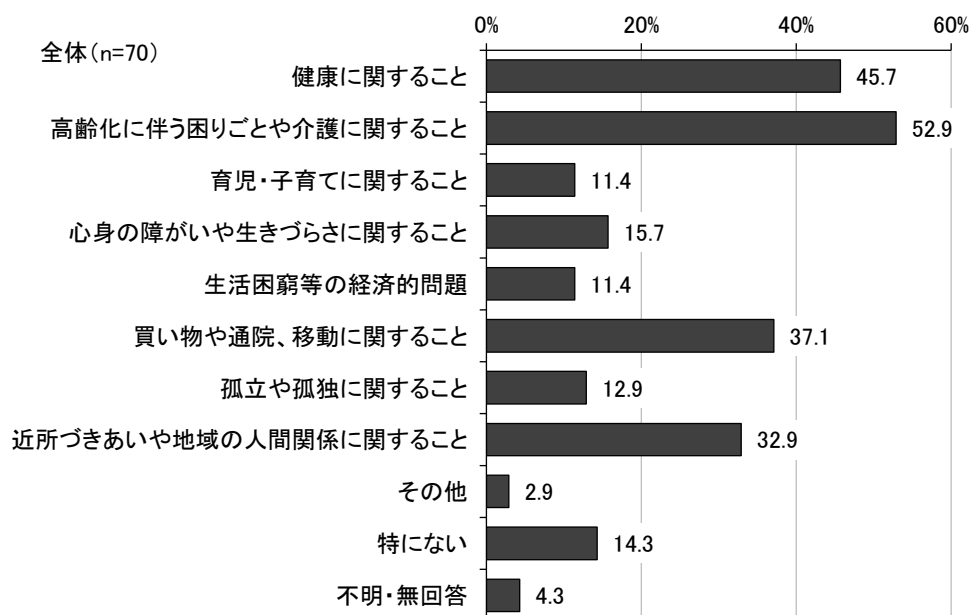
問 普段の活動の中で、地域にはどのような課題があると思いますか。

「近所付き合いが減っていること」が 58.6%と最も高く、次いで「少子高齢化により地域活動が衰退している」が 54.3%、「地域に関心のない人が多いこと」「地域での交流機会が少ないこと」が 48.6%となっています。



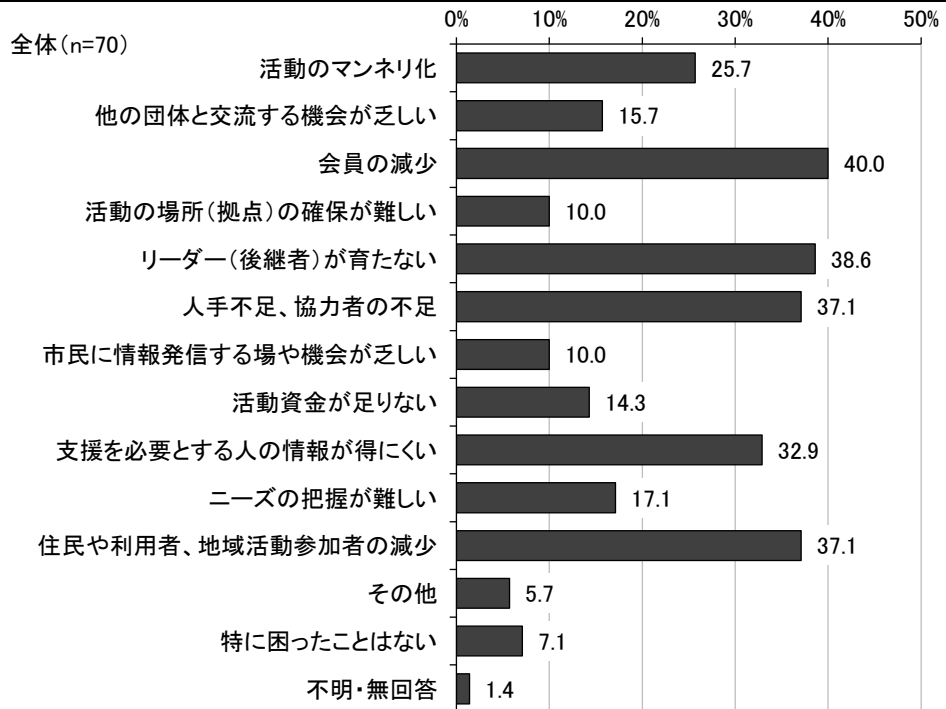
問 普段の活動の中で、住民や会員・利用者等から、どのような福祉に関する困りごとの相談がありますか。

「高齢化に伴う困りごとや介護に関すること」が 52.9%と最も高く、次いで「健康に関すること」が 45.7%、「買い物や通院、移動に関すること」が 37.1%となっています。



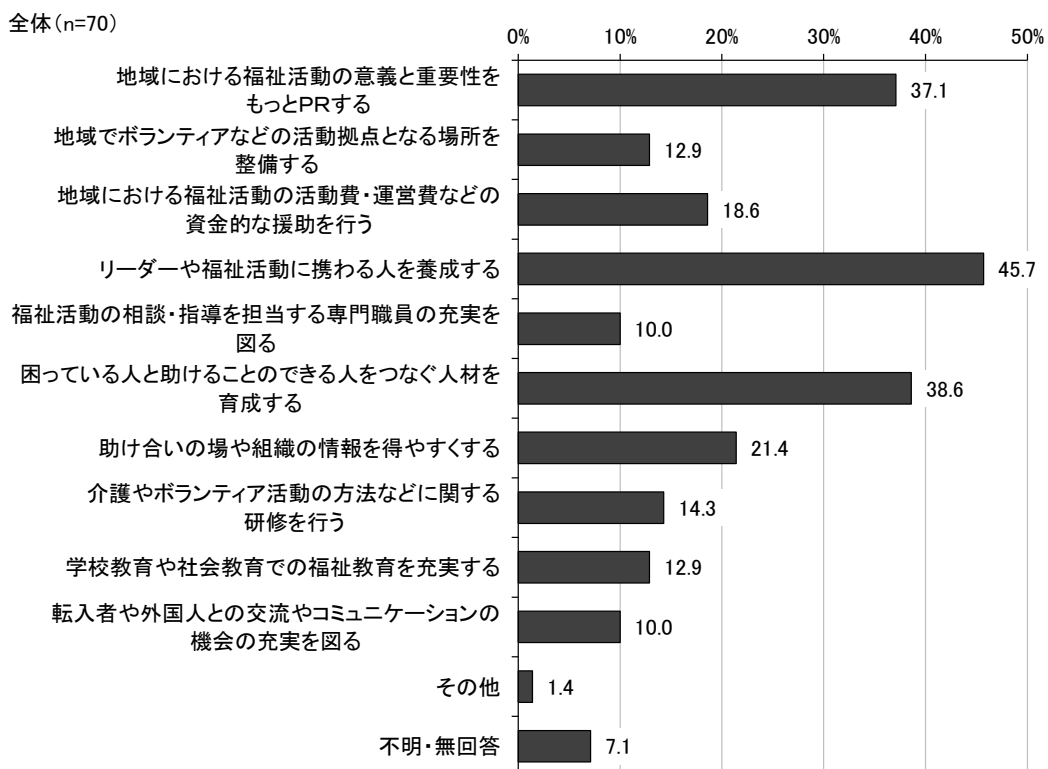
問 団体が活動を行う上で困っていることはどのようなことですか。

「会員の減少」が 40.0%と最も高く、次いで「リーダー(後継者)が育たない」が 38.6%、「人手不足、協力者の不足」「住民や利用者、地域活動参加者の減少」が 37.1%となっています。



問 今後、地域における支え合い、助け合い活動を充実・強化していくためには、どのようなことが重要だと思いますか。

「リーダーや福祉活動に携わる人を養成する」が 45.7%と最も高く、次いで「困っている人と助けることのできる人をつなぐ人材を育成する」が 38.6%、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が 37.1%となっています。



## 4 第3期計画の進捗と評価

第3期計画における取組・施策の進捗状況と今後の課題について、「基本方針」及び「基本施策」ごとに評価を行い、本計画の策定に向けた検討課題を整理しました。

(※進捗評価の評価基準は次の通りです。A:十分できている B:ある程度できている C:あまりできていない D:ほとんどできていない その他:複数の担当課による事業で、担当課により評価が異なる)

### 基本方針1 暮らしの幸せを支える人を育む

#### ▼進捗評価

基本施策	評価対象となる取組数	進捗評価				
		A	B	C	D	その他
福祉意識の醸成	6	2	1	-	-	3
福祉学習の推進	3	1	1	-	-	1
福祉人材の確保	6	-	4	1	-	1
計	15	3	6	1	-	5

#### ▼取組内容と評価

- 市民の健康づくりに向けて健幸アプリを使った「加西市運動ポイント事業」によるポピュレーションアプローチに取り組みました。登録者は増加傾向にあり、令和6年度で約7,800人となっています。また、高齢者の健康寿命の延伸に向け、長寿介護課と健康課で連携し、各地域で栄養と口腔のフレイル予防改善プログラムを行いました。
- 地域における高齢者の見守り、相談、生活支援体制の充実に向けて、社会福祉協議会と連携し、生活支援サポーター養成講座、介護予防リーダー養成講座、認知症サポーター養成講座等を実施しました。しかしながら、高齢者の就業率の増加もあり、人材確保が困難になりつつあります。
- 複雑化・複合化が進む課題への対応体制強化に向けて、地域包括支援センターの福祉専門職等に対し、「ヤングケアラー」や「介護保険と障がい福祉の連携」に関する研修を実施しました。
- 高齢者のサロン活動参加者の固定化と減少、活動の世話役となる方の不足が課題となっています。また、女性に比べ、男性の参加者が少なくなっています。

### 基本方針2 人と人のあたたかいつながりを保つ

#### ▼進捗評価

基本施策	評価対象となる取組数	進捗評価				
		A	B	C	D	その他
住民主体の活動の活性化	7	-	4	-	1	2
地域福祉の推進体制の確立	8	-	6	-	-	2
計	15	-	10	-	1	4

#### ▼取組内容と評価

- 本市独自の「小地域ネットワークシステム『あったかシステム』」について、各町の三世代交流事業やサロン等の通いの場への支援(継続・再開・助成金等)を行うとともに、「あったか友愛推進大会」を8地区で開催し、防災・認知症等の講話と共に地域の見守り・声かけの重要性を啓発しました。また、公式SNSを活用した情報発信に取り組みました。
- 市内の公民館や集会所等を活動拠点とし、誰でも気軽に通える体操や趣味活動を行う「通いの場」を運営している住民団体に対し、助成を行いました。
- 地域の見守り活動として、民生委員・児童委員に「福祉を高める運動調査票」の記入を依頼し、支援を必要とする人の把握に努め、必要に応じて関係機関につなぐ取組を実施しました。

### 基本方針3 みんなを支える相談・情報提供体制を強化する

#### ▼進捗評価

基本施策	評価対象となる取組数	進捗評価				
		A	B	C	D	その他
相談支援体制の強化	7	2	3	-	-	2
情報発信体制の強化	4	-	3	-	-	1
計	11	2	6	-	-	3

#### ▼取組内容と評価

- 地域包括支援センターにおいて、関係機関との連携のもと、介護保険に関する問い合わせをはじめ、高齢者虐待、介護相談、認知症相談等、多様な相談に対応しました。複雑で複合的な相談に対して適切なサービスや制度につなげることができるよう、引き続き、関係部署と横断的に連携しながら支援に取り組むことが求められます。
- 高齢・障がい者支援連絡会や地域密着型サービスに係る運営推進会議を定期的で開催し、生活困窮や虐待といった個別ケースの検討を通して多機関との連携を図り、複合的な課題への対応を図りました。複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、重層的支援体制の整備について検討する必要があります。
- 外国人住民への情報発信について、「広報かさい」の多言語対応サービスアプリによるデジタル配信を行うとともに、窓口ではタブレット端末を活用したコミュニケーション体制の強化を図りました。また、市立加西病院において、医療通訳(FACIL)システムを導入し、外国人住民が安心して受診できる体制づくりに取り組みました。
- 子育てに関する相談について、発達相談のニーズが年々増加傾向にあり、支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に向けて、令和6年度より5歳児健診を標準化し、就学にあたる相談支援に取り組みました。外国人住民の増加等の社会状況の変化に伴い、子育て相談内容も複雑化しており、関係機関と連携した支援が求められます。

### 基本方針4 市民の安心と安全を守る仕組みを充実させる

#### ▼進捗評価

基本施策	評価対象となる取組数	進捗評価				
		A	B	C	D	その他
福祉サービスの充実	6	1	4	1	-	-
災害時や緊急時の支援体制の充実	12	6	4	1	-	1
交通安全対策・防犯活動の推進	4	3	-	-	-	1
外出・移動支援の充実	4	1	1	-	-	2
計	26	11	9	2	-	4

#### ▼取組内容と評価

- 介護サービスの安定的供給と質の向上のため、介護職員初任者研修の受講費用の一部補助や、介護事業所等に勤める方の実務者研修受講費用や資格取得費用の補助事業を実施しました。また、大学と連携し、事業所・行政・学校の産官学連携のインターンシップを実施しました。
- 65歳以上の障がい者は介護保険サービス優先利用の原則がありますが、一人ひとりの状況に応じて柔軟に対応できるよう、高齢・障がい者支援連絡会において、個別ケースの情報共有や連携体制の構築を図りました。また、障害者自立支援協議会高齢・障がい者支援連絡会では、ケアマネジャーや相談支援員等関係機関が連携し8050問題等の課題解決に取り組みました。
- 自治会が主催する行事や防災訓練に職員が出向き、防災知識の普及や、協働による災害対策への理解促進を図りました。安全な暮らしを守るためには防災意識の向上は不可欠であり、継続的に取り組むことが重要です。

- 避難行動要支援者の避難支援体制の構築のため、毎年度、避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿に登録された一人ひとりの個別避難計画の策定に向けて、防災訓練等の際に、地域に対して策定への協力を要請しました。また、要配慮者等が安心して避難できるよう、市内福祉施設15施設と福祉避難所の協定を締結するとともに設置運営マニュアルを作成し、設置訓練を実施しました。
- 有事の際に迅速にボランティアの受け入れができるよう、社会福祉協議会との連携による災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を毎年度実施しました。
- 防犯に関し、青色パトロールカーによる市内巡回を定期的に行いました。また、通学路の危険個所の安全点検を実施するとともに、児童・生徒の下校時間に合わせ通学路を中心に巡回しました。
- 地域交通の充実に関し、令和2年度に「宇仁ふれあいバス」が、令和4年度に「日吉地区乗り合いタクシー」が、令和5年度に富田地区地域主体型交通「とみバス」が、地域主体型交通として運行を開始しました。また、市内の鉄道・バス不便地域に住む移動困難者の削減に向けて、コミバス「KASAI ねっぴ〜号」の再編及び土休日便の新設や、ルート変更・増便等に取り組みました。
- 移動が困難な75歳以上の方や障害者手帳をお持ちの方、65歳以上の免許返納された方に対しタクシー券を配布しました。

## 基本方針5 誰ひとりとして取り残さない支援

### ▼進捗評価

基本施策	評価対象となる取組数	進捗評価				
		A	B	C	D	その他
生活に悩みや課題を抱える人に対する支援	17	6	10	-	-	1
一人ひとりの権利を守るための取組の推進	8	1	2	-	-	5
多様な価値観を受け入れる社会づくり	5	-	5	-	-	-
計	30	7	17	-	-	6

### ▼取組内容と評価

- 子育てに関する相談体制の充実に向け、令和6年度より、ねひめキッズをオークタウンから交通アクセスのよい健康福祉会館に移設し、子育てに関する悩みを専門家(保健師・公認心理師・言語聴覚士・作業療法士)に相談できるよう、相談機能の充実を図りました。
- 不登校児童・生徒の増加に伴い、市内4中学校に校内フリースクールを開室しました。また、4小学校に校内サポートルームを設置し、児童の支援を行いました。
- 妊娠期からの切れ目のない相談支援と関係機関との連携による虐待防止の推進のため、令和6年度に加西市子どもサポートセンター(子ども家庭センター)を開設するとともに、3歳未満の未就園児を一時的に預かり、保護者に対し必要な助言や支援を行う「子ども誰でも通園制度」を開始しました。
- コロナ禍の自殺の増加等を背景に令和4年度に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、令和5年度に「第2次加西市自殺対策計画」を策定するとともに、コロナ禍で中止されていたゲートキーパー研修を再開しました。
- 後期高齢者の増加に伴いニーズの拡大が見込まれる権利擁護について、圏域の市町との連携のもと体制の充実を図るため、加西市・加東市・多可町の2市1町で令和6年10月に加西市社会福祉協議会が受託者となり、加西市健康福祉会館内に「北はりま成年後見支援センター」を設立しました。
- 生活が困窮している方に対し、一人ひとりの状況に応じて、社会福祉協議会と連携し、自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援等の各種支援に取り組むとともに、フードドライブを実施しました。また、子ども食堂等のボランティア活動を推進する団体の活動内容の周知や支援を行いました。
- すべての人の人権が尊重され、一人ひとりの多様性を認め合い、共に支え合う共生社会の実現に向け、令和6年度よりパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を導入しました。
- 外国人住民の生活支援について、NPO法人加西市国際交流協会と連携し、8言語対応で相談業務を実施しました。また、令和6年度より、多文化共生の推進拠点として「加西市グローバルセンター」の設置に取り組みしました。

## 5 加西市の現状について（まとめ）

### （1）支え合いの地域づくりについて

- 加西市では、多様な自助・互助・ボランティアグループが活動し、助け合いのまちづくりが進められています。調理・配食、こども食堂など、生活に密接した互助活動が行われているのも特徴で、高齢者の単身世帯等が増加する中で、日常生活を支え、見守りにもつながる重要な役割を果たしています。
- 令和7年4月時点で民生委員・児童委員の充足率は100%となっています。
- 一方で、ボランティアグループや団体役員を中心に高齢化が進んでおり、後継者の確保が課題となっています。

#### ▼各種調査結果について

	好機・強み、市の特徴	脅威・弱み
社会潮流	○ダイバーシティ&インクルージョンをはじめ、多様性と包摂性に富んだ社会への理解が広がりつつある	○地域活動や福祉業界における人手不足 ○コロナ以降の地縁の希薄化
統計データ	○外国人住民(転入者)が増加傾向 ○令和7年4月時点で民生委員・児童委員の充足率100%	○少子高齢化の進行 ○後期高齢者やひとり暮らし高齢者の増加 ○高齢者数は横ばいだが、シニアクラブへの加入者が減少傾向
市民アンケート調査	○自分にできる近所付き合いとして「安否確認の声かけ」「話し相手」は約8割が「できる」と回答 ○民生委員・児童委員の認知度が約9割と高い	○近所付き合いの程度は若年層が浅い傾向 ○5年前の調査結果と比較すると、近所付き合いの希薄化がみられる
関係団体・関係機関調査	○市内の助け合いの意識は「高い」という回答が約6割 ○配食支援やこども食堂、健康づくり等を含め、多様な自助・互助・ボランティアグループが活動	○活動上の困りごとについて約4割が「人手不足、協力者の不足」と回答 ○課題解決に向けて必要だと思うことは「人材育成するための講座の開設」「地域活動に関心のある人の発掘」 ○市や社協に望むことは「活動のPR・広報」「他団体とのつながりの支援」
計画の評価検証	○市独自の小地域ネットワーク「あったかシステム」による地域の交流活動や見守りが行われている ○民生委員・児童委員の協力による調査を実施し、要支援者の把握や、要支援者を関係機関につなぐ取組を実施	○高齢者の就業率の上昇もあり、地域活動や役職の担い手不足が顕著 ○地域のサロン活動は参加者の固定化や男性の参加者が少ないことが課題

## (2) 暮らしの安心と安全を守る取組について

- ボランティア団体と連携し、障がいのある人への情報発信や意思疎通支援に取り組んでいます。また、外国人住民への支援として、市立病院における医療通訳や広報紙の多言語発信に取り組んでいます。
- 防災に関して、各種調査では、日頃からの向こう三軒両隣での付き合いや避難訓練の実施、要支援者の把握が重要という意見が多く、そのほかにも、要支援者の個別避難計画の策定など、具体的な対策に関する意見が挙げられるなど、市民の関心の高さがうかがえます。
- 後期高齢者が増加傾向にある中で、認知症になっても安心して生活できる地域づくりに向けて、認知症(もの忘れ)相談や見守り・SOS ネットワーク事業に取り組むほか、GPS 等端末機の利活用を進めています。

### ▼各種調査結果について

	市の特徴、好機・強み、市の特徴	脅威・弱み
社会潮流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市では地震や大雨等の災害は近年発生していない</li> <li>○市の交通事故発生件数及び犯罪発生件数は長期的には減少傾向にある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震や大雨等の自然災害が全国的に頻発</li> <li>○危険空き家を含めた空き家の増加</li> <li>○後期高齢者の移動手段の確保が課題</li> </ul>
統計データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人住民(転入者)が増加傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢夫婦世帯、高齢単身世帯の増加</li> </ul>
市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分にできる支援として「災害時の手助け」は「ときどきできる」を含め約8割が「できる」と回答</li> <li>○地区の避難場所は7割以上が「知っている」と回答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「外出・移動支援の充実」は、施策の重要度が高い一方で満足度が低い</li> <li>○災害時の自力避難は、80歳代以上の約半数が「できないと思う」と回答</li> <li>○生活上の不安は、老後の生活や介護に関する回答が多い</li> </ul>
関係団体・関係機関調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○聴覚障がいや視覚障がいの人、外国人住民等の意思疎通・コミュニケーション支援を行う団体が複数存在</li> <li>○避難行動要支援者の避難支援に必要なことは「普段からの声かけ、近所付き合い」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多言語や点字での情報提供、支援が必要という意見がある</li> <li>○福祉に関する相談内容について、「高齢化に伴う困りごとや介護に関すること」が最多</li> </ul>
計画の評価検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人住民が安心して生活できるよう、広報紙の多言語情報発信や、市立病院における医療通訳システムを導入</li> <li>○防災体制の強化に向けて、地域と連携した個別避難計画の策定に着手、福祉避難所の確保を推進</li> <li>○認知症高齢者の安全確保に向け見守り・SOS ネットワーク事業や GPS 等端末機の利活用を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コロナ以降、各相談窓口における相談内容の複雑化・複合化が進行</li> <li>○避難行動要支援者の名簿作成のための調査の未回答者への対応が課題</li> </ul>

### (3) 誰ひとりとして取り残さない支援について

- 高齢化の進行等により、ダブルケア、ヤングケアラー、老障介護、8050 問題等、課題の複雑化・複合化がみられます。困りごとの相談をされたときも、1割強の方が「既存の公的福祉サービスの紹介等では解決できずに困った経験がある」と回答しています。(団体調査)
- 成年後見制度を軸とした権利擁護の充実に向けて、「北はりま成年後見支援センター」を設立しています。
- 近所付き合いとして「安否確認の声かけ」は約8割の方が「できる」と回答しています。また「孤立していたり、(安否等の)様子が心配な方」が「いる」との回答は14%となっています。
- 増加傾向にある外国人住民に対し、NPO 法人加西市国際交流協会等との連携による生活支援に取り組んでいます。また、誰もが尊重される多様性に富んだ地域づくりとして、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入しています。

#### ▼各種調査結果について

	市の特徴、好機・強み、市の特徴	脅威・弱み
社会潮流	○一人ひとりの性や、結婚・子育て、夫婦の在り方に対する価値観の多様化	○高齢化の進行等により、ダブルケア、ヤングケアラー、老障介護、8050 問題等、課題の複雑化・複合化がみられる
統計データ	○外国人住民及び外国人の児童人口が増加している	○高齢夫婦世帯、高齢単身世帯の増加 ○2040年には、国の高齢者の約7人に1人が認知症になると推計されている
市民アンケート調査	○近所付き合いとして「安否確認の声かけ」は約8割が「できる」と回答 ○「交流活動の推進」「相談体制の充実」は施策の満足度が比較的高い ○「孤立している」「孤独である」と感じる人の割合が全国調査結果より低い	○孤立していたり、(安否等の)様子が心配な方は「いる」との回答が14% ○生活困窮者自立支援制度、成年後見制度は約3割が「全く知らない」と回答
関係団体・関係機関調査	○こども食堂や高齢者のレクリエーション等、多様な居場所づくり・つながりの場づくりが行われている ○調理・配食ボランティアなど、高齢者の「食」を支える互助活動が行われている	○活動を行う上での困りごととして、個人情報の問題から支援が必要な人の情報が得られないという意見がある ○相談をされたときに、1割強の方が既存の公的福祉サービスの紹介等では解決できずに困った経験がある
計画の評価検証	○人権と多様性の尊重に向けパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入 ○「あったかシステム」により、市民、事業所、病院等が連携した見守りを実施 ○権利擁護の充実に向け、令和6年度に加東市、多可町と共同で、「北はりま成年後見支援センター」を設立	○各相談窓口における相談内容の複雑化・複合化が進んでいる ○子どもの発達や不登校に関する相談が増加傾向にある

## 6 加西市地域福祉計画策定委員会 委員等名簿

◎会長 ○副会長

区分	所属等	氏名	
1	学識経験者 兵庫大学社会福祉学科 教授	◎小林 茂	
2	加西市身体障害者福祉協会 会長	増田 優	
3	障害者団体 加西市手をつなぐ育成会 理事長	野田 英紀	
4	加西市精神障害者家族会 はとの会 会長	大竹 義章	
5	事業者代表 加西市社会福祉法人連絡協議会 会長	○蓬菜 和裕	
6	加西市社会福祉協議会地域福祉活動推進課 課長	岡田 美佳	
7	西在田地区はつらつ委員会 委員長	～R7.5.19	高井 勝正
		R7.5.20～	山本 茂幸
8	加西市民生委員児童委員協議会 会長	小牧 益雄	
9	地域住民組織 加西市区長会	～R7.1.30	古角 晴生 (副会長)
		R7.1.31～	菅野 恵市 (九会地区代表)
10	加西市連合婦人会 会長	谷勝 公代	
11	加西市シニアクラブ連合会 会長	～R7.4.25	山下 光昭
		R7.4.26～	小川 仁郎
12	ボランティア団体 代表	内藤 能民	
13	関係行政機関 加東健康福祉事務所 監査・福祉課 課長	～R7.3.31	小山 貴由
		R7.4.1～	成徳 明美
14	公募委員 公募委員	埴岡 秀昭	

## 7 加西市地域福祉計画策定委員会 設置要綱

### 加西市地域福祉計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく加西市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、加西市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる各関係者から推薦を受けた者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体・事業者に関係する者
- (3) 地域住民の組織に所属する者
- (4) 市民公募委員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

#### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議における審議の参考に供するために必要と認める場合は、利害関係を有する者等を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉企画課において行う。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月3日から施行する。  
(最初の会議の招集)
- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。  
(失効)
- 3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

## 8 用語解説

### あ行

#### ◎あったか介護相談員

介護施設等の介護サービスの提供の場を訪ね、サービスの利用者の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う人のこと。

### か行

#### ◎ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。

#### ◎健康寿命

WHO(世界保健機関)が提唱した指標で健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

#### ◎子育てひろば

子育て家庭が気軽に集い、交流し、子育てに関する相談や情報提供等の支援が受けられる、地域の子育て支援拠点のこと。

#### ◎こども家庭センター

妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。

#### ◎こどもの貧困

子どもを養育する保護者の所得が、周囲の平均的な生活水準を下回る「相対的貧困」状態であることにより、子どもの学習・体験機会や健康状態等、さまざまな場面において不利益を被る社会問題のこと。

### さ行

#### ◎市民後見人

成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者の後見人のこと。

#### ◎社会福祉協議会

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のこと。

#### ◎小地域福祉活動

身近な小地域(小学校圏域等)を単位として近隣の人々が行う見守り活動や、支援活動等の福祉活動のこと。

#### ◎情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できること。

#### ◎スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題及び悩みの相談に応じるとともに、教師及び保護者に対して指導・助言を行う心理職の専門家のこと。

#### ◎スクールソーシャルワーカー

問題を抱えた児童・生徒に対し、児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決を図る福祉の専門家のこと。

#### ◎成年後見制度

精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度のこと。

### た行

#### ◎ダブルケア

家族や親族等の親密な関係のなかで、特定の人物が複数人に対しケアを行っている状態のこと。育児と介護の両方を行う状態などを指す。

#### ◎地域共生社会

「支える側／支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を含むすべての地域住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会のこと。

#### ◎地域主体型交通

地域住民が主体となって、その地域に必要な公共交通を検討し、行政・交通事業者と連携しながら、計画・運行・運営・利用促進等に主体的に関わる公共交通のこと。

#### ◎地域包括支援センター

地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関のこと。

## な行

### ◎日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がいのある人など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う、社会福祉協議会が実施している事業のこと。

### ◎認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集える場のこと。

### ◎認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

### ◎農福連携

農業と福祉が連携し、農業経営の発展とともに、障がい者の農業分野での活躍を通じて生きがい等を創出し、社会参画を促す取組のこと。

## は行

### ◎パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

パートナーシップは、性的マイノリティ(LGBTQ等)のカップルを対象に、地方自治体が婚姻と同等のパートナー関係にあることを証明する制度のこと。ファミリーシップでは、パートナーに加えて「一方の子または親を含む家族全体」が制度に該当する。

### ◎避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。

### ◎福祉避難所

一般の避難所での生活が困難で、特別な配慮を要する障がいのある人や高齢者等の災害時要援護者を受け入れる避難所のこと。

### ◎フリースクール

何らかの理由から学校に行くことができない子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている施設のこと。

### ◎ふれあい・いきいきサロン

社会福祉協議会における交流活動の1つで、住民同士が気軽に集い、自由に交流することで、孤立感の解消や健康増進を目的に開設しているサロンのこと。

## ◎ボランティアウィーク

ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するため定められた期間(1週間)のこと。加西市では8月の第1週が該当する。

## ま行

### ◎民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、社会福祉協議会、関係機関・団体、ボランティア等と協力して、福祉のネットワークづくりを担う人物のこと。

## や行

### ◎ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

### ◎ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報設計(デザイン)のこと。

### ◎要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、関係組織等により構成される機関のこと。

## ら行

### ◎老障介護

高齢になった親が、障がいを持つ子どもの介護や介助を行う状態のこと。

## 英数字

### ◎SNS(えすえぬえす)

Social Networking Service の略称。インターネットを通じて交流や情報共有を行うサービスのこと。

### ◎NPO(えぬぴーおー)

Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織などと訳され、自主的・自発的な社会活動を行う組織のこと。

### ◎8050問題(はちまるごーまるもんだい)

80代の親と50代の子どもで構成される世帯のように、高齢の親が子どもの生活を支えるために経済的・精神的に強い負担を負う社会問題のこと。





---

## 第4期加西市地域福祉計画

発行日:令和8年3月

発行:加西市 福祉部 福祉企画課

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地

Tel:0790-42-8724 Fax:0790-43-1801

---